

平成24年第3回太子町議会定例会（第438回町議会）会議録（第2日）

平成24年6月4日

午前10時開議

議 事 日 程

- 1 一般質問
- 2 請願第2号 公的年金の改悪に反対する意見書提出を求める請願
- 3 請願第3号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の採択要請について

本日の会議に付した事件

- 1 一般質問
- 2 請願第2号 公的年金の改悪に反対する意見書提出を求める請願
- 3 請願第3号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の採択要請について

会議に出席した議員

1 番	中 薮 清 志	2 番	堀 卓 史
3 番	藤 澤 元之介	4 番	首 藤 佳 隆
5 番	福 井 輝 昭	6 番	森 田 眞 一
7 番	平 田 孝 義	8 番	吉 田 日出夫
9 番	井 川 芳 昭	10 番	中 島 貞 次
11 番	服 部 千 秋	12 番	井 村 淳 子
13 番	中 井 政 喜	14 番	橋 本 恭 子
15 番	清 原 良 典	16 番	佐 野 芳 彦

会議に欠席した議員

な し

会議に出席した事務局職員

局 長	上 田 眞 也	書 記	北 陽一郎
書 記	首 藤 智 子		

説明のため出席した者の職氏名

町 長	首 藤 正 弘	副 町 長	八 幡 儀 則
教 育 長	寺 田 寛 文	総 務 部 長	香 田 大 然
生活福祉部長	山 本 修 三	経 済 建 設 部 長	井 手 俊 郎
教 育 次 長	神 南 隆 司	財 政 課 長	堀 恭 一

（開議 午前10時00分）

○議長（佐野芳彦） 皆さんおはようございます。

平成24年第3回太子町議会定例会（第438回町議会）におそろいでご出席いただきありがとうございます。

ただいまの出席議員は16名です。定足数に達していますので、ただいまから平成24年第3回太子町議会定例会（第438回町議会）を

再開します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配りましたとおりです。

これから日程に入ります。

～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第1 一般質問

○議長（佐野芳彦） 日程第1、一般質問を行います。

質問されます議員諸君に申し上げます。

質問は一問一答方式で行います。質問、答弁が終わるまで一般質問席でお願いします。

なお、念のため申し添えますが、質問、答弁は簡潔明快をお願いします。

さらに、今期定例会では時間制により質問を行うこととなっておりますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、順番に発言を許します。

まず、吉田日出夫議員。

○吉田日出夫議員 おはようございます。

それでは、8番吉田日出夫です。通告に従って一般質問をさせていただきます。

まず1つとして、新庁舎建設についてですけども、先日5月10日の臨時会にて新庁舎建設調査特別委員会の調査研究説明要求項目に対してご回答をいただいたんですけども、その中でまだ不明確な点がございましたので、この中で進捗状況を含めて確認をさせてもらいたいと思います。

1つとして、実施設計でのプロポーザル選定設置のメンバーは決定が完了しましたか。

2番として、地域交流センターの採用目的は認識しておりますけども、運営が文化会館とか中央公民館とか図書館とかといった社会教育施設、住民自治をはぐくむ場の機能を持った形として進めるとのことであるが、中央公民館の一つの形としては運用は考えられないのか、そこをお聞きしたいと思います。

3番目に、現在の新庁舎特別委員会の開催推進状態では本当に計画どおり進められるのか、不安を感じます。先ほど言いましたように、プロポーザルでこのメンバーが決まっておるんだったら、設計入札期日のめどがあると思うんですけども、そこら辺をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（佐野芳彦） 総務部長。

○総務部長（香田大然） まず、1番目のプロポーザル方式採用選定委員会メンバーでございますけども、現在は新庁舎建設基本実施設計プロポーザル選定委員会設置要綱の制定に向けて準備中でございます。要綱の制定後

にプロポーザル選定委員会の委員を決めたいというふうに思っております。

それから、2番目でございますが、地域交流センターの関係でございますが、地域交流センターの考え方につきましては、3月に策定いたしました太子町新庁舎建設基本計画の中でもイメージは定めておりますが、住民の方々が自由に使うことができ、気軽に立ち寄れるようなそういったものにしたいと考えております。

ご指摘のとおり、中央公民館との機能を含めた文化交流、文化発信、これは今現在は文化会館、歴史資料館、図書館、中央公民館がございまして、それぞれのあり方も十分に考慮しながら、住民交流の目的に応じて個々の機能の発揮と連携に考慮した計画を現在作業部会で検討している段階でございます。

それから、設計入札期日というご質問ですが、先ほども答弁いたしました、現時点では基本実施設計プロポーザル選定委員会設置要綱の制定に向けて準備中でありまして、プロポーザルへの手続を進めながら順に決定していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 吉田日出夫議員。

○吉田日出夫議員 今3項目に対してお答えをいただいたんですけども、まずこの1番の中での設置事項要綱を決定後にはっきりさせるといってご回答でしたけども、そのめどはいつぐらいにこれが完了するんですか、要綱がつけられるのは。

一つ一つに対していつぐらいをめどにそういうことを進めておるんだという形のご回答がいただけたらということをおもうんですけども、まずこれが1つと、それから2番目の中で、いろんな運用の目的で先ほどおっしゃってございましたけども、この中央公民館も耐震からいうとも老朽化ということが進んでる中で、本当にそういうことも含めてのお考えのもとに検討がされておるのかどうかを、これもお聞きしたいです。

それから、3番目も入札の件ですけども、

基本実施計画のこれをはっきりしてからということですが、そのめどがいつぐらいか、これもお聞かせ願います。

○議長（佐野芳彦） 総務部長。

○総務部長（香田大然） 設置要綱のめどですけれども、今申し上げましたとおり準備中でございますので、日にちあるいは何月ごろということは明確にはお答えできません。一つ一つこなしていきたいと思っております。

それから、中央公民館も確かに老朽化しておりますが、そういったことも含めて、今現在作業部会で検討してる段階でございます。

それから、設計入札期日のこれもめどという質問なんです、一つ一つこなしながら進めていきたいと思っておりますので、この場でいつごろだとか、何日ごろだとか、何月ごろだとかという答弁はできません。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 吉田日出夫議員。

○吉田日出夫議員 今、部長のお答えでは、いつごろかという形は申し上げられないということなんですけれども、大体今度の夏ぐらいに懇談会をまたやるということでお聞きしておるんですけれども、いつも懇談会の中で住民の方々からお聞きするのは、本当に抽象的なことの内容であって、本当に質問ができるような内容の説明がないということをおっしゃるんですよ。そういう意味では、決定してなくても、こういうめどでいつごろを基準に進めておるかという形を今後は考えた上での答えがいただけたらありがたいということで、要望として申し上げておきます。

次、2番目ですけれども、だれもが支え合って暮らせるまちづくりという内容の一つとしてやすらぎタクシーの運賃助成事業というのが進められておるんですけれども、これも2件お聞きしたいんですけれども、私もこの内容について、本当に私の町内がどうなっているのかということで確認しました。そうしたら、事実、民生委員の方が一軒一軒該当者には連絡をとってもらって、申請書の手続を全員が進める形にはなっております。

ただ、地区によっては、借家にお住まいの方なんかは、まだそこら辺が十分に周知徹底されてないという形をお聞きしましたので、あえてこれに対してフォロー等も含めて当局のほうはやられておるのかということでお聞きします。

1つとして、申請内容はどのような方法で進められたか、それから2つ目として、4月からさかのぼっての運用ということなんですけれども、4月、5月含めての何件くらい今申請が出ておるか、また予算に対するその率はどうか、それをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（山本修三） 本年度から始まりましたやすらぎタクシー助成制度につきましての町民の皆様への周知についてでございますが、障害者、高齢者世帯のそれぞれの対象となる世帯、また助成内容、申請方法、利用方法等を広報5月号及びホームページで掲載いたしております。

特に対象となる世帯が自動車を持っていない世帯や高齢者のみの世帯などは町として戸別に対象世帯を把握できませんので、4月に開催されました民生委員児童委員協議会、定例会におきまして、委員の方々に把握されている範囲で該当される世帯へ戸別に訪問いただき、制度周知や申請代行をお願いしたところでございます。

また、障害者の方でやすらぎタクシー対象者のうち、減免を受けておられない方には直接文書送付により、対応いたしております。

次に、申請件数でございますが、高齢者世帯で今現在申請を受け付けておりますのは312件、予算に対する見込み率は62.4%でございます。障害者世帯では29件で、見込み率としまして29件となっております。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 吉田日出夫議員。

○吉田日出夫議員 今お答えをいただきましたんですけれども、いろんな民生委員さんとか広報、ホームページ等通じて周知徹底を図ら

れておるんですけども、まだいまだにここで数字があらわしておりますように、とにかく該当者というのははっきりしておるんで、その方々にきちっと伝わって、やはり皆さんが運用をきちっと、せっかく予算とってやっておることなんで、早いうちにそういう認識をしていただいて、申請をしていただくように動いてもらいたいという形を思いますので、よろしくお願いします。

以上で一般質問を終わります。

○議長（佐野芳彦） 以上で吉田日出夫議員の一般質問は終わりました。

次、首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 おはようございます。4番首藤佳隆、通告に従いまして一般質問を行います。

本年4月23日に京都府亀岡市で通学途中の児童と付き添いの保護者の列に無免許の少年が運転する車が突っ込み、3名のとうとい命が失われるという痛ましい事故が起きました。その数日後にも、千葉県館山市、愛知県岡崎市で、さらに5月14日には大阪市で放課後に集団で学童保育に向かっていた女の子が乗用車にはねられ死亡するという事故があり、子供たちが死傷する事故が多発しております。

また、昨年12月28日の夕方、近隣の相生市の市道で、高校生が運転する無灯火の自転車が散歩していた3人連れの女性グループに衝突し、そのうちの65歳の女性が死亡するという悲しい事故が起こったことは記憶に新しいことであります。

そこで、安心して暮らせるまちづくりの一環として、子供たちや高齢者を守る交通安全について、今回は大きく4つのテーマに絞って質問させていただきます。

大きな1番目、交通安全対策の充実について。

2012年1月24日の神戸新聞によると、兵庫県内で自転車による対歩行者の事故が10年前の約5倍に増えており、自転車との衝突や接触による歩行者の負傷も増加傾向で、2年連

続で死者も出ているという記事が掲載されていたし、このたつの署管内でも自転車による事故は増加傾向にあることが報告されております。

また、県警の交通企画課によると、2011年、県内の自転車と歩行者の間で起きた事故は194件と過去最多、そのうち1人が死亡され、けがをした人は188人だったと。この数字は2001年に比べ、事故件数と負傷者数はともに約5倍に上がっているとのこと。この数値に上がってないケースもほかにも多数あると思います。

さらに、警察署交通局より、全国の警察署に良好な自転車秩序の実現のための総合対策の推進という指示が出され、それを受けて兵庫県警は、昨年12月、自転車利用者に対する交通ルールなどをまとめた自転車対策総合計画を策定し、自転車は車両であるということ。を自転車利用者のみならず、自動車運転者を初め、交通社会を構成するすべての方に周知徹底するという基本方針のもと、自転車利用者に対する交通ルールの周知、自転車安全教育の推進、自転車利用者の交通違反に対する指導、取り締まり、交通ボランティア等と連携した街頭活動という4つの施策が策定されております。

また、太子町においても、第5次総合計画、政策4、安心して暮らせるまちづくりの施策3、交通安全対策の充実の中で、交通キャンペーンの充実、自転車の交通マナーの向上、歩道の整備という基本事務が掲げられ、24年度の町長施政方針の中では、特に自転車と歩行者の事故が多いため、自転車の安全運行などの啓発活動を強化すると述べられました。

これらを踏まえて4点を質問しますが、その前に自転車安全利用5原則を確認します。

1番、自転車は車道が原則、歩道は例外。

2番、車道は左側を通行。

3番、歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行。

4番、安全ルールを守る。

5番、子供はヘルメットを着用。

この安全利用5原則を基本として、そのほかにも携帯電話で話しながら自転車に乗ってはいけない、少しぐらいの雨だからといって傘を差して乗ってはいけない、信号機のない交差点では一時停止と安全確認をするなどなど、さまざまなルールとマナーがあります。

そこで、1つ目、自転車マナーの向上対策についての現状と今後の方針を伺います。

次に、東日本大震災以降、特に健康、環境に、渋滞解消に、そして、災害時の移動手段としても自転車に対する意識が高まり、自転車ブームが広がっていることはご存じのとおりですが、その一方では、自転車事故によって3,000万円から5,000万円といった高額な損害賠償を求められている判例も多く、自転車保険への関心も高まってきており、今ではインターネットやコンビニ店、携帯電話などを利用して安く手軽に入れて、大型保障のついた保険商品も増えてきています。

そこで2つ目、自転車保険の加入啓発についての方針を伺います。

次に、ブレーキがきかないとかライトがつかないなどの整備不良が原因による事故が目立っています。

そこで3番目、自転車点検整備の啓発及び点検や整備をすることでつけてもらえて、同時に保険にも加入ができるTSマークの加入啓発についての考え方を伺います。

4番目、先に述べたように兵庫県警も交通ボランティアとの連携を推進しているほか、播磨地区ほかの市町の多くが条例化している交通指導員を太子町も設置してはいかがでしょうか。

以上4点、お願いします。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（山本修三） まず、自転車マナーの向上につきましてでございますが、自転車につきましては、その手軽さや利便性から幅広い年齢層で多様な目的、用途に利用されておりますが、道路交通法上では軽車両に位置づけされているにもかかわらず、車両

の運転者としての認識が希薄でございます。

自転車利用者による交通マナーの悪さや交通法規の認識不足、歩行者への配慮不足が指摘されているところでございます。

太子町では、昨年度は太子高校の生徒を対象に、警察が主体となりまして、自転車事故を防止するため、自転車の安全な乗り方についての安全教室の開催、また生徒が多く利用する斑鳩東交差点におきまして、行政や各種団体が協力して自転車の点検指導や夜光反射板の添付活動を行うなど、高校生の規範の意識の向上に努めているところでございます。

今年度につきましては、5月9日に開催されました交通安全総点検の際に、太子高校におきまして、警察より自転車マナー等の講演を行っていただいております。

また、議員もご存じのとおり、5月21日、警察と町内3つの自転車屋さんの協力のもと、町内量販店におきまして自転車の点検整備を行っております。また、6月下旬には高齢者を対象としました自転車講習会もする予定でございます。あらゆる機会を通じて交通マナーの向上に努めてまいりたいというふうに考えております。

今後も引き続き学校を初め関係機関、高齢者団体等の交通安全教室等を実施しまして、自転車利用者の法令遵守とマナーの向上、自転車事故の減少を目指し、警察と連携の上、諸活動を展開していきたいというふうに考えております。

次に、自転車保険の加入啓発でございます。自転車の運転者が被害者だけでなく、加害者になり、多額の賠償責任が発生した事例もございます。

たつの警察署による交通安全教室等の機会におきまして、民間の保険会社に加入する交通事故傷害保険で自転車運転中のけが及び賠償事故にも対応するものがあることを説明しまして、加入啓発に努めております。保険の加入はあくまで任意でございますが、自己責任の範囲の中で加入啓発に努めていきたいというふうに考えております。

次に、自転車整備の啓発及びT Sマークでございます。自転車の安全性確保、T Sマーク制度についてでございますが、自転車を安全に利用してもらうための制度で、自転車安全整備士が自転車を点検整備して、道路交通法上の普通自転車として確認をしたときに張られるマークでございます。このマークが張られている自転車には、傷害及び賠償責任保険が付加されます。

しかし、T Sマーク附帯保険につきましては、自転車運転整備店で年1回、点検整備を受け、それを証明するT Sマーク、約1,000円ぐらいになっておりますが、張ってもらって、傷害保険、賠償責任保険がつくものでございますが、保険の有効期間が点検日より1年間であるため、継続更新する場合は、年1回、定期的に整備を受ける必要があります。そのため附帯保険に継続加入することが本当に難しいのが現状でございます。今後とも自転車を安全に利用してもらうためにも、知名度が低いT Sマーク制度を警察と連携しまして認知度を高めるために広報機関等による情報提供を検討してまいりたいというふうに考えております。

次に、交通安全指導員でございます。近隣地域でも交通指導員設置要綱を設置しまして、学校の登下校時に立ち番を実施している市町もございます。

本町や近隣市町でも登下校時にはP T Aや自治会または老人会の方々がボランティアで交差点付近等に自主的に立ち番を行っていただいております。子供たちの交通安全の確保のため、十分注意しながら努めていただいている状況でございます。本町におきましては、今後もこういった活動を尊重していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 ありがとうございます。答弁のほうで何点か確認させていただきます。

まず、1番のほうの6月下旬に高齢者の教室等が準備されてるということですが、具体

的に決まってることありましたら、教えてください。まず、それからお願いします。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（山本修三） 今老人クラブ連合会と相談申し上げているところでございます。基本的には4校区やっていくように考えております。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 3番のT Sマークなんですけども、役場の自転車であるとか、公民館にとまってる自転車であるとか、何かの会合等で集まってる自転車とか、いろいろ見ましても、T Sマークがついてる自転車、町内ではなかなか見かけないということもあるんです。

全国的にも昨年度の交付が約192万枚と、前年に比べては3割増えてるということらしいんですけども、それでも自転車所持者全体の2.7%程度だというふうに先ほど部長の答弁の中にもあったように知名度が低いということで、なかなか進んでない状況であるということですが、例えば子供が事故を起こした場合に、当然負担が親にかかってくると。保険入ってないと、3,000万円とか5,000万円という賠償、これとんでもない金額になって、なかなか払えるもんじゃございません。

そういったこともあるんで、自転車保険の加入啓発及び点検整備、T Sマークの加入啓発というのをぜひ前向きに情報提供していただいて、広報とかホームページを通じたり、また老人クラブの会合であるとかさまざまな会合等でも保険の加入、点検整備ということを強く啓発していただければと思うんですが、その辺いかがでしょうか。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（山本修三） 自転車所有者が加害者、被害者になり得ることが多くなってまいっておりますので、自転車を安全に利用してもらうためにも、やはり先ほど申し上げました知名度がかなり低うございますので、認知度を高めるよう啓発に取り組んでい

きたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 周知のほう、よろしく願いします。

あと、4番目の交通指導員のことでですけども、先ほど皆さんもご存じのとおり自治会とか老人会とかPTAの方々が子供の登下校というか、下校のほうが多いとは思いますが、交差点等に立っていただいて、見守りをしていただいておりますので、部長の答弁から、そういった自主的な活動を尊重してやっていきたいということであるんですが、ここで言う交通指導員というものが、ほかの市町さんの条例等を拝見しましても、子供さんの登下校以外にも一般の方々の交通マナーであるとかルールであることも啓発活動していくと、指導していくという指導員であります。

ぜひ一般の方にも広げるといふ、一般の方を対象にした啓発活動ということも含めて検討していただいて、この交通指導員さんの条例を見ていきますと、制服であるとか、警笛であるとか、腕章であるとか、そういったものが配付されてる場合が多いんですけども、だれもそうだと思うんですけども、やっぱり制服とか警笛というものが何らかの形で抑止になると思うんです。そういったことも含めて検討のほうをしていただければと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（山本修三） この交通安全指導員さんの件でございますが、自主的に太子町の場合、PTAさんや自治会または老人会、また一般の方も交差点等で自主的に立ち番を行っていただいております。

こういったこと、このことに限らず自主的な取り組みが必要ではないかということで、ある意味、こういったボランティアさんを育てることが地域力の向上になるのではないかと、それがいろいろな行政課題であるというふうに考えております。また、今後もこの活動を尊重していきたいというふうに考

えております。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 ボランティアさんを育て、地域力を高めるといふご答弁で、これはすばらしい、もっともなことだと思いますけども、交通安全ということで、子供たち、高齢者含め一般の方々も事故が本当にならないようにということで、指導員のほうも頭の隅に置いておいていただいて、行く行くは条例化できるように考えていただければと思います。

ちょっとこのことに関しまして、交通安全対策の充実ということで兵庫県警のホームページを見ますと、太子町内には青色パトロール車が13台あるというふうに載っておりました。そのほかにも揖龍少年補導員連絡協議会さんが23台保有されていると。町内における青パト車13台の活動状況はいかがでしょうか。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（山本修三） 青色回転灯装着車パトロールでございますが、町では平成18年から取り組んでおります。現在では町職員が約60名ほど青色回転灯の実施車の講習を受けまして、公用車に道路運送車両の安全基準に適合した青色回転灯を装着して、交通、また防犯パトロールを行っております。また、この間新聞にも掲載されておりましたが、太子町の商工会さんでも青パトの巡回をされているというふうに掲載されておりました。

今後も引き続き青色回転灯を装着して交通防犯、パトロールを行い、学校を初め関係機関、高齢者団体等の交通安全教室を実施し、交通防犯の減少を目指し、警察と連携の上、諸活動を展開していきたいというふうに考えております。

なお、平成21年度からの体制では、庁舎内では生活環境課、管理課、社会教育課におきまして、平成23年度、平日の下校時に町内巡回パトロールしまして、実質的には約90日ほど行っております。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 ありがとうございます。商工会さんの青パトのことも新聞で拝見したところであります。

下校時とかの巡回ということで、回っていることにはちょこちょこ目にしているわけですが、その際に今触れました自転車マナーの向上であるとか、保険加入などの啓発の放送をしていただくってことは可能でしょうか。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（山本修三） この青色パトロールの回転灯の件につきましては、警察の適合を受けた公用車でっております。そういったことで、そういうことができるのかどうか、所管課とちょっとお話しさせていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 ぜひ調査していただいて、できるものであれば、定期的にそういった放送が流れてるというだけでも啓発活動にすごい役立つと思いますので、よろしく検討のほうをお願いします。

この青パトなんですが、たつの市さんではNPO団体さん、青少年育成協議会、また自治会単位と、また旧新宮町、揖保川町、御津町といった地域ごとに青パトが配置されているということを県警のホームページで確認できます。

太子町でも青パト申請を推進していただいて、地域の方々が乗るということはお考えにはできないでしょうか。そういったことを啓発していくという活動はいかがでしょうか。

○議長（佐野芳彦） 青パトの件は通告にないんだけど、まだ青パトに関して……。

○首藤佳隆議員 もうこれだけです。

○議長（佐野芳彦） 大丈夫、今の件はオーケー、通告にはないけど。余り通告のないのを続けるのも。

生活福祉部長。

○生活福祉部長（山本修三） この青色パトロール車の推進につきましては、警察が実施しておりますので、また警察とも連携協議しまして推進していくように検討したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 通告にないことをしつこく聞きまして済みません。

ほかの記事ですが、紹介だけして次の質問に移りますが、今年度の5月10日の読売新聞で載ってました。立命館大学が4月から自転車で通学している全学生を対象に損害保険の加入を義務化したというニュースが載ってありました。立命館大学は生徒数が、1万6,000人が自転車通学しておると、そういった学生さんに対して損害保険の加入を義務化したというニュースで、この立命館の取り組みを知った大学とか高校、中学校などからすごい加入手続等の問い合わせが殺到しているというふうな記事が載ってありました。

そういったことも踏まえまして、自転車保険の加入、また点検整備、TSマークということ強く啓発活動をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

続いて、2つ目の質問に移ります。

高齢者の運転免許自主返納について。

近隣のたつの市、佐用町では、23年4月から高齢者の運転免許自主返納を推進する条例を定めています。

一方、太子町では、やすらぎ太子ひまわりプラン2012の中で、高齢者の増加に伴い、高齢者の交通事故が増加していることから、自主返納について、認知度は低いですが、今後広報・啓発活動の充実を図ると掲載されております。これらを踏まえまして、次の2点を質問します。

1つ目、高齢者運転免許自主返納に対する町の考え方を伺います。また、たつの市では運転免許自主返納者に対してコミュニティバス無料券を進呈、佐用町ではタクシー運賃助成制度、コミュニティバス利用券を進呈する

ほか、免許を返納することによって身分証明書がなくなるので、写真つきの住基カードを無料交付されております。

そういったことも踏まえて2つ目、自主返納者に対する太子町の支援策の現状と今後の方針を伺います。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（山本修三） 高齢者運転免許自主返納についてでございます。

高齢のため自動車運転の必要がなくなった方や身体機能の低下などを自覚の方が自発的に返納する制度でございまして、平成10年から運用されております。

法改正によりまして、平成21年6月までに75歳以上の高齢運転者に対し、運転免許の更新の際に記憶力、判断力などの認知機能検査制度も導入され、一定の検査を経て医師が認知症と診断した場合には取り消し処分を出されることとなります。

この返納制度に関しましては、身体的機能の低下の程度に個人差があることや、また高齢者が実際移動手段を確保するという必要もありますので、こういったことから返納をちゅうちょされている方、またその制度そのものを承知されてない方もあるのではないかと考えております。

警察は免許更新時における高齢者講習あるいは交通安全教室等、あらゆる機会をとらえて周知されているというふうに思います。

高齢者の事故は年々増加しております。いわゆる団塊の世代の方が65歳以上なり、超高齢社会に突入する近い将来におきまして、高齢運転者対策は重要な課題となっております。そうした中、運転免許の自主返納については一つの有効な対応策であると、たつの警察署と十分に連携、相談してまいりたいというふうに考えております。

支援策でございますが、兵庫県も急増する高齢ドライバーの事故に歯どめをかけるため、65歳以上の高齢ドライバーを対象に、高齢者運転免許自主返納サポート制度を始めております。返納者が増えつつあるというふう

に聞いております。これは、返納された方に交付する運転経歴証明書が各種手続の身分証明書として効果を果たしているのと、また高齢者運転免許自主返納サポート協議会加盟企業の協力のもと、バス乗車運賃割引など、さまざまな特典が受けられるということでございます。

本町としましても、高齢者運転の事故多発は深刻な問題でございます。人生の後半でこうした事故に巻き込まれるということは、いろんな意味で大変なことでございます。運転免許の自主返納についての支援については、また近隣市町の支援策を参考にしながら、各部署とも十分協議しながら本町ができる支援策を検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 ご答弁いただいた中で、今後近隣を参考にいろいろと検討していくということなんですが、佐用町のように自主返納者に対して写真つきの住基カードを無料提供するということはどうでしょうか。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（山本修三） 住基カードは今無料になっております。

こちらのほうへ申請していただいたら、無料で提供いたします。

○議長（佐野芳彦） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 自主返納者に対しての話です。

○議長（佐野芳彦） ちょっと暫時休憩します。

（休憩 午前10時41分）

（再開 午前10時41分）

○議長（佐野芳彦） 休憩前に続き会議を開きます。

引き続き首藤議員、質問してください。

○首藤佳隆議員 近隣の市町がいろんな支援策を考えられております。ほかにも全国的に見ると、自主返納者に対しての支援策がないとなかなか自主返納も進まないと思います。

何人かの方にお聞きしても、特典がないと返納できひんなという声とか、かわりになる乗り物を考えてくれんとかやっぱり困るなとか、いろんな声をお聞きしてるわけなんですけども、全国の支援策の事例を見ますと、電動アシストつき自転車とか三輪車を購入する場合に助成制度を設けていたり、商工会と連携して料金割引とか宅配サービスなど、加盟店登録でサービスを受けることができるなどのいろんな支援策をされてるところが見受けられます。

太子町においても自主返納を促すためにも、交通安全対策ということで自主返納を促すためにも、行政だけではなくて企業さん、地域、町民が一体となってアイデアを出し合ってサポート体制を考えていくときが近づいてるんじゃないかと思いますので、当局においてもいろんな事例を調査していただいた上で、高齢者の安全について話し合える場を設けていただけるように要望して、次の質問に移ります。

大きな3番目、学校における交通安全教育について。

自転車のマナー向上と関連しますが、より細かく対応を確認したいので、次の質問、学校における交通安全教育について質問させていただきます。

太子町では第5次総合計画、政策4、安心して暮らせるまちづくりの施策3、交通安全対策の充実の中で、交通安全教育の推進という基本事務が掲げられていることを踏まえて、次の2点を質問します。

1つ目、子供たちへの交通安全教育について、現状と今後の方針を伺います。

また、自転車という乗り物がどうしても軽く考えられてしまいがちですけども、子供が自転車事故を起こしてしまったら、1番のところに触れましたが、その責任は保護者に問われます。そういったことも踏まえて2番目、保護者向けの交通安全教育について、現状と今後の方針を伺います。

○議長（佐野芳彦） 教育次長。

○教育次長（神南隆司） 2点いただいております。1点目、子供たちへの交通安全教育についてでございます。

児童の交通安全意識を高め、正しい交通ルールの実践を習慣づけることにより、事故防止に努めるために各小学校において、たつの警察署の協力のもと、交通安全教室を開催しております。今年度においては、斑鳩小学校では5月18日に、太田小学校では5月31日に既に開催いたしました。また、龍田小学校は6月20日に開催予定で、石海小学校においては、現在関係機関と日程調整中でございます。

今後とも、児童・生徒が交通ルールを守ることや交通事故を未然に防ぐことの大切さに気づき、みずから身を守り、安全を確保する、そういう能力を育成するため、引き続き関係機関の協力を得ながら交通安全教室を開催していきたいと考えております。

2点目です。保護者向けの交通安全教育でございます。

各学校において保護者の方々を対象に特別に機会を設けて交通安全に関する講習などは実施いたしておりません。しかし、学校によっては交通安全教室をオープンスクールの日を実施し、自転車練習、歩行練習の補助員をPTAの方をお願いするなど、保護者の方々への交通安全に対する意識高揚にも努めてるところでございます。

各家庭には子供から高齢者、乗り物では自転車、バイク、自動車利用者など、さまざまな年齢、またさまざまな立場の方がおられますことから、家庭の中で交通安全について話し合うことは、お互いの立場をそれぞれ理解し、思いやりのある交通行動の実践につながるものと考えております。

今後とも、児童・生徒を被害者にしない、また加害者にもさせないを基本とし、家庭や学校においてそれぞれの交通場面でどんな危険があるのか、どうすれば安全なのかについて確認し、日常の交通行動に役立てられるよう、保護者への啓発などに努めてまいりたい

と考えております。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 答弁ありがとうございます。

今年度の各小学校における交通安全教室ということ、日程、スケジュール等をお聞きしたわけですが、具体的に警察来られて、自転車に関しての教育をされるのでしょうか。交通安全全般でしょうか。

○議長（佐野芳彦） 教育次長。

○教育次長（神南隆司） 例えば斑鳩小学校の例で申しますと、トラックを使った左折巻き込み事故の防止のための実験、それから運動場に描いた交差点で、交差点の渡り方などを説明します。登校下校の仕方も指導します。交通安全の歌も歌いますという形で、議員お尋ねの件でいいかと、全般的なものをされているということでございます。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 殊、全般に関してされるということは非常に素晴らしいことなんですけれども、ここ最近自転車ということが注目されておって、事故も多くなっております。

そういったことも踏まえて、自転車を持ち込んだりしての自転車に対する安全教育ということも考えていただいて、この交通安全教室は全生徒対象になるんですか。学年ごとでしょうか。

○議長（佐野芳彦） 教育次長。

○教育次長（神南隆司） 全生徒を対象にしております。太田小学校などは人数が多いものですから、1部、2部にグループ分けにしてやっておりますが、すべての学年を対象にしております。

また、私、先ほどの質問で自転車をそれぞれ持ち込んでやっている場合、斑鳩、龍田小、太田小などは自転車を持参協力自転車で自転車の部分もやっておりますので、あわせてご答弁させていただきます。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 小さいお子さん何人かに聞いたことがあるんですが、自転車に対する教育は6年生の子がしてるみたいやなど、僕ら小さいときから教えてくれたらもったえのになと言ってるお子さんも何人かいらっしゃったわけですが、低学年のうちから自転車に関して、交通安全全般に関して当然ですけれども、特に自転車の通行に関して教えるという機会を設けることは可能でしょうか。

○議長（佐野芳彦） 教育次長。

○教育次長（神南隆司） お答えします。

各学校の実施計画等を見ますと、やはり議員指摘のように高学年、高年齢の学年の方は、4年、5年、6年は自転車のスキルチェックとか自転車の乗り方も指導していますが、やはり低学年のほうは歩行とか事故防止のほうに注意を置いてるようでございますけれども、そういったお話がありましたので、一応全学年を通しての自転車の関係につきましては、また学校長等に相談をかけてみます。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 学校の相談かけていただいて、低学年からでもできるようになればと思います。

自転車とか子供たちへの安全教育ということで、小・中学生や高校生に正しく自転車に乗ってもらおうと、同じ兵庫県内三田市や三田小などで組織する市の交通対策委員会がこの4月から自転車交通安全教室の受講修了を証明し、安全運転を促す自転車運転免許証の交付を独自に始められております。

免許証は小学生用と中学、高校生用の2種類があって、表面には氏名、学校名、学年、交付日が明記されて、下段には、左端を1列で走行する、左ブレーキ、右ブレーキの順でかけるなどの約束ごとが書いてあります。裏面は、小学生は自転車に乗る際の注意事項、中高生用は、自転車でも交通ルールを守らなければ罰金などの処分があることを載せてお

ります。この自転車運転免許証というのは、2009年には佐用町でも実施されております。

そういったことを踏まえて、太子町の小学生、中学生、高校生にも簡単なもので結構なんで、自転車運転免許証のようなこと、さっきのスキルチェックだとかという、4、5、6年生にされてるわけですけども、そういった機会を設けられたときに交通安全協会なんかとも連携しながら、簡単なものでいいんですが、そういった免許証を発行するというようなことは考えていただけますでしょうか。

○議長（佐野芳彦） 教育次長。

○教育次長（神南隆司） お答えいたします。

三田市のことを申されましたけれども、私も三田市の自転車運転免許証交付制度の導入についてというものはネットで勉強させていただきました。自転車運転免許証の交付ということは、児童・生徒の交通安全、事故防止への機運の醸成を醸し出すこと、また意識づけの向上は図れるということにおいては効果はあると思います。

三田市では、先ほど言われましたように交通安全協会が窓口になっていると聞いておりますが、太子町としましては、先ほど申しました校庭でのスキルチェックとか、それから乗り方指導等につきましては十分やらせていただいておりますけれども、今のところ免許証というこの制度の導入は考えておりません。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 今のところ考えてないということですが、子供というのは何かそういう簡単なものでもいいんで、もらうと喜ぶんですね。その喜びが意識の向上につながっていくと思うんで、簡単なもので結構なんで、何か考えていただければと思います。

安全教育ということに関してですけども、五、六年前まで西中とか東中では、地元の自転車組合さんの協力で、自転車通学の生徒さんの自転車点検をしてもらっていたというこ

とも聞いております。残念ながら点検した中で不良マークがついた自転車を修理に出す生徒さんが少なくて、また学校側も修理に出すとお金がかかることなんで強制できないということで、だんだんしりすぼみになって、今はもうそういった点検してないということを知っています。

そういった状況もありますので、中学生等の自転車通学、また太子高校の自転車通学を含め、部活動に行かれる方の自転車とか小学生の自転車というのを点検啓発、教育で促していただくということを強く要望しておきます。

そのほかにも

（録音なし）

保護者に問われますので、ぜひとも早目に保護者向けにも自転車マナー啓発、保険加入の大切さ、そしてご自身の自転車の点検整備などを促す保護者向けの安全教室も定期的な開催をお願いして、次の質問に移ります。

大きな4番目、最後です。スムーズに移動できる交通体系の構築について。

太子町第5次総合計画、政策5、快適で住みやすいまちづくりの施策2番、スムーズに移動できる交通体系の構築の中で、歩行者、自転車が安全で快適に通行できる道路環境が構築されていることを将来像として掲げられています。そのことを踏まえて次の2点を質問します。

1番、子供たちが通う通学路の安全性について、現状と今後の方針を伺います。

2つ目、歩行者、自転車のネットワーク整備について、現状と今後の予定を伺います。

○議長（佐野芳彦） 経済建設部長。

○経済建設部長（井手俊郎） それでは、まず最初の通学路の安全性についての現状と今後の方針を問うにお答えをいたします。

本町では毎年実施しております交通安全施設の総点検におきまして、警察及び道路管理者や交通安全を進める会、また自治会などの

協力をいただき、安全意識の高揚や施設の維持に努めております。

また、通学路対策の強化につきましては、警察と各自治体との連携が強く求められており、通学路の再点検、また通学路における保護誘導活動などについて特に重点を置いて取り組んでおります。

通学路におけるハード面からの安全確保に関しましては、歩道の整備、ガードレール、またカーブミラーなどの設置、またカラー舗装、そして注意喚起用の看板の設置など、さまざまな対策がございますが、それぞれの場所に応じた最善の方法を検討しながら通学路の安全確保に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、2つ目の歩行者、自転車のネットワーク整備についてでございますが、公共施設などを結びます歩行者ネットワーク、歩道網でございますが、これにつきましてはほぼ概成完成しておりますが、旧基準での整備済み歩道につきましては、実施計画により、自歩道化の方針で順次改修する予定でございます。

また、自転車専用の通行ネットワーク構築、こちらにつきましては歩行者と自転車を分離した走行空間が必要でございまして、道路構造令では幅員として最低1.5メートル以上が必要となっております。現在の町道及び歩道幅員内で、この専用レーンを整備することは非常に困難でございます。

今後の道路整備につきましては、自転車交通を分離する際の判断基準でございます日500～700台の計画交通量とする道路につきましては自歩道を設置することとし、良好な歩行者、自転車の通行環境を整えていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 今年度に入って亀岡の事故であるとか、そういったもので子供さんが巻き込まれる事故が多発しました。本当にニュースを見てても痛ましい事故で、何とも言え

ない悲しみがあるわけですが、そういったことがこの太子町内で起こっては当然いけませんので、子供たちが通う通学路、先ほども出ましたように自治会とか老人会とPTAの方々が見守っていただいておりますが、車が突っ込んできたらもうどうしようもないんで、これはもう議論の対象にはなりませんけれども、とにかく通学路が危なくないようにということが一番だと思います。

自治会等、PTAのほうからも、ここにカーブミラーつけてほしいとか、曲がり角、見にくいとか、そういった声がありましたら、対処のほうを早急にさせていただくということを要望しておきたいと思います。

幾ら子供たちがマナーを守って歩いていたとしても、やっぱり車が来ると、車のほうが事故の原因になる可能性が非常に高いんですけども、そういった事故を防ぐという意味で、歩行者とか自転車のネットワーク整備ということも今後にも必要なんですけども、先ほどの答弁の中では、専用レーンを設置するのは町内ちょっとなかなか難しいということもありますが、例えば通学路にあんしん歩行エリアという考え方に基づいて、車の速度を制限するという効果があるハンプだとかクランク等を設置して速度低下を促すということではできませんでしょうか。

○議長（佐野芳彦） 経済建設部長。

○経済建設部長（井手俊郎） 速度規制についてのご質問でございますが、現在石海小学校南側に東西道路がございますが、この道路はご承知のとおりコミュニティ道路化をいたしまして、インターロッキング舗装並びにハンプを設けて車の通行をゆっくり行くようにというような趣旨で工事をいたしております。ただ、ここの道路につきましては、通行の規制については行っておりませんが、かなり有効な効果はあるというふうに認識はしております。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 今、石海小学校のことを挙

げていただいたんですが、通学路に関して太田小学校と斑鳩小学校周辺のグリーンロードが色あせとうということ聞いておるんですが、その辺の対処はいかがでしょうか。

○議長（佐野芳彦） 経済建設部長。

○経済建設部長（井手俊郎） 今、グリーンベルトのお話が出ましたが、グリーンベルトの補修について現在1カ所補修の要望を聞いております。

このグリーンベルトの塗りかえ補修の件につきましては、現在担当課のほうで単に補修を行うのがいいのか、今以上の視覚的な効果、ほかに何か対策がないのかということは今十分に検討しておりますので、なかなか視覚効果に訴える安全意識の高揚というのが見なれてくるとやはりどうしても薄れてくるものでございまして、この辺を何かほかの対策がないかということで今検討しております。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 子供たちが通う通学路でありますから、見ばえもよく、きれいということも必要だと思いますんで、その辺よろしくお願いします。

今年度に入っているいろいろ交通安全のことであるとかが警察からもいろいろ出ております。今年度に入って警察庁から、いわゆる生活道路の事故がなかなか減らないということから、全国の住宅街などおよそ3,000カ所を指定して、その中の生活道路を最高速度を一律に時速30キロにするという規制を行う方針を警察庁は固めております。

そういったことも踏まえまして、安全のために最も必要と考えられるのは、歩行者、自転車のマナーもそうです、点検もそうです、そういったことも大事なんですけども、さらに車のスピードを落とすということが最も大事なことじゃないかなと思いますので、重立った通学路の速度規制の現状と今後の規制強化だけ聞いておきたいんです。

○議長（佐野芳彦） 経済建設部長。

○経済建設部長（井手俊郎） 道路の速度規

制でございますが、これは非常に難しい問題でございます、兵庫県の公安委員会によります交通規制というふうな位置づけになります。

この交通規制ということをやろうとしますと、どうしても自治会、また町からの交通安全上、特に規制が必要と判断した場合には、たつの警察署のほうへ要望いたしまして、警察側において設置要件の照査等を行います。その結果、規制の可否が決定されるわけでございますが、しかしこの規制を行うには、周辺住民の方々の理解と協力が必ず必要となつてまいります。ですから、この辺の現地の状況を十分に調査しながら、把握しながら検討させていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 参考にできる数値だと思います。自動車が時速50キロで走っている場合、歩行者の死亡率は約70%、40キロの場合は死亡率約25%、それが30キロになることによって死亡率が約7%まで減少するというデータも出ております。

町内の生活道路等が今40キロのところが多いと思うんですけども、通学路に関して時間制限でも結構ですんで、30キロになるように検討のほうを進めていただければと思います。

最後になりますが、一人一人が自転車は凶器になるということを実感して、定期的な点検整備を怠ることなく、自転車安全運転のルールを遵守し、マナー向上に努めるとともに、行政、学校、職場、そして地域が連携しながらマナー向上啓発と安全教室の積極的な実施や点検整備を行うことで、安心して暮らせるまちづくりの実現に一步も二歩も近づくことになると思います。

町長が述べられた24年度施政方針の中で町長が触れられていたように、平成22年2月10日から町内での交通死亡事故ゼロの記録がきょうで845日間続いております。これからもこの記録が伸び続け、1,000日と言わず、2,000日、3,000日と一日でも長く継続して、

「安全・安心のまち」太子ということを誇れるようなまちづくりをお願いして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（佐野芳彦） 以上で首藤佳隆議員の一般質問は終わりました。

次、平田孝義議員。

○平田孝義議員 おはようございます。7番、日本共産党、平田でございます。通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず最初に、災害に強いまちづくりについてであります。

住民が安心・安全に暮らせる災害に強いまちづくりでは、災害を未然に防ぎ、災害発生時には拡大を防ぐため、行政として河川、海岸、道路、山林及び公共施設の維持管理の強化、治水、護岸、砂防、地すべりなど急傾斜地崩壊などの防災対策事業、学校、公共施設、住宅の耐震化促進などハード面の対策、防災情報伝達システム、防災教育の充実などソフト面の取り組みなど、総合的な施策が求められております。

昨年3月11日に発生した東日本太平洋沖大地震災と大津波災害、福島第一原子力発電所の崩壊事故は、国民が経験したことのない大きな災害です。地震学者や研究者が連日のごとくテレビや新聞で、近い将来、必ず起こると警告している東海・東南海・南海巨大地震、また都市圏直下型地震や西暦868年、貞観10年に山崎断層が引き起こしたこの播磨地方に大きな災害をもたらした活断層による内陸型直下型地震の危険性も指摘されております。

さらに、世界的に異常気象が頻発しており、日本でも昨年9月ののろのろ台風12号による和歌山、奈良など紀伊半島内部での1,000年に一度の発生確率と言われ、72時間に1,800ミリ、東京の年平均雨量相当の記録的豪雨による大水害、深層崩壊の山崩れで、死者、行方不明82人の大災害を起こしております。

このとき兵庫県内でも播磨地方を中心に水害や土砂災害が起こり、高砂市では床上、床

下浸水2,200棟以上、姫路市約950棟等など、大きなつめ跡を残しました。

姫路の1時間の雨量は79ミリと観測史上最大を記録し、奈良市6町で21万人に対する避難勧告が出る異常事態でした。

佐用町では2009年9月の9号台風により、記録的な集中豪雨に見舞われ、死者、行方不明20人の大きな惨事が記憶に新しいところであります。

私たちの太子町は幸いにして過去に大きな自然災害の発生がなく、私の記憶する限りでは、昭和51年9月の台風17号による大津茂川増水による住宅浸水土砂災害です。

近年はどこで何が起きるかわからない。昨年10月、タイの大洪水、今年6月のアメリカ中部の相次ぐ巨大竜巻被害、2年続きの北アフリカの深刻な干ばつなど、地球規模で異常気象が頻発しています。

つい最近の5月には季節外れの記録的大雨や、5月6日の昼下がり、茨城県つくば市、栃木県などの死者、建物2,000棟以上が全半壊した竜巻災害など、激甚的な災害が相次ぎ、局地的豪雨など大雨災害はこれまで起こりやすい地域だけでなく、山間部、平野部、農村部、大都市など地域を問わず、梅雨や台風の時期だけでなく、季節を問わず発生しており、どこで、いつ、何が起こるか知れない、そういったおかしくない状況です。

当町においても日ごろの備えがますます大切だと認識しております。

そこで、次の1から9項目に対して、自然災害対策についてどのような、またもしものための危機的管理など、どのような対策、またそれに対する対応を今後どのように考えられているのか、質問をいたします。

まず、①の町内において自然災害発生時に対し、危険箇所はあるのか、またそれに対し、あるとしたら、十分な調査をされ、把握されているのか。

②の、これも①と関連した防災環境の整備、洪水、土砂崩れ、排水関連施設などに対する具体的な対策は考えられているのか。

③学校については、現在引き続き耐震工事計画予定であります。他に公共施設などの耐震化工事、それに伴う未実施計画などあるのか。

④の一般住宅などへの耐震診断や工事に対する助成措置など施策として何か考えておられるのか。

5番の急に降り出す大雨、雷など、今年の先月まで5月の雷発生回数がこの前の情報で見ますと72万4,634回発生しております。昨年の7倍だそうであります。各地で被害も出ており、気象情報、防災情報周知対策、情報伝達システムの活用など、またそれに対する改善策など、どのように考えておられるのか。

⑥の幼稚園、小・中学校において、防災訓練による実践、防災に対する机上訓練教育による知識普及など、取り組みはどうか。

⑦安全な避難場所の確保と、食料、飲料水などの備蓄はどうか。

⑧の災害時に支援が必要な高齢者、障害者など、避難支援対策として被害時要援護登録者などの個別計画書早期完成を目指していますが、どこまで済んでるのか、それに対する避難支援対策はどのようにされるのか。

また⑨、最後に救急医療体制の現実と、またその現状、改善策、この9項目に対して町の考えをお答えいただきたいと思います。

○議長（佐野芳彦） 経済建設部長。

○経済建設部長（井手俊郎） 失礼します。

それでは、私のほうから①から④につきましてお答えさせていただきます。

まず、①の危険箇所は十分に調査され、把握しているのかというご質問でございますが、太子町内の急傾斜地崩壊などによる土砂災害については、兵庫県龍野土木事務所により作成されました土砂災害危険箇所図、これをもとに危険箇所の現状把握を行っております。

また、平成22年から23年度において、兵庫県にて人工的に大規模造成された箇所での宅地調査を専門家を交え実施いたしまして、安

全性の検証を行っております。

それ以外の災害予想危険箇所につきまして、過去の多方面からの災害履歴、これの検証を行いながら今後の予測に努めております。

次に、②防災環境の整備に対する具体的な対策はというご質問でございますが、急傾斜地崩壊など土砂災害の危険予測箇所につきましては、本来は土地の所有者や管理者などが個々の責任において維持、保全する責務がございますが、個人での対応にも限界があり、危険箇所の改善も進まないため、行政がかわりまして施工する事業を今県事業として地元要望により計画的に進めております。

昨年までの太子山北斜面に続きまして、今年度は東出地区の太田小学校より西側斜面の擁壁等の工事、また丹生山南側斜面、こちらの測量調査及びボーリングを予定しております。

また、洪水につきましては、緊急時の樋門連絡体制、これをして林田川水域の監視に努めるとともに、24年度より大津茂川の新太田橋、こちらのほうに24時間監視のライブカメラを設置し、現在の水位情報と合わせて河川ライブシステムとして運用を開始しております。これによりまして早期に住民の方々が洪水危険予測ができるようになり、安全の向上に寄与するものと考えております。

次に、③学校以外にほかに公共施設などの耐震未実施計画などの考えがあるのか、あるとすれば、どの施設を考えているのかのご質問ですが、現在は整備計画に基づきまして、耐震改修促進法に定められております昭和56年以前に建てられた1,000平方メートル以上で、かつ3階建て以上の重要度の高い特定建築物から順次耐震改修を実施しております。小・中学校に関しましては、今年度ですべて完了する予定でございます。

今後は中央公民館、また町民体育館、また特定建築物に該当していなくても、不特定多数の方々が利用され、避難所として指定しております地区公民館や幼稚園等につきまし

ても、相互的な施設改修計画の中で耐震化を進めてまいりたいと考えております。

最後に、④一般住宅などへの耐震診断や工事に対する助成措置など、施策として何か考えているかのご質問ですが、旧耐震基準の昭和56年5月、これ以前に建築された住宅には、平成17年度から兵庫県と太子町がともに取り組んでおります簡易耐震診断促進事業がございます。この簡易耐震診断につきましては、木造の戸建て住宅の場合は、診断費用として3万円のうち、国、県、町の公的助成を2万7,000円行いまして、個人負担としまして1割の3,000円負担で実施をしております。

この診断結果により、やや危険以上の診断評価となり、耐震改修工事をされる場合には、改修計画策定費、こちらについて戸建て住宅で費用の3分の2以内で上限20万円を、また耐震改修工事費についても、戸建て住宅で費用の4分の1以内で上限80万円の公的助成を受けることができます。

また、街づくり課のほうにおいて耐震診断窓口を設けまして、耐震改修相談など耐震性や住環境の向上に向けた相談業務を行っております。

町独自の助成制度につきましては、このような国、県の助成制度の普及啓発に努めることとし、現在のところは考えておりません。

私のほうからは以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 総務部長。

○総務部長（香田大然） 気象情報の関係でございますが、本年3月から運用を開始しておりますたいし安全安心ネットでは、大雨や洪水などの気象警報が自動で配信され、町からの防災情報を必要に応じて配信することができることから、2月に登録チラシを全戸配布するなど周知を図っておりますが、携帯電話への登録が必要なこともあり、全町民へ周知されるということではありません。

これを補うために、避難情報などはテレビやラジオなどのメディアの協力により町民へ伝達するほかに、ホームページなど多様な手

段により周知を図ってまいりたいと考えております。

また、緊急エリアメールにつきましては、現在たいし安全安心ネットと連携した情報配信が、NTTドコモは可能でございますが、今後はKDDIとソフトバンクとの連携もする予定となっております。

それから、避難場所の関係でございますが、避難場所としては町内の公共施設23カ所を指定いたしております。耐震化により避難所の安全対策を進めていきたいというふうに考えております。

また、食料につきましては、中・西播磨地域相互応援協定によりまして備蓄いたしておりますが、水は備蓄いたしておりません。万が一、災害等により断水した場合には、被災していない市町からの給水支援や、コープこうべなどの支援協定により飲料水の確保を行うことといたしております。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（山本修三） 8番目の高齢者、障害者など災害弱者に対する対策でございます。

ひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯、また障害者等の災害弱者を災害時要援護者としまして、昨年度予算におきまして、ご本人の個人情報を自主防災組織、民生委員と共有することを同意された方の台帳を整備中でございます。

斑鳩、石海小学校区におきましては、既に済んでおります。自主防災組織、民生委員さんと情報を共有してございます。本年度、太田、龍田小学校も順次進めておりまして、今年度中には完成しまして、情報を共有できるというふうに思っております。

次に、救急医療体制でございます。災害により医療機関が被災し、その機能が停止したため対応できなくなったというときでございます。

傷病者が多数で、医療機関だけでは対応できないとき、また傷病者が多数で、医療機関へ傷病者の搬送に時間がかかるため、町内で

の対応が必要なときは、各小・中学校、保健福祉会館に救護所を設置いたします。また、医療救護班の編成及び派遣をたつの市揖保郡医師会長に要請するとともに、町に救護班を編成し、必要に応じまして、知事に対し医療救護班の派遣の要請を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 教育次長。

○教育次長（神南隆司） 最後に6番目です。学校における防災教育、地域防災知識の普及・充実の件でございます。

各学校においては、総合的な学習の時間等を活用して災害からみずからの命を守るために必要な能力や態度を身につけたり、防災に関する意識の高揚を図ったりすることなど、安全教育に加えて、助け合いやボランティア精神など共生の心をはぐくみ、人間としてのあり方、生き方を考える教育の実践を目指し、兵庫県教育委員会が作成した防災教育副読本「明日に生きる」を活用するなど、防災教育の充実を図っているところでございます。また、避難訓練等の機会をとらえて過去に起こった災害を振り返るなど、災害が身近なものであることを実感させるようにも努めております。

今後とも、災害に強い、安全で安心な地域社会の構築を目指し、学校、家庭、地域と連携し、災害発生時にも適切に対応できる実践的態度や能力の育成に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 平田孝義議員。

○平田孝義議員 太子町の防災会議、太子町地域防災計画書、これも見せていただきました。本当に災害に対する、それに対する対策というものは万全を期しているかなと思います。ただ、私がきょう質問してるのは、これからもし起こるやもしれない、そういった対策に対する質問であります。

そういった中で、異常気象がそういった自然災害に対する備え、災害は忘れたころにやって来るということわざもございませう。昔で

あれば、そういったことでありますが、近年、忘れたころでなく、忘れないうちにやって来るということが言われております。

そういった天変地異の時代であります。大地震、台風など自然災害と向き合うのは宿命であり、またその自然災害はなくせないから防災に減災するという考え方、これが必要じゃないかと思います。

身近なところでは、2009年8月9日の佐用町の豪雨災害時の気象状況を見てみますと、台風9号が南海上で発生しており、台風周辺のそれに対する非常に温まった、またその湿った空気が紀伊水道から播磨灘、県西部に集中し、8月8日から11日に徳島県東部、高知県東部、奈良県南部、兵庫県西部から北部で大きな雨を降らしております。9日、24時間で327ミリ、1時間最大78ミリ、被害地はほとんど県の北部でありました。佐用町、豊岡、朝来、宍粟、一宮、この状況が少し南部にずれていたら、この西播磨地区など大きな被害が出たものと思われます。寺田敏彦博士の話を聞いてみますと、こういう情報も得ております。

この1から9に対してお答えをいただきました。その中で2つほど再度お聞きしたいことがございます。

危険箇所について何カ所あるのか、今言ってることは、そういった大きな雨が降ったり、また30メートル以上の風が吹いた、それを想定してからのことでございます。そういった異常な暴風、大雨により危険と考えられる場所、今後どうされるのかお尋ねしますことと、2つ目に、それと避難場所の件で、医療、福祉、行政等の避難機能を有する公共、また公益施設との総合の連携を図れるのか、それもお聞きいたします。

それと、住宅に対する支援、先ほど部長から説明をいただきましたけど、今後近隣が行ってる助成的な支援を考えられるのか、この3点をお伺いいたします。

○議長（佐野芳彦） 経済建設部長。

○経済建設部長（井手俊郎） それでは、私

のほうから、危険箇所の数でございますが、まず非常にたくさんございまして、先ほど申し上げました県が作成しております土砂災害危険箇所図、こちらのほうに県が指定した危険箇所についてはすべて掲載されております。それと、本町でつくっておりますハザードマップ、こちらについてもより詳細な細かな危険箇所についても掲載されておりますので、参考にさせていただきたいというふうに思います。

それと、私のほうからもう一点、耐震診断後の耐震改修の助成のお話だったと思いますが、こちらにつきましては先ほども申しましたとおり、国、県の制度を有効に活用いたしまして、これをどんどん普及していきたいというふうに考えておりますので、町独自の助成制度については、現在のところ考えておりません。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 総務部長。

○総務部長（香田大然） 危険場所等につきましては、基本的にはこれはもうもちろん太子町防災計画にのっとって避難場所等を決めておりますので、そういった中で対応したいということでございます。

確かに老朽化した避難場所もございますが、それはその時々、現場に即応した対応でやっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 平田孝義議員。

○平田孝義議員 最後に、災害が発生するおそれのある地域について、順次調査を行いまして、それを検討していただき、災害が起きてからでは遅過ぎる。対策が立てづらい過程としても、防災パトロールを強化し、また災害危険予知など、6月の「広報たいし」などに記載されておりました、そういった関連記事を載せ、また安全の呼びかけをいただき、それに対する対策なども考えていただきたい。

それと、最後に1つ残っておりましたの

で、これもちょっと質問をお伺いしたいと思います。

住宅密集地市街化等の防災上、危険な市街地として土地区画整理事業などの問題点など、今後どのようにお考えですか、お願いいたします。

○議長（佐野芳彦） 暫時休憩します。

（休憩 午前11時33分）

（再開 午前11時34分）

○議長（佐野芳彦） 休憩前に続き会議を開きます。

副町長。

○副町長（八幡儀則） 先ほど経済建設部長から申し上げた危険な箇所というのは、県がいろいろ土石流災害とか土砂災害についての位置は把握いたしております。それを現在、太子町のハザードマップ、これは各戸に配布いたしておりますので、それはこういった状況が起きるかもしれないということでの各戸での個人的な配慮といえますか、やはり危険箇所を知っていただくということは必要でございますので、そういった意味で広報をしております。

そういったところの事業をそうしたらどうするかということになりますと、これは非常に場所は、他市町と比べると、太子町は少ないですが、太子町のエリア内でも多数ございます。したがって、その事業をどうしていくかということは、これはほとんど県事業でお願いしているところでございますが、現在先の人の答弁で答えましたとおり、県の事業の中で町が若干の負担を持って進めているところでございます。

それから、市街化地域内といいますか、住宅が密集しているようなところでの土地区画整理事業云々のところでございますが、そういったところでの土地の区画整理事業というところまで現在のところ計画は予定いたしておりませんし、そういった市街化区域内で危険箇所というところは余りないかというふうに思います。逆に言いますと、やはり危険箇所というのは山のふもとといいますか、そう

いったところでの土石流とか、それから川の端の洪水関係が考えられるというふうに思います。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 平田孝義議員。

○平田孝義議員 今の質問でわかったんですけど、住宅密集地、市街地という、例えば山のすそに宅地を建てる許可をおろす、そういったことを今後やっぱり問題点として考えていただきたいということを私はどうされるのかなということで質問したわけでございます。

それで、今の質問も大体内容はちょっと私の言ったことが通じなかったのかなという思いもするんですけど、また今後そういうことも視野に入れながら私も勉強しながら、また当局に対してお願いとかいたしますので、よろしくをお願いします。

最後に、本日の質問はあくまでも住民、町民の願いであります。町内の共同を保全し、町民の生命、また身体、財産を保護するための防災による改良等の事業は、災害を念頭にした被害を未然に防ぐといったものであります。そういったことから、危険箇所があるとすれば、順次町の力と、またそれによる県とか国、そういった依頼などをお願いし、災害が起きても、皆さんが安心して暮らせるといった町にしていきたいなと思います。

次に、2番目に参ります。

子ども・子育て新システムについてであります。これも、私は何回か質問しております。そういったところで社会保障と税の一体改革、草案は、子ども・子育て新システムの未来への投資と政府は強調しております。実態は保育を市場化し、自己責任の仕組みに変えるものであり、公的責任の投げ捨てでもあります。

政府内で法案化が進められている新システムの概要が平成22年6月25日に示され、現在審議中であります。この法案が通れば、待機児童解消どころか、保育そのものがなくなりかねません。

まず、収入に応じて支払い額が決まる応能負担から応益負担に変わります。長時間預ければ、当然費用は高くなります。しかし、働いている親の収入は、全員が時間に応じた等しい収入じゃありません。長時間働いても収入が少ない親は保育料を払うことができません。その結果、子供を預けることができない親が増えてしまいかねません。もともと共稼ぎをせざるを得ない貧困家庭が増えている中で、応益負担に変えること自体、待機児童をなくすという目的に反しております。

そこで、①の質問であります。最大の問題は、児童福祉法を改悪し、保育を国と自治体の責任による保障から保育者の自己責任に変えようとしておりますが、当局はこの件に対してどう考えておられますか。

それと、②の新システムが可決し、現実には保育料が支払えない場合、保育を必要とする子供たちの処遇を当局は責任を持って調整できるのか。また、児童福祉法24条の改定は、市町村の保育実務をなくし、子供が保育を受ける権利を失うものであり、保育を市場化し、施設基準も引き下げて、子供の健やかな成長が保障されない危険が潜んでおります。

新システムでは企業がどんどん保育事業に参入することができ、保育園では補助金の使い道は保育に限定されていますが、新システムでは何に使ってもよいとされます。例えばレストランチェーンが保育に参入し、保育での利益をレストラン事業に使うことができます。親が、子供のために出したお金と大事な税金を企業のお金もうけに使える、これは幾ら何でもやり過ぎじゃないかと私は思います。保育が破壊されかねません。

そこで、③の保育所の経営が不安定になり、保育者のパート、非正規化などの労働条件の悪化が考えられますが、どのようにお考えですか。

④の子供の貧困や子育て困難が広がっている状況を踏まえて子育て支援の制度を拡充すべきと思うが、当局としてはこの4点に対してどう思われますか、お答えをいただきます。

す。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（山本修三） 現在審議されております子ども・子育て新システムにつきましては、すべての子供への良質な生育環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的として、子ども・子育て支援関連制度の財源を一元化して新しい仕組みを構築し、質の高い教育、保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援の充実を図ることとして検討を進めているもので、子ども・子育て支援施策を充実しようというその方向性につきましては、評価できるものではないかというふうに考えております。

なお、現在子ども・子育て支援法案、2点目に総合こども園法案関係法律、関係整備法案等の子ども・子育て新システム関連3法案が平成24年3月30日、国会に提出され、今現在審議されているところでございます。

1点目のご質問、審議中の子ども・子育て支援法案の中で、指定こども園及び指定地域型保育事業者に対しまして所要の措置を講じることが検討されております。指定こども園等の指定手続、責務等でございます。また、利用を希望する子供の利用についての市町村のあっせん及び要請、また保育の内容や施設等の運営状況等の情報の報告義務でございます。

次に、2点目としましては、子ども・子育て支援給付の項目におきましては、子供のための現金給付、いわゆる児童手当法の定めるところによります支給される旨を規定されております。

また、子供のための教育、保育給付等子ども・子育て支援法の目的、基本理念、責務規定につきましては、市町村、都道府県、国、事業主、国民の責務、定義規定等を審議されているところでございます。

3点目の総合こども園の設置につきましては、設置者、またその設置者につきましては、総合こども園の経営に関する会計の区分

経理等を行わなければならない。設備及び運営の基準、これは国の基準に基づき都道府県等が条例で基準を定めることというふうに検討されております。総合こども園に置く職員、職員の資格、設置、廃止等の手続、指導監督、評価、情報公開等、総合こども園法の目的、定義規定について、ご質問事項を含めて審議されているところでございます。

最後に、子育て支援は行政、企業、地域が一体となり、それぞれの立場で今の課題に真摯に取り組み、将来目標を掲げ、計画的に持続のある施策を遂行することが重要でございます。

本町におきましても、第5次総合計画で子育てしやすいまちづくりを進めるに当たって、核家族化の進行や地域の連帯感の希薄化により子育てに不安を感じる親が増加しております。子育てしやすい環境を整備し、親の悩みや不安を解消する施策が大切でございます。子育ての悩みや不安を解消する相談体制や交流の場の確保に取り組んでいく考えております。

今後とも、今回審議されております子ども・子育て新システム関連3法案の審議の動向を注視してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 平田孝義議員。

○平田孝義議員 今、子育てシステム、この内容で部長から説明をしていただいたのでありますが、国の施策に対して一方的にいいと、この施策がいいということであるように聞こえるわけであります。

本当にこのシステムの内容をよくよく見ますと、第1に保育の地域格差が広がり、また子供の命、また安全がなくなり、規制緩和によって子供をもうけの対象にすると、これが私は今言ってる、これだけでも本当に子供のためにならないと。

そういった中で、また保育の利用時間がばらばらになる。それで、集団的な生活、遊びがまた困難になるという、何度も言いますけ

ど、一方では経営者側も経営が不安になった場合、保育のパート、非正規雇用など労働条件が悪くなれば、子供たちに対する保育がおろそかになると、こういう懸念もあります。

そういった中で、1つだけメリットがありそうなのは、保育の契約は市町村と利用者との関係から、施設と利用者の直接契約に変わり、保育を実施する市町村の義務はなくなります。そこで、利用者に対し保育の必要性の認定を行い、保育料の一部補助だけになるわけであります。

そういった中で、このシステムは市場化、営利化、大きく踏み出すものであります。子育ての安心と希望を奪うものであって、子供、親にとってはメリットはないと考えられます。

政府は施設を直接選べて選択肢が広がると言っております。これも宣伝しております。施設が足りなければ、本当言って選べません。

そこで、1つだけ聞きます。利用者が営業側から選択されます。まず、そういった中で扱いにくそうな子供、そういった子が出たときに、そういつて断られたときに、当局としてそういうおそれのある子供があった場合、どう考えられますか。この1点、お願いします。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（山本修三） その1点でございますが、今現在ちょっとそういった審議の過程の中でございますので、ちょっとお答えすることはできません。

今現在、平田議員がおっしゃられました、内容につきましては、ワーキングシステムの中でお話しされたというような話は重々聞いておりますけれども、今回先ほども24年3月30日に国会に提出され、審議されているところということで申し上げました。これはいづれも予算費関連法案でございまして、いわゆる財源を伴った議論には至っておりません。

今回2012年に法案骨格が提出されまして、もし可決となれば、2013年、14年度で具体案

が決まるというような日程、具体策、行程及び費用試算については、予定では2015年から具体策の取りまとめを行って、2015年から2025年までで各年0.7兆円から1兆円が必要と言われております。この財源確保も議論になってまいります。

私どもも、その具体策が決まりましたら、国、県から説明会等々があるというふうに思っております。今後も関連3法案についての動向を注視していきたいというふうに今現在は考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 平田孝義議員。

○平田孝義議員 部長が言われるのは、あくまでも国の意向を見ながら、これから先進めていくということと言われております。もしこういうことが見て起こるようなことがあったらどうなんかということで、私は質問したわけでございます。

そこで、最後ですけど、子供たちが太子の宝であります。これは、24年度の施政方針にて町長が子供たちの笑顔あふれる町、それに対するまちづくりについて、保育サービスの充実、仕事と子育てが両立でき、利用しやすい環境づくりの検討を引き続き進めると、それとまた子供たちの安全・安心な居場所づくりも推進しますとありました。

この子供たちのためにも国や県などに、いい方向であれば、これはどんどんやっていたらいいんですけど、悪い方向に向くようであれば、政治は地方からという言葉もあります。そういった中で立場を変えながら活用していただきたいと思います。

そこで、町長に一言この子育てに対する、本当に太子の子供たちを愛しているという意味でお言葉をいただきたいんです。施政方針であったその内容の中からどう考えられているか、町長にお話をいただきたいと思います。

○議長（佐野芳彦） 町長。

○町長（首藤正弘） お答えいたします。

私自身、今太子町の子育て支援、順調に推

移してるというふうに考えております。ご承知のとおり、太田東、西、東西の幼稚園の統合、また石海南、北の南北の幼稚園の統合等々で、その空き校舎、園舎を子育て学習センター、太田の場合、東幼稚園の跡に設置し、また石海南幼稚園の跡には石海保育所を公設民営で開設いたしました、今民営化で運営をさせていただいております。

そうした中で、私はそうした施設も大いに利用していただき、子育てに関しては、私は順調に推移してるのではないかなという思いがいたしております。しかし、やはり太子町といたしましても、国の基準にのっとって運営をしていかなければいけない、このように考えております。

そうした中で、今、平田議員おっしゃっております矛盾点といいますか、やはりこれは断じてというようなことがございましたら、我々太子町のみならず、県の町村会でもそうした提案を申し上げ、県、また国のほうに要望等々をしていきたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 平田孝義議員。

○平田孝義議員 ありがとうございます。今町長が言われた本当にそういった姿があれば、本当に太子町の子供たちも健やかに育つのではないかと思います。

最後に、今国会で審議されている新システム草案、これは消費税引き上げ分が予算配分されるため、子ども・子育て新システムに関する審議であります。一番重要な部分がないまま、制度だけが語られており、これでは子供たちのためにならない。お互いの違いを理解し、助け合うことを学ぶことのできない法案であると思います。

今後、自治体によっても格差が広がり、やる自治体はどんどんやるが、やらない自治体はやらない。すべての子育てにはね返ってくるわけであります。そこで、必要なのは、子供の権利として実施、そういった子供たちを育てるための確保といったことをしていただ

きたい。子育て、人育てから町が逃げるわけにはいけないと私は思います。そういったことで、どうか今後も子供たちのことをよくよく考えて、頑張っていたきたいと思えます。

以上で終わります。

○議長（佐野芳彦） 以上で平田孝義議員の一般質問は終わりました。

この際、暫時休憩します。

再開は午後1時とします。

（休憩 午前11時57分）

（再開 午後0時59分）

○議長（佐野芳彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

午前中に引き続き一般質問を続行します。

次、中薮清志議員。

○中薮清志議員 1番中薮清志、通告に従い一般質問させていただきます。

質問に先立ちまして、3月議会で質問させていただきました証明書の発行の件で、ちょっとだけうれしいご報告がありますので、それだけお伝えさせていただければと思います。

夜間ポスト等など現状での対応について、多くの方から知らなかったとか、今回初めて知ったという声をちょうだいしました。テーマとして取り上げ、議会だより、また「広報たいし」でお知らせすることによって認知していただくという効果が出たのではないのでしょうか。

ただ、使ったという声は聞かなかったもので、認知できたということで、ちょっとだけうれしいお知らせかなというふうに思います。

また、ほかにもよい施策というのはあると思うので、せっかく取り組んでいただいてますんで、単発のお知らせではなくて、継続的にこれからも広報して、浸透していただければなというふうに思います。

それでは、本題に入らせていただきます。

今回の一般質問なんですけれども、1つ目

に東日本大震災の瓦れき受け入れ拒否の理由を問う。

昨年の東日本大震災で出ました瓦れきを兵庫県内を含め各地の自治体が受け入れを検討している中、新聞報道でもありましたように、太子町が受け入れ不可能というふうになりました。

私は、町の判断を否定するものではなく、短い新聞報道のみではその真意がわかりかねるので、現状での考え方をお聞きしたいと思い、質問させていただきます。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（山本修三） 東日本大震災により発生した災害廃棄物の量が膨大であり、被災地の早期の復旧・復興に向け災害廃棄物を処理するため、広域処理について、国は各県に受け入れを要請いたしております。

兵庫県内の自治体におきましても、復興支援の考え方から、受け入れにつきまして、兵庫県環境整備課を中心に検討を加えられております。

4月29日新聞報道では、太子町は困難であるというふうに報道されております。太子町の現状では、瓦れきにつきましては受け入れ容量が少なく、町内で発生する不燃物、瓦れき、残土等でございます、受け入れて、一時仮置き場として利用しており、最終処分場は県内の多くの自治体が大阪湾フェニックス計画に参加している大阪湾広域臨海環境整備センターが運営する神戸沖処分場へ計画的に搬入いたしております。このことから、太子町においては、最終処分地施設がないということでは不可能であるというふうに考えております。

また、一般廃棄物につきましては、太子町とたつの市で構成します揖龍保健衛生事務組合で焼却を行っております。組合では24年3月議会において、震災瓦れき受け入れの考え方、方針について議論されております。

参考となりますが、組合では、廃棄物の最終処分地として、焼却灰は同じく大阪湾広域臨海環境整備センターが運営する神戸沖処分

場へ搬入しております。焼却灰の最終処分場が大阪湾広域臨海環境整備センターでの受け入れの態勢が今まだ決まっておりません。現時点では受け入れできないという判断されております。よって、組合でも受け入れができないというふうに判断されております。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 中薮清志議員。

○中薮清志議員 ほかの周辺市町さん、またフェニックスと組合の関係があるという答弁いただきましたので、これ以上、言うこともないので、こちらの質問は一たん、その部分だけ気になっていたもので、確認だけとらせていただきました。

では、次の質問に行かせていただきます。

次は、子供たちを守る交通安全対策というものです。こちらなんですけども、先ほど首藤議員の質問と一部重複することがあるかもしれませんが。もしその場合、町民の方がご理解いただけるような内容、答弁がとられるのであれば、議会のスムーズな進行も含め、答弁を調整して短くしていただいても結構でございます。

最近ですけれども、先ほどもございましたが、首藤議員からもございましたが、通学中の児童の列に車が突っ込み、子供たちが死傷する事件が相次いでおります。

私自身も車を運転しますが、太子町は旧山陽道、あと旧2号線、そして国道179号線、現在の2号線、バイパス沖代線、御津線等々を擁する西播磨の交通の要衝であり、特に自分でも感じるんですが、車が多く、自動車社会であるなということを身近に感じています。

そこで、1つ質問があります。

実際に下校時、自治会の方に立ち番をしていただいたり、パトロール車での見回りなど、行っているのは存じているんですけれども、太子町でも児童の列に車が突っ込むような事故が起こる可能性を考え、子供たちを守るために行政として何か新しい施策を考えられないでしょうか。

例えば幼稚園、小学校で警察に協力してもらい、交通安全教室を現在やられていると思うんですけども、スポット的ではなく、細かく定期的に実施すると、より効果的じゃないのかなというふうに思うんですが、そのあたりいかがでしょうか。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（山本修三） 最初に、私どもの交通安全対策について、取り組みについて申し上げておきます。

ドライバーへの事故防止の啓発活動につきましては、警察や交通安全を進める会と一体になりまして、毎年春の交通安全運動を初めとしまして、年末の交通事故防止運動、年4回キャンペーンを行っております。また、毎月15日、斑鳩の交差点におきまして、立ち番等、交通安全啓発に努めて、命の大切さを訴えております。

学校関係につきましては教育委員会のほうからお答えさせていただきます。

○議長（佐野芳彦） 教育次長。

○教育次長（神南隆司） 続けて答弁させていただきます。

各幼稚園におきましては、毎年、年長組、5歳児のクラスでございますが、を対象に、網干自動車教習所をお願いしまして交通安全教室を実施しております。これは網干自動車教習所のほうへ子供たちを招待していただいて、向こうのほうでやるというふうなものでございます。

また、小学校においては、先の議員さんへの答弁にもありましたように、各学校により若干の違いはありますが、警察による交通講和や事故防止ビデオの鑑賞、歩行練習、自転車実習などの交通安全教室を実施しております。

ご指摘のとおり、幼稚園から小学校までの間でそれぞれ発達の段階に応じた指導を定期的かつ計画的に実施することにより、正しい交通ルールの実践を習慣づけるものになると考えております。

今後とも、関係機関の協力を得まして、計

画的かつ定期的な交通安全教室に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 中藪清志議員。

○中藪清志議員 済みません、定期的とありますが、今現状はたしか年間1回ということなんですけども、それは例えば回数を年間増やすということは検討していけば可能になるような形なんではないでしょうか。

○議長（佐野芳彦） 教育次長。

○教育次長（神南隆司） ご答弁します。

先ほどの議員さんにもお答えしましたが、学校長が年間行事計画を、最近では込んでおりますので、その中でそういったことができるかどうかということで相談はしたいということ为先ほどの議員さんにも答弁いたしましたので、私も学校長に相談したいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 中藪清志議員。

○中藪清志議員 では、その旨よろしく願いいたします。

そして、今ソフトの面がちょっと中心のお話になったんですけども、新しいハード面での施策というのは何かありますでしょうか。

といいますのも、通学路、私も学校付近をちょっとうろうろしてるんですが、通学路や小学校周辺の細い道が結構抜け道になってまして、多くの子供が歩いているんですけども、子供のそばはさすがにゆっくり通行するんですが、それ以外のところでは、抜け道なので、かなりスピード、急いでるところもあると思うんですけども、スピードを上げて走行する車が多く見られております。

実際、メーターと実際のスピードでは感じ方も乖離していると思うんですけども、現状大きな事故が起きていないのが不思議なぐらいの勢いで走行しているところも結構見受けられるんですけども、その中で、もちろん子供たちへの指導というのは必要だと思うんですが、例えば、ただいろいろな壁はあ

と思うんですけれども、スクールゾーンの設定ですとか、標識などによる注意喚起などで事故を未然に防ぐ努力というのをしていたければなというふうに思います。

車で、あと自転車と徒歩でうろうろしながら確認してみたんですけれども、個人的に認識している箇所ですと、やはり石海小学校の周辺と、斑鳩小学校の体育館横のあの細い道と、あと太子東中学校の下の周辺の道路、あと役場南側の細い道と、あとは太子西中学校前から竹広の交差点のところまでの南北の道と、糸井から石海小学校前までの細い道などあるんですけれども、町内、基本的には全域40キロという標識が立ってるかと思うんですが、その細いところでも40キロという標識が立っていて、一応徐行という看板も幾つか立ってるんですけれども、見るつもりで走行していないと、その看板もなかなか目立ちにくいというのと、実際に距離感、見たところでいくと、糸井から石海小学校までの2つぐらいですか、僕の気がついたとこの2つぐらいしかついていなかったのも、数云々というよりは、もっと何か注意してもらえないかな、そういうハード面での施策というところはないものかなというふうに思っているんですが、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（佐野芳彦） 経済建設部長。

○経済建設部長（井手俊郎） お尋ねのあの事故を防ぐために何か新しい行政としての施策ということで、ハード面のほうからお答えしたいと思います。今問題になっております京都府の亀岡で起きたようなあの事故、あの事故は当然無免許運転というのが原因でございます。また、ほかにも飲酒運転、居眠り運転、薬物使用運転などいろんな原因がございますが、被害者となった子供たちに過失があるケースというのはほとんどないといったような状況でございます。

このような運転手が運転される車を、いつ、どこで一方的に突っ込んでくるかわからない車を未然に防ぐというのは非常にハード的には難しい、困難な問題だと思います。

しかし、道路管理者といたしましても、警察、学校、自治会など関係機関と情報交換など密に連携をとりまして、通学路の危険箇所や改善を要する箇所、これをいち早く見出しまして、できるだけ事前に子供たちを事故から守る対応を、先ほどおっしゃいました道路の規制も含めまして考えていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 中薮清志議員。

○中薮清志議員 今のお話の中でありました警察、自治会等の協力、連携で危険箇所を見出すというお言葉だったんですけれども、小学校だけなのかもしれないんですけれども、毎年危険箇所のシートを、あれは自治会なのか、学校からだったのか、ちょっと済みません、僕も忘れてしまったんですけれども、ここ危険だよというシートをいただいているんですが、そちらがあるということは、教育委員会さん発行であれば、教育委員会さんのほうで危険箇所、交通事故が起こりそうな箇所というのは把握されているという認識でよろしいでしょうか。

○議長（佐野芳彦） 教育次長。

○教育次長（神南隆司） 例えば本日龍田小学校の分を持ってきてるんですけれども、これ見ていただいたらわかるんですけれども、危険な箇所とか放置不審車両が出る可能性があるところとか、そういった面で地図上に落としたものを作成してますので、それを子供たちに持たせているんだと思います。

そういった面で、それぞれ危険箇所とか不審者情報とか、防犯も含めまして、そういった身を守るというものを子供たちに配布するというところでございます。

○議長（佐野芳彦） 中薮清志議員。

○中薮清志議員 それを踏まえてといいますか、含めてなんですけれども、学校に行っている、幼稚園、保育園に行っている子供たちがそれを持って帰って確認する、それはすごい重要なことですし、大事なことだと思います。

ただ、町民全体でそういったところをもうちょっと意識できればなとすごく感じることはあるんです。

ですので、例えば町民と一緒に交通事故を防ぐということにおいて、ホームページに事故の情報ですとか危険箇所、実際にヒヤリとした事例などを投稿できるページですとか、あとは町内での交通事故等々でのデータからつくる、先ほどのような交通事故の多発マップの掲載や対策、実際にこういう対策しましたよというような報告等々の投稿できたりですとか、町側から発信できるような、生でリアルタイムな情報というのを伝えられるようなそういうコーナーをホームページ上につくることはできないのかなというのが1点と、あともしそれがすぐにつくれないのであれば、それを持って帰る、注意しなくちゃいけないよという児童だけではなくて、実際に運転する運転手側というのにも注意していただくためにも、町の広報の担当の方と連携、情報を共有していただいて、「広報たいし」で交通安全週間以外にも危険箇所や事故の情報を掲載し、子供たちを守る交通安全についてのPRというのをどんどんしていっていただければなと思うんですけれども、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（佐野芳彦） 教育次長。

○教育次長（神南隆司） 確認をすることは本当に議員おっしゃるように大切なことだと私は思います。

ホームページの関係ですけれども、ヒヤリとしたこととか、それから事故の関係の掲載をどうかということでございますので、この場では即答はできませんので、検討させていただきたいと思います。

担当課が企画政策のほうになろうかと思いますが、ホームページを管理してるのは。そういった面で一度できるのかどうかも含めて相談をしたいと思います。

○議長（佐野芳彦） 中薮清志議員。

○中薮清志議員 ホームページの件はそれで大丈夫ですが、実際の教育委員会が今見せて

いただいたような交通事故の危険箇所等々みたいなものを「広報たいし」に載せるということはあるんですかね。教育委員会と企画との話の中で調整してやることは可能なんでしょうか。

○議長（佐野芳彦） 総務部長。

○総務部長（香田大然） スペース等の関係もございしますが、載せるのに当たっては何ら問題はないというふうに思っております。

○議長（佐野芳彦） 中薮清志議員。

○中薮清志議員 それでしたら、ぜひ連携とっていただきまして、少しでもいいので載せていただければ、子供たちのみならず、運転するほうの注意喚起にもなるかと思っておりますので、ぜひともそこはよろしくお願ひしたいということで、一般質問のほうを終了させていただきます。

○議長（佐野芳彦） 以上で中薮清志議員の一般質問は終わりました。

次、福井輝昭議員。

○福井輝昭議員 失礼いたします。5番福井輝昭でございます。

日増しに本当に暑さが増してというんか、暑くなってきました。本当に今年の夏もどうやら暑そうでございます。

さて、あした5日は二十四節気の一つ、芒種であります。また、間もなく近辺では田植え等が始まってまいります。いよいよ植物は大きく成長し、やがて実を結ぶわけでございます。こうして私どもは大切な恵みを自然からいただくわけでございますが、一方、自然は大きな災害をもたらします。間もなく梅雨に入るかと思いますが、本当に大きな被害もなく、乗り切ってまいりたいものでございます。ここにおいても、行政においても十分な対策が講じられるところでございます。

失礼いたしました。それでは、通告に従いまして質問をさせていただきたいと思えます。

いよいよ首藤正弘太子町長の任期満了に伴う太子町長選挙が来る7月29日に行われます。

首藤町長は今年で3期12年目、任期満了まで二月ほどあるわけでございます。以下にお伺いしたい。

まず、町長在任中に取り組まれたこと、また現に取り組まれていること、そしてなし遂げられたこと、失礼をお許しいただき、なし遂げられなかったことがあるなら、それについて理由があるなら、その理由も含めて、またこれからの太子町はどうあるべきか、あるべき姿について伺うものであります。

最後に、ご自身太子町長としての12年間の思いをお話しいただきたい。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○議長（佐野芳彦） 町長。

○町長（首藤正弘） 福井議員さんのご質問にお答えしたいと思います。

本当に振り返ってみますと、平成12年6月、前大村町長の急逝というようなことがございまして、急遽その後を継がさせていただきました。当時は地域社会を取り巻く環境、本当に大きく変動しておりました。

少子・高齢化の進行、また犯罪の低年齢化、住民生活の多様化、そうしたさまざまな問題に直面した時期だなという思いがいたしております。

そうした中で、端的に言えば、早くも3期12年が終了しようとしてるんだなという感覚でおるところでございますが、地方分権がどんどん進む中、また財政状況、各自治体も非常に厳しい状況が今現在でも続いている現状でございます。

そうした中、私、公約等は上げさせていただきました。おおむね皆さんのご協力、ご支援を得まして、なし得たのではないかなという思いがいたしております。

その中でも一番うれしかったと申しますか、感動を覚えたのが、平成18年に開催されました国民体育大会、兵庫のじぎく大会、当初お受けし、開催するまでの間、本当にこの太子町で国体が本大会が開催できるんだろうかどうかという心配は物すごく自分自身持っておりました。

しかし、逆に地域の皆さん方、また関係各位のご支援を得まして、振り返ってみますと、盛会裏のうちに立派に大会を成功の道へと引っ張っていただくなという思いがいたしております。

その中でも一番にまだ残っておりますことは、今現在も続いております太子町でのボランティア活動、あの大会ではいろんな分野でボランティアの皆さんが活動してくださいました。

そうした中で、その活動を今現在にも引き継いでいただき、そうした輪が大きく広がっているというのは、これは心配しておりましたのじぎく兵庫国体、男子ラグビーフットボール、このウエートが大きく寄与したのではないかと、このように思っております。本当に関係していただきました関係の皆さん方に厚く御礼を申し上げさせていただきます。

そうした中で、特に財政面、逆に振り返ってみますと、私、公約はさせていただきましたが、大きなことはようしないだろうというところで、町長在職中は何もしなかった町長ということが振り返ると言えるのではないだろうかという思いでスタートラインに着かせていただきました。

しかし、公約をいろいろな面でさせていただきましたが、これだけ早い年月が過ぎていこうとは、まさか思っておりませんでした。その年度年度によって新しい展望もとらえてきております。

ハード面はできるだけ差し控え、行財政改革に重点を置いて取り組んでいこうという思いで、この職につかせていただきました。当初は3次の行財政改革大綱等々で約108項目の課題を上げまして、それぞれ精査し、省けるものは極力省いていこうという取り組みで進めさせていただきました。

特に当初、17年から19年、約12億円の削減の効果があらわれたのではないかなと、また第4次、20年から24年、これはまだ現在も進行中でございますが、約20億円を見込みとして掲げさせていただいております。その中身

は、やはりこれは町長としての職務だけではなくして、やはり町民の皆さんにご協力願ひ、そして議会の皆様方、議員の皆様方のご支援もいただきながらし遂げられたのではないかなという思いがいたしております。

特にハード面では老原浄水の高度水処理施設、そして今、上水の関係では立岡山の北配水池の整備にかかっております。いろいろとこの件に関しましても議論なされましたが、私は、生活に関しては水が一番必要なものである、ライフライン、それから道路関係等につきましても、できるなら整備していきたいと。

先ほど来、子供たちの安全・安心の道路施設等々が言われておりますが、ハード面で対応しようすれば、なかなか簡単に取り組めるものではないと、このように思い、今整備をさせていただいておりますのは、重点を置きまして、沖代線の歩道整備に当たらせていただいております。

そうした中で、いよいよこれから懸案になっておりました太子御津線、特に茶ノ木踏切の改修にいよいよ取りかかれる運びになってきていると、このように考えております。

しかし、その裏では、ただ改良したから事故が減る、そうでも一概にそれが言えるものではないと、やはりそこを利用する皆さん方、十分に交通ルール、また子供さん方にとっては登下校の注意等々も喚起していただきながら対応していかなければいけないと思っております。

先ほど来、質問でちょうだいいたしておりますように、交通ルールの研修等は、これはもう一回だけじゃなくして、その都度、その都度対応しなければいけないなど、このように思っております。

そして、学校教育施設の耐震補強制度、この件に関しましても、それぞれの施設が防災の関係で避難場所にも設定されております。いよいよ今年度末をもって、そうした学校教育施設におきましてはすべて完了できるというのも、これはありがたかったなという思い

でございます。

そして、当初から続行されておりました生活環境整備、公共下水道の関係でございますが、これも99.9%、あとわずかの合併浄化槽の対応の箇所が残っているのではないかなと、このように思っておりますが、もうこれもほぼ完了させていただいたと、このように思っております。

また、先ほど来の議員さんの質問でも答弁いたしましたように、幼稚園の統合、そして新たなその施設を使つての利用、これもちゃんとしたレールに乗せられたのではないだろうかという思いがしているところでございます。

振り返ればいろいろあろうと思います。余すところあと2カ月ございますが、この第3期の12年の締めとして、あと2カ月を立派にきっちりと対応していきたいと、このように考えております。

ここで申し上げておきます。今まで3期12年、町民の皆さん、また議員の皆さん方、多数の皆さんに温かいご支援、ご指導を賜りながら、こうして重責を果たせられたのも、ご支援、ご協力のおかげであると厚く御礼申し上げます。

次期の町長選挙には、私自身けじめをつけて不出馬ということで、ご理解をお願いしたいと思ひます。

今、町民の皆さん、あと庁舎建設が残っているじゃないかという、いろいろと電話等での対応がございしますが、私は、底地が確保できたというのは大きな太子町にとっては前進であらうと、底地が確保できれば、あとは上屋も、それも既に基本計画案が作成され、これから基本設計、実施設計に向けて取り組もうというところで、今対応をさせていただいております。

いろいろ議員のほうからも質問ちょうだいいたしておりますが、基本計画ではなかなかどういふものであるかというのは鮮明にはあられられません。基本計画がある程度できますれば、町民の皆様にももっともっとわかつて

いただけるような説明ができるのではないかなど、このように考えております。

これからまだまだ太子町も発展していかなければいけない町でございますので、後任にその道をしっかりとやっていただくように託して、私は退任をさせていただきたいと思っております。

しかし、あと2カ月、こうした時世、何が発生するかもわかりません。どうか皆さん方の最後の最後まで温かいご支援、ご指導を切にお願い申し上げまして、長くなりましたんですが、答弁とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（佐野芳彦） 福井輝昭議員。

○福井輝昭議員 町長、ありがとうございます。よくぞ言っていただきました。本当に3期12年、長かっただろうと思います。一心に責めを負っての12年、これはどなたにでもかなたにでもできるものではありません。本当によく頑張っていただきました。

そして、ただいま不出馬という表明をいただき、この不肖福井輝昭、しっかりと今のお話を承り、決意を承った、それはしっかりと胸に受けとめさせていただきます。本当にご苦労さまでございます。

本当に十年一昔という言葉がよく使われますが、ただいま町長のほうより3期12年目というふうなお言葉もありました。本当に10年を超えての12年、その間には私もいろんなことがあり、また当然町長にもいろんなことがあったろうと思います。この10年というのは本当に実に深く、重く、本当に大きな12年でございます。

先ほど町長のお話にもありましたが、大村前太子町長、また私のおやじも先輩となろうかと思っております。また、多くの先輩方が、首藤君、本当に長い間、この太子町を背負ってやってくれたなど、ありがとう、ご苦労さんと、きっとそう言っておることと思っております。がしかし、最も町長のことを気遣われていたのは奥様であり、またご両親様であったろうと思っております。本当にお疲れさんと言っておら

れることだろうと思います。

12年という長き、今本当に一つの区切りとして、私のほうより改めて本当に長い間ご苦労さまでした。ありがとうございます。

そして、まだ2カ月、これ任期満了までございますが、どうか私たちのために精いっぱいお務めいただきたいなど、そう申し上げまして、私の質問とさせていただきます。

ありがとうございます。

○議長（佐野芳彦） 以上で福井輝昭議員の一般質問は終わりました。

次、藤澤元之介議員。

○藤澤元之介議員 失礼をいたします。3番藤澤元之介、通告に従いまして一般質問を行います。

2件ありますけど、まず1件目ですが、現在の窓口業務のあり方、ソフト面になるんですけども、業務の運用面について、気になる点が2点ほどありますので、お尋ねしたいと思っております。

まず、1点目ですけども、当然のことですが、現在の役場庁舎は老朽化し、使い勝手も悪く、特に老若男女、いろんな方々が庁舎を訪れるところですが、その中での窓口業務のあり方についてでございます。

ワンストップサービスあるいはノンストップサービスといった窓口対応の仕方一つで、住民の皆さんが何種類か重複した要件を一度にスムーズに済ませることができる体制、このことをいかに工夫してうまくこなせるかが大きなポイントであると思っております。そのあたりのまずは基本的な姿勢をお聞かせ願いたいと思っております。

続きまして、2点目ですけども、実際に私も見たり聞いたりしたことがありますけども、大都市の市役所のみならず、小さい役所でも、正面玄関を入るとフロアマネジャーとでもいうのでしょうか、総合案内、受け付けをする人が配置をされております。笑顔で訪れる人を出迎え、丁寧に案内する、そのような職員を配置するだけでも随分と役場のイメージが明るく、また気持ちのよいものになる

と思っております。

現在その点について、今後あるいは現状でも結構です。どのように取り組んでいくのか、また具体的な改善策、あるいは現段階で答えられる範囲で結構ですので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 総務部長。

○総務部長（香田大然） お答えをいたします。

まず、1点目でございますが、ご指摘のとおり、現状の行政サービスは、種類や管轄によってサービスの提供窓口が異なったり、また目的の申請窓口がわかりにくいといったような話、またこの狭い庁舎の中で複数の窓口を回らなければならないといったような不便な状況にあります。

こうした住民の皆様から見た不満にこたえる方策としてワンストップ行政サービスを導入し、住民の皆さんが求めるサービス、利便性に配慮したサービスを提供したいと考えておりますが、何せこの狭い今の庁舎でございますので、ちょっと厳しいかなという反省点含めまして、そういう思いでおります。

それから、2点目でございますが、総合案内のような一元化された窓口で、あらゆる相談手続に対応できるなど、住民の皆さんが要件ごとに別の窓口に出向く必要ができるだけないようにするなど、弱者への支援という観点からも総合案内のような窓口を設置する必要があると考えております。

過去にはベテラン職員が正面玄関入ったところに総合窓口案内とまでは申しませんが、ちょっと窓口の紹介をしたり、案内する職員がいたんですが、なかなかそれもこれだけ行政内部でも複雑な情報のはんらんしておりますので、なかなかそういった職員を1人置くだけでは対応し切れなかった部分もございます。

そういった反省点も含めまして、今後またいろいろ考えてみたいというふうに思っております。

○議長（佐野芳彦） 藤澤元之介議員。

○藤澤元之介議員 なかなかの現状で、人の配置も含めてという部分なんですけども、ぜひ兼務という非常にご負担はかかるかと思えますけども、そういった対応策も含めて、最終的には子供から高齢者までいろんな方々すべての人に快適な環境を提供できる、より人に優しい庁舎の運営を目指してほしいと、これはちょっと要望になってしまいましたけども、よろしくお願いいたします。

続きまして、大きな2件目に入ります。

防災体制についてなんですけども、午前中も一部重複する部分があるんですけども、昨年は東日本大震災や9月の台風など、災害が全国各地で本当に甚大な被害が発生し、今後太子町においても、災害が発生する可能性が全くないとは言い切れません。いつ、どこで発生するかわからない災害に対して対策を講じていくことはなかなか内部では大変だとは思いますが、気になる点が現状2点ありますので、お尋ねをしたいと思います。

まず1点目、太子町の防災対策に取り組む上で想定している災害はどのようなものがありますか。また、それは住民に対して周知をされているのかお聞きします。

それから、続きまして2点目、防災対策として災害支援の協定や、今年の3月にはたいし安全安心ネットを開始されていますが、今後さらに取り組まれる対策についてお聞きしたいと思います。

以上です。お願いします。

○議長（佐野芳彦） 総務部長。

○総務部長（香田大然） きょうが月曜日ですから、つい本当おとついぐらいの新聞でしたか、兵庫県が大きな災害、兵庫県で起こった場合の死者の想定数なんかを発表しておりましたが、その資料はまだ新聞発表でしかわかりませんので、それまでの資料でお答えしますと、太子町におきましては、昭和51年の大津茂川の決壊による浸水被害以降は大きな災害は発生しておりません。

日本全国どこにも安全な場所はないとされ

ており、太子町においても想定される被害はあります。

まず、地震についてですが、兵庫県防災会議、地震災害対策計画専門委員会が、少し古いんですが、平成25年5月に発表した資料では、山崎断層帯による地震で最大震度7、30年の発生確率が0.03%から5%までの範囲、東南海・南海地震で最大震度6弱で、30年間の発生確率が60%となっております。また、内閣府が23年12月に発表した東海・東南海・南海地震の中間報告でも震度6弱となっております。津波の影響はないものとされておりますが、現在も検証が続けられております。いずれの地震も土砂災害や液状化による被害も発生するおそれがあります。

次に、水害ですが、記録的な豪雨が発生した場合の国、県の洪水想定シミュレーションにより大津茂川と林田川、これは大津茂川は県、林田川は国でございますが、決壊による浸水被害が想定されており、万が一、堤防の決壊が発生した場合には、甚大な被害が発生すると思われます。また、河川の決壊がない場合でも、町内各所での床上、床下の浸水被害、土砂崩れなどの土砂災害が発生すると考えております。

その他の災害といたしましては、本当に今は何が起こるかわかりませんが、竜巻、落雷、突風などの可能性もあるというふうに考えております。

しかし、これらはあくまでも想定でございます。これ以上やこれ以下となる可能性はあると思っております。

また、住民への周知でございますが、大津茂川と林田川の洪水や土砂災害につきましては、太子町洪水ハザードマップとして全戸配布を行い、転入者への配布やホームページの掲載など周知を図っております。

続きまして、防災たいし安全安心ネットにつきましては、今年の3月に開始しましたんですが、少しでも多くの方に登録していただけるようなさまざまな機会を活用して、PRを行っていきたいと思っております。

さらには、東日本大震災などの教訓として、大規模な災害時には町のみでの災害対応は困難でございますので、他の公共団体や民間団体との協定の締結についての事例を参考に、今後も協定の締結を進めたいというふうに思っております。

また、ついせんだって5月29日に設立されました播磨広域連携協議会の7市8町の中で播磨広域防災連携協定を締結したところでございます。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 藤澤元之介議員。

○藤澤元之介議員 どうもありがとうございます。

防災という部分で関連して、もう一点ちょっと確認をしたいんですけども、デジタル防災無線あるいは衛星通信機器などの災害時通信インフラの整備が非常に今後重要であり、緊急情報をいかに住民に迅速に、かつ的確に伝達する手段として、こういったことは非常に有効であると思われま。

防災無線以外の災害情報伝達手段、例えばケーブルテレビだとか有線放送、あるいはオフトーク通信、コミュニティーFM放送等、あらゆる施設や設備の手段というか確保、緊急時にも対応できるような回線の確保が必要であると思われまますが、太子町においても今後プラスアルファでの何か取り組まれる対策があれば、お聞きしたいと思いますけども、よろしくお願いします。

○議長（佐野芳彦） 総務部長。

○総務部長（香田大然） 確かに山間部のほうでは、小さな町村ではケーブルテレビだとか有線放送、こういったものも私ども実際見たこともありますし、聞いたこともございますが、今防災無線以外にと言われたんですが、やっぱり今当面の目標は、消防の西播磨の広域化の関係もあるんですが、それとは別に単独の町としてたつの市並みの防災無線の整備が一番現実的で、費用の面はこの時点では別にしまして、一番現実的な面では防災無線を町内何カ所かに設置したほうが、より現

実的な対応かなというふうに思います。

詳細については、今後防災計画の中で、またどんだけ話を煮詰めていくかによるんですが、今後プラスアルファの取り組まれる対策というご質問につきましては、やはり現実的な防災無線の整備ということが上げられると今現在では思っております。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 藤澤元之介議員。

○藤澤元之介議員 最後に、本当に丁寧かつ、あるいは明快に答弁いただき、ありがとうございました。

窓口業務のあり方、あるいは防災体制についても、やはり相対的には対応できる職員あるいは我々も含めての人間力が決め手であると思います。

これからは住民に優しい開かれた庁舎、あるいは臨機応変に対応できる防災体制の構築に向け、我々も含め、住民も含め、町当局の人も含めて、お互いに役割分担を明確にし、安全・安心なまちづくりの運営になるよう、よろしくお願いをいたします。

以上で私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（佐野芳彦） 以上で藤澤元之介議員の一般質問は終わりました。

次、中井政喜議員。

○中井政喜議員 失礼します。久しぶりの一般質問なんで、少々緊張しております。

それでは、早速ですが、既に当局には事前に2点の質問事項を届けておりますので、明快な解答と前向きな回答をいただきますことを期待して一般質問をいたします。

さて、太子町住民の強い要望を受けて、太子町の環境センターと一体設備として、町内の家庭から出るごみをその処分場として焼却炉処理設備が建設されて、稼働を始めたのは昭和51年7月26日であります。

しかしながら、この焼却炉は設備的にダイオキシン等、公害有機物の処理能力に問題があり、年々厳しくなる国の公害防止法に抵触する懸念が生じたため、平成9年4月1日に

休止せざるを得なくなりました。

約21年間にわたる町内の環境センターとごみ焼却炉は、その設備を終えたのであります。そして、太子町から出た家庭ごみのすべては、たつの市揖西町前地の揖龍クリーンセンターで処理されることとなりました。

さて、その休止後の旧環境センターは、約15年間、手つかずの状態であります。

そこで、太子町旧環境センターの施設及び周辺環境のあり方についてお尋ねをします。

まず1つ目は、旧環境センター内、南北の建屋とともに老朽化が顕著に見受けられます。今後の措置をお尋ねします。

2点目は、焼却炉の煙突約30メートルにクラックが入っているんです。これが非常に見た感じでは、私は施設の中に入って見たわけではございませんけども、山のすそ野からその状態がはっきりと見えます。これは地震とか、あるいはそういった大きな災害が出た場合には倒壊する危険を非常に懸念するわけでございます。早く解体撤去を計画してはいかかということをお尋ねします。

3点目は、旧環境センター周辺に防犯灯の設備をお願いしたい。私も、ちょっと見落としたんですけども、あるのはあるんです、防犯灯は。ところが、もう腐食してしもうて全くその機能を果たしていません。特に柳池に面しているために、夜の宵やみに乗じてこの柳池に不法投棄がされてると、こういった現状でございます。当局もご存じかと思いますが、当然のことながら以前から不法投棄を禁止するという立て看板も設けておられるのも私も感じております。確認しております。

今後とも、この防止策を何とかより改善できないかということをお願いしたいんですが、以上、答弁よろしくお願いいたします。

○議長（佐野芳彦） 経済建設部長。

○経済建設部長（井手俊郎） それでは、旧環境センター内の建屋並びに煙突の早期の解体撤去を計画されたいが、いかかというご質問ですが、現在旧環境センター内には焼却

施設と管理施設の大きく二棟の施設がございます。ともに構造は鉄骨づくりで、外壁は軽量気泡コンクリートパネル、ALC板で構成された、比較的軽量の建築物でございます。

操業してからも最低限の維持保全には努めており、老朽化は進んでおりますが、主要構造部につきましては健全であり、倒壊するおそれのある建築物には該当しないものと考えております。

中・長期的には、総合公園事業の進捗に合わせながら一体的な環境整備の推進に努めてまいりたいと考えております。

また、煙突につきましては、工法による構造物の強度の低下が見られ、過去に一度外部補修を施しておりますが、できる限り早期の解体が望ましいことは十分に認識しております。

煙突解体は焼却炉の建屋解体と同時解体の必要性があり、焼却施設解体につきましては、解体工法の選定や交付金制度の検討など、多角的な視点からの検討が求められており、今後も早期の解体を目指しまして、継続して検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（山本修三） 3点目の防犯灯の件でございますが、旧環境センター周辺の防犯灯設置につきましては、日常通行される車、歩行者及び自転車等の交通量がかなり少なくなってます。現時点では池周辺防犯対策として設置する箇所ではないというふうに考えております。

不法投棄につきましても、ごみのポイ捨て等につきましては、自治会、老人クラブ連合会、また婦人会、商工会、各種団体と協力して、毎年本町では12月の第1日曜日に全町クリーン作戦ということで、昨年ですか、28年目を迎えております。一方では、小規模ではありますが、心ない者による不法投棄がある事実も認識しております。

こういった全町クリーン作戦を踏まえまし

て、道路、河川、池に限らず、町全体をきれいにすることによりまして、ごみを捨てられない環境づくりを目指し、たつの警察署や県民局、関係団体と連携を図りながら不法投棄の立て看板設置や広報紙、ホームページによります不法投棄防止の意識啓発に努めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 中井政喜議員。

○中井政喜議員 ただいま説明を受けたわけですが、いまだ一度ちょっと確認をしたいんですが、部長から旧環境センターの建物の件でお答えいただいたんですが、今現在北側の建屋では月2回、いずみ会の料理教室が開かれてるというふうに聞いております。

その中で、その方にちょっと聞くんですが、建屋の中にもかなりひび割れ等、クラックが入ってる部分があったりして、かなり老朽化が進んでいるというのも聞いております。今後、恐らく手を加えられることはほぼないと思います。そういう中で、煙突を含めて解体は一緒にしたいというようなことも聞いております。

長年こうした機能しない焼却炉は、早い時点でどこかでけじめをつけなければならないんじゃないかと。どうしても新しい設備をつくる時には、皆さんかなり注目されるんですけれども、もう要らなくなったような設備でございますので、どこかでけじめをつけられて、されるのはいかがかなと思います。

近隣のところでも、全部とは言いませんけれども、こういった焼却処理設備は解体し、撤去されているようにも聞いております。そういう中で、どこかでめどとしてそういった、お金が要るのは当然のことながら、これは最後の締めとしてされることはぜひ望みたいと思います。

当然のことながら、するにはお金が要ります。少なくともどの程度の費用がかかるのか、概略で結構ですから、ちょっと聞きたいなと思います。

それと、もう一点は防犯灯の関係ですけども、はっきり言いまして私も、隣に打ちっ放しのゴルフ場があります。あそこは夜も10時ぐらいまで大きな水銀灯がついて、少し明かりがそちらまで届くんですけども、10時以降になりますと、全くの暗やみでございまして、あの道路は山越えの松ケ下に抜ける道路でございまして、私も一遍どんな感じかなと思って車で通過したんですけども、とてもじゃないが通れません。背筋がぞっとします。だから、不審者がいて、そこで何かとめられたら災害に巻き込まれるかなというような状態でございます。

近隣の人は多分通ってられないと思いますけれども、やっぱり明かりぐらいはどこかつける必要があるのではないかなというふうに思ってますけども、1カ所ぐらい旧環境センターの近辺にいま一度明かりをつけていただいたらいかがかなと、このように思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（佐野芳彦） 町長。

○町長（首藤正弘） 旧環境センターの関係でお答えさせていただきます。

もうこれはご承知のとおり、役目は果たした施設でございます。解体に当たりまして、これは相当の経費が必要になってきます。今までいろいろとごみの焼却に寄与した施設でございますので、公害関係等々の処置もやらないといけない。周辺の土壌等々の検査、調査等は済ませて、大丈夫だという結論が得られておりますが、実際使っております焼却炉、そうしたものはやはりそういうものが含まれてると。

だから、今煙突が危ないということで、煙突だけというのは膨大な経費がかかってきます。一体で私はやろうというところで、そうした県内にもたくさんございます。まだ放置されたなりということで、国のほうの要望も県の町村会として今まで要望をしてきております。取り組みもどうしてもというときになれば、私が手をつけるべきだという思いがいたしております。

そうした中、当初計算しましたら3億円出ておりました、解体だけに。投棄の経費等々も相当かかってきますので、3億円強の経費がかかる。しかし、だんだんと削減されてきてまして、1億円から2億円の間でできるのではないだろうかという試算もされております。しかし、億の予算でございまして、そこら先ほど部長から答弁しましたように、何かのものと補助なり、いただけるもののかみ合せて、そうしたものに手をつけていきたいなというところで、また国のほうにも要望を重ねていきたいなと、このように思っております。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 中井政喜議員。

○中井政喜議員 ただいま町長から数字の面も、解体の費用の面もご説明いただいたわけですけども、私だけじゃなしに、当局も十分承知をしておられますので、それは遠からず処理されるということで、予算の関係もございまして、これ以上は私も詰めませんが、できることなら早々にやっていただきたいなということだけ要望を上げて、この件につきましては終わります。

それと、先ほど旧環境センターの防犯灯の関係は、もう全く手をつけられないんでしょうか。そこだけ確認したいんですが。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（山本修三） 防犯灯の関係でございしますが、以前、池から松ケ下自治会へ抜ける道路の中腹に不法投棄がございまして、その都度、地域住民の皆さんと一緒に処理をした経緯もございます。

たつの警察、県民局とも話し合いながら、地元も話し合いました。あの辺が議員おっしゃられたように、夜は通行されてないです。明かりをつけることによって、またその道先案内みたいな形になってきますので、当分の間つけなくて、看板を設置しようということで、今県、町と5枚つけております。

それと、見られてご存じだと思うんですけども、模擬鳥居の不法投棄看板、あれがよく

一般的に効くらしいんですけども、そういった看板も取りつけております。

今後とも、たつの警察と県民局にも監視員もごさいますので、そういった方々と相談しながら不法投棄の啓発に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 中井政喜議員。

○中井政喜議員 交通量の関係につきましても、地元と相談をされたということでございます。その辺もちょっと私も確認してみました関係で、それはそれで結構です。それとあわせて、ただいま不法投棄の件、また警察のほうと協議されるということで、できることなら少しでも改善できるようにしていきたいなと思いますので、不法投棄につきましては再度気を緩めますとそれがエスカレートするというのは、過去の例にもありますので、その辺はぜひ注視をしていただいて、この件については。

○議長（佐野芳彦） 中井議員、ちょっと待ってください。

ちょっと暫時休憩します。

（休憩 午後2時11分）

（再開 午後2時13分）

○議長（佐野芳彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き中井議員、一般質問をお願いします。

○中井政喜議員 どうも録音機のほうが調子が悪いということなんで、次は短目に質問しますけども。

昨年の東日本大震災で福島第一原子力発電所が爆発事故、その後、放射能汚染による被害が福島県にも今なお多大な悪影響が出る。また、放射能汚染している瓦れき処分に国は苦慮しているのが実情であります。

あわせて全国に50基ある原子力発電が国の原子力政策によって、5月5日以降、すべてが休止状態になっておるわけでございます。

関西圏へ電力供給している関西電力もこの状況のもと、電力供給量が激減し、15%の電

力使用量削減が求められているということは、皆さんもご存じのように新聞紙上等でも報道されております。また一方で、電力の使用料金の値上げも今後想定されるわけでございます。

よって、1点目には、町内公共施設で昨年以上の節電に取り組む必要があると私は思っておりますが、具体的な取り組み姿勢をお聞かせいただきたいと思います。

2点目は、節電対策で今非常に脚光を浴びておりますLED照明器具を導入してはいかがですかということをお尋ねしたいと思います。

私は、何も電気メーカーの回し者ではございません。これだけは、はっきり言うときまんですけども、そういう中で、今次これからも発電所の関係以前に、やっぱり節電ということは非常に大事なことかと思えますので、そういったことも含めまして、LED器具を当町としては導入される考えはあるのかということをお尋ねします。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 総務部長。

○総務部長（香田大然） 関電さんの節電要請を受けまして、7月2日から9月7日までを重点実施期間として節電対策に取り組むことといたしております。近々、役場内の節電対策実施について通知をする予定でございます。

エアコンは、設定温度を28度に設定する対策、また電気は間引き電灯、昼休み消灯等の照明対策、節電モード設定等によるコピー機、OA機器対策、その他定時退庁の促進、昨年の夏と同じような対策をやりまして、より一層の徹底を図りたいというふうに考えております。

また、意識の高揚効果を期待して、昨年より開始時期を早めて5月14日からクールビズキャンペーンを実施しているところでございます。これからも節電対策を徹底していきたいというふうに考えております。

それから、LEDの関係でございますが、

LED照明器具への交換も効果的ではあるというふうに思いますが、庁舎につきましては、新庁舎建設が計画されているところでもあり、器具交換費用を考えると、この時期に交換するのは現実的ではないというふうに考えております。

庁舎以外では、LED照明器具の導入も十分検討しているところでございますが、それぞれの施設の照明器具の状態、また時期、交換費用等を考慮しながら個々に検討していきたいというふうに思っております。

○議長（佐野芳彦） 中井政喜議員。

○中井政喜議員 どうもありがとうございます。

昨年と同様にクールビズとか、あるいはエアコンの温度設定を28度に保つということで、それぞれに節電効果が続けるということでお聞きしましたんですけども、それはそれで頑張っていただきたいと思います。

私も、会社勤めして40年間働いてきたんですけども、たまたま幸か不幸か、電気の仕事に40年間携わってまいりました。こういった関係で、一部共通する部分もあるんですけども、この電気の進歩といったら物すごい速度ですごいなといつも思ってるんですけども、特に当時は照明については白熱電球または蛍光灯、水銀灯、またここで今に至ってはLEDが主力を占めております。LEDということは発光ダイオードということで、素子を使って光らせてるわけですけども、その消費電力はすごいものがございます。

そういうものは、ちょっと私も家の中で買いたいと思うんですけども、ランニングコストが非常に高い、普通の器具に比べますと2倍から2.5倍の器具の値段がしてまいります。その中で、ところがこれに変えますと、今の電気料から、1日平均8時間ないし10時間使いますと、七、八年でその費用対効果は出てまいります。ほとんどそれはクリアできる部分になってまいります。

そういった中で、これからは当然新庁舎の建設されるわけでございます。その時点では

新庁舎のLEDの照明等が当然入れられるというふうには期待はしております。

それはそれとして、私は1つ提案しておきたいんですけども、このLED照明につきましては、特に歴史資料館とか、そういった部分で節電にテスト的に一度検討されてはどうかというふうに私個人は思っております。

この庁舎につきましては、当然もう先が見えてますんで、そこに投資するというのは私やったって当然だめだと思いますし、その辺、今後の照明器具等につきましては、またご検討される考えはあるかだけお尋ねしたいと思います。

○議長（佐野芳彦） 町長。

○町長（首藤正弘） 節電につきましては、庁舎においては、去年は20%強の節電率を達成いたしております。しかしながら、文化会館等々、ああしたところは利用料をもらってのそうしたあれでございますので、クーラー等々は要望があれば、入れないといけない、そういうところがございますので、そこは余り大きな期待はできないだろうと、このように思っております。しかしながら、少しでも節電に努力するように今後とも努めていきたいと思っております。

そしてまた、器具につきましては、やはり今文化会館、新しい施設です。福祉会館、そうした学校等々においては順次考えていかなければいけないと、このように考えております。やはりこれは計画を立てて取り組みをしていきたいと、このように思います。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 中井政喜議員。

○中井政喜議員 今後そういう検討の余地はあるということで、町長からご説明を受けました。

私も、今兵庫県庁のほうのちょっとネットで調べますと、既に21年、22年度はLED照明にどんどん切りかえておられます。太子町でもぜひその方向で視線を向けていただきたいと、こういうことでお願いして、一般質問

終わります。ありがとうございました。

○議長（佐野芳彦） 以上で中井政喜議員の一般質問は終わりました。

次、中島貞次議員。

○中島貞次議員 10番、公明党、中島貞次でございます。通告に従いまして一般質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず1点目は、ファシリティーマネジメントについて質問いたします。

財政運営の健全化に向けて、公共の施設、建築物を一元管理することで長寿命化や運営費の削減を目指すファシリティーマネジメントについて、太子町におけます実施状況についてお尋ねします。

また、その実施によりまして各施設の修繕、建てかえ計画などの情報を施設台帳等に整理していると思いますが、そこから今後の保全計画等があれば伺います。

○議長（佐野芳彦） 財政課長。

○財政課長（堀 恭一） ファシリティーマネジメントについてお答えさせていただきます。

ファシリティーマネジメントは、資産管理、また資産活用などを経営的な観点で運営し、維持するための総合的な管理手法でございますけれども、都道府県、また都市の一部で取り組まれていると聞いております。

その主な柱は、コスト削減、適正運用、資産管理、新たな施設の運営手法であると思います。

本町におきましては、ファシリティーマネジメントを実施しておりませんが、これまでも施設の建設等につきましては、財政状況が悪化しないように、その規模、効果、将来負担等を十分に考慮して実施しております。

また、効率的な管理運営としまして、先ほどもよく出てますけど幼稚園の統廃合、保育所の転用など、いわゆる施設数も限られておりますので、常に施設全体をにらみながら、その点検、見直しを行っております。

また、各施設の修繕につきましては、可能

な限り、その延命を図るべく維持管理を行い、建てかえについては財政状況等を考慮し、総合的な判断のもとで実施計画を定め、実施していきたいと考えております。

今後とも、議員さんご指摘の点を踏まえまして、施設全体に視点を添えて、適切で効果的な管理、運営に努めたいと思っております。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 現在建てられている施設はもう数十年たつということで、高度経済成長期に建てられたのが大部分多いわけです。ということは、その分老朽化が進んでいるということで、ところが高度経済成長期にはある程度財政もよかった。ところが、現状は非常に財政が厳しい状況である。ということは、新たな建てかえというのは非常に無理な面があるわけで、現在ある建物、公共施設を何とか長寿命化させると、健全な状態で持っていこうということで、例えば、町には大体30近くの、ちょっと数が間違ったらごめんなさい、30近くの恐らく公共施設があるんだろうと思います。公園を含めると多分30を超えていると思いますけども、その中で、今後に向けて、要は、先ほど財政課長おっしゃいましたけども、経営的な観点からとらえていくということで、一つの、例えば公共施設、建物を長期にわたって経済的なコストで、しかも品質良好なファシリティー、ファシリティーというのは施設ですけども、そして最少必要なものをタイムリーに提供する、この3つの目標、バランスが大事なわけです。

ですから、今後も本庁舎は新しい庁舎に建てかえるということでよくはなるんですけども、ほかの施設については、もう本日的一般質問等で示されましたが、小学校、中学校の耐震化は今年度で終了。ということは、あと残っているのは地区公民館とかの耐震化で、何とか建物を寿命化させるという、延命されるというか、いうことによって建てかえをせずに経費を抑えながら公共施設を維持し

ていこうということでございますので、今後いろいろこれから社会的な状況が変わっていくかと思えますけれども、特に1点だけ、長寿命化に対して、この建物だけは改築せずに何とか長寿命化できるであろうと、この建物は恐らくは、幾ら長寿命化しても無理だろうと、当然先ほど旧環境センターの話もありましたけれども、いずれは近い将来、建てかえるかつぶすかしなければならないだろうというふうな、そういう目安が財政課として考えておられるのかどうか質問をいたします。

○議長（佐野芳彦） 財政課長。

○財政課長（堀 恭一） 一応施設、建物につきましては、建築年度等を調べて、大体平均的な、いわゆる経過年数というのは台帳等で調べております。

その中で、一番最も古いのは、今回庁舎建設を目標にして、まず庁舎が43.1年経過しております。施設全体では、太子町の経過年数は28.4ということで28歳というふうになっております。その中で、どれを残してどれを長寿命化してどれを解体、例えば建てかえるかというのは、それぞれの総合的な判断の中で決めていきたいと考えておりますので、ここでどれを残す、どれを、例えば建てかえるかというようなことは今ではまだ、申し上げられないと思います。よろしくお願いします。

○議長（佐野芳彦） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 町の財産なんで、今後町の財政との絡み合いで、運用面でしっかりとまたやっていただきたいなと思いますので、よろしくお願いします。

続きまして、2つ目ですけれども、電力の自由化と節電対策についてお伺いいたします。

原発稼働が全国でゼロになりまして、今年の夏は全国的に電力供給不足が予想されております。関西広域連合におきましても、関西電力との話し合いで、福井県の大飯原発が稼働する、しないで一時問題となりましたが、再稼働承認といえますか、そういうふうな流れにもなってきております。

しかし、現実問題といたしましても、再稼働したとしても1カ月はどないしてもかかってしまうわけで、現時点で、さあ再稼働というてもう7月ピークになっていくわけで、当然節電の対策はしなければいけないわけです。関西電力では15%不足というふうになっておりますので、本庁としての節電の対策をお伺いします。

また、近年電力の自由化が進み、電力供給をここでは関西電力が今まででしたけども、以外からも供給できます。本庁の供給の現状をお尋ねしますと同時に、大阪府とほかでは一般競争入札によりまして電力供給会社を決めて経費削減を行っています、そういう考え方はあるのかどうか、お尋ねいたします。

○議長（佐野芳彦） 総務部長。

○総務部長（香田大然） 節電に関しましては、設定温度を28度に設定するなどのエアコン対策、間引き点灯、昼休み消灯等の照明対策、節電モード設定等によるコピー機、OA機器の対策、その他、定時退庁の促進等、昨年の夏同様に一層の徹底を図りたいというふうに考えております。

電力供給につきましては、本庁では関電から供給を受けております。過去、入札により供給会社を決定したことはございません。入札による電力供給については、現在受けている特約との比較、今後内容を勉強して、実際に入札ができるのかどうかを検討していきたいというふうに考えています。

なお、この辺は関電相生営業所管内になりますが、関電相生営業所管内で電気供給を入札にしているところはないというふうに聞いております。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 昨年同様、本庁におきましても節電を実施するわけですが、その節電の効果、実際に去年も節電をいたしました。そのときに例年に比べて数値的に何%節電できたのかを1点お尋ねいたします。

それから、先ほどありました電力の自由化

なんですけれども、特に今は新電力と言われる事業者がおりまして、そのシェアは少ないんですけれども、3%強の全国シェアで、関西電力とか東京電力とか、その辺がどうしても中心になっていくんですけれども、実際に新電力を使って行って、どこでしたか、経済産業省の庁舎で約1.8億円の契約ということで、削減額が160万円とか、埼玉新都心合同庁舎、大きいところばかりなんですけれども、太子町とちょっと比べると現実が合わない場合がありますけれども、落札価格1.8億円で約820万円、約4%減というふうになっております。

世田谷の区役所なんかでも、小・中学校とか合わせてごっつい施設111施設があるんですけれども、落札が約7億600万円で、削減額4,400万円、値上げ後の東京電力料金と比べて約5.9%減少したというふうになっていて、大きいところばかりなんで、実際に我が太子町と比べてどうかというのはちょっと比較はしにくいんですけれども、こういうふうにして金額の多少はあるけれども、新電力、特定規模電気事業者との契約をしながら、何とか経費を抑えているというところもあるわけです。

ですから、現在のシェアは非常に少ないですけれども、今後検討をいただきたいなと思いますので、その辺の回答をよろしく願いいたします。

○議長（佐野芳彦） 総務部長。

○総務部長（香田大然） まず、節電の数字ですが、昨年の夏の話でございます。おとしの夏と比べますと、役場庁舎では、パーセントでいきますと、電気料が24%のマイナスとなっております。役場全体の施設では、電気料が13.25%の節電というふうの実績として残っております。

それから、新電力のシェアの問題とか、それからまた安定供給、どのぐらい安定供給できるのかとか、そういった問題も今後いろいろ、もっともっと新電力のシェアが増えてまいりますと、いろんな問題点、また逆にメリ

ットが、出てくるかと思われまして、太子町は先頭を切って走ろうとは思っておりません。いろいろ先進地があつて、そういうのを勉強しながら、そういう時期が来ればまたそれに対応する方法もあるだろうということで、今現在は新電力につきましては、一切考えておりません。

○議長（佐野芳彦） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 ありがとうございます。

新電力の場合に、この前ニュースで見ますと、1点、余りにも大き過ぎた場合に電力が供給できないケースが発生するという場合は、すべて関電に任せて、そしてその分の差額は新電力が支払うとかというような感じで、万一の場合は関電が供給をするというふうな体制にはなつて、保証はあるらしいんですけれども、私もまだ詳しくは研究はしていませんが、そういうことです。

今後、世の中がどうなるかわかりません。どうしても関西電力や中国電力や中部電力に支配されていたそういうシェアが、自由化によりまして、またこれが、本庁について話をしていますが、家庭においても別に直接契約をする必要はないとは聞いております。そういう意味で、ますます今後自由化が進むものと私は考えておりますので、またその節はよろしく願いをいたします。

3点目ですけれども、ライフジャケットについて質問をさせていただきます。

ライフジャケット、救命胴衣のことですけれども、ライフジャケット、救命胴衣は、法的に規制されている分野といたしますのは、要は船舶関係、そういう船関係の人、それから漁業に携わる関係の人は、必ずライフジャケットを着用しなければいけないということの法律があります。ところが、それ以外については別に特に規制はないわけです、決まりはないわけです。

異常気象によります集中豪雨で、河川やため池等の増水など、危険な状況が近年各地で起こっています。河川やため池等で水害に巻き込まれた人に対して、消防団員等の救助で

のライフジャケットの着用は不可欠と思いますが、本町での実態はどうなっていますか。

また、不測の事態も想定されますので、消防団員の人も着用するべきではないか、当局の見解をお伺いします。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（山本修三） 消防団のライフジャケットの着用についてでございますが、東日本大震災において津波による消防団員の方々がたくさん犠牲となりました。全国の消防団員の安全対策が必要と考えまして、国では消防団員の安全確保ということで、ライフジャケットなどの団員自身の生命の安全に配慮する資機材の補助に取り組まれています。昨年から取り組まれています。

このことは、東北地方に限らず、近隣の西播磨各消防団においても津波が想定される地域や、一級河川などのはんらんが想定される自治体での取り組みに大きな動きとなっております。

太子町では海岸に面しておりませんので、特に津波対策を行う地域がないのと、今までまず震災、火災対策における初期消火用資機材がまず先であるというふうなことで、消火用ホースなどが主でありました。緊急に配備する状況にありませんでしたが、今回、風水害等における消防団活動のあり方や安全管理など、ライフジャケットの必要性につきまして、消防団また常備消防と協議しながら、検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 太子町は、地形でいいますと、東に大津茂川、西に林田川、水に関するものを言いますと、大きいといえますか、川が2本、それから原新池と福井大池、ため池が2つ、あとは用水路等々あるわけです。

例えば、稲美町なんかへ行きますとため池が結構ありますんで、あそこはライフジャケットがほんま要るのかなと、水遊び等で万が

一落ちたりとか、水見回りの中で着用する必要があるのかなと。太子町の場合もそういう面からいきますと、万が一に備えてやはり必要性があるのではないかなと、そう思います。

先ほど部長から言われましたけれども、3・11東日本大震災の結果を受けまして、大規模災害時における消防団活動のあり方等に関する検討会の中間報告書の概要の中で、これは消防庁の防災課の中で、東日本大震災における教訓と消防団員の安全確保対策等の中の2点目、津波災害時の消防団員の安全確保対策の2点目、退避ルールの確立と津波災害の消防団活動の明確化や、4点目、消防団の装備及び教育訓練の充実の中でライフジャケットの着用ということが盛り込まれております。

実際のところ、これは津波ということなんで、南海・東南海地震が起きたときに、太子町にどの程度の津波が川を上がってやってくるかというのは、非常に、影響はさほど沿岸部に比べては少ないと思いますけれども、どんな規模のどんな地震が起きるかわかりませんので、装備の必要、ぜひともよろしくお願いしたいと思います。

ちなみに、これは和歌山県のみなべ町なんですけれども、これはもろに太平洋に面していますから、東南海地震の影響をもろに受ける町なんですけれども、和歌山県みなべ町が大雨による河川のはんらんや、東南海・南海地震の津波などに備えて、町消防団、これ298人いらっしゃるそうですけれども、その全団員にライフジャケット、救命胴衣を配備することを決めた。25日に開かれた町議会の臨時会に必要経費を盛り込んだ一般会計補正予算案を提案し、可決された。

甚大な津波被害をもたらした東日本大震災を受け、国が消防団員の安全確保のために設けた補助制度を活用すると。昨年11月に成立した国の第3次補正予算に盛り込まれた消防団安全対策設備整備費補助金を活用するというふうな、云々のことが書いてあって、ここ

では町総務課によりますと、ライフジャケット300着のほか、ヘッドライト、拡声器、投光器、発電機とか救命ボートとか、いろいろ、みなべ町ではこういうふうに行ったということが報道されておるわけです。

ですから、今後、結構、先ほども言われましたけれども、消防団にライフジャケットを配備する動きは、特に沿岸部、太子町の場合はどうしても中に入ってますんで、沿岸部を中心に配備する動きが、広まってるということなんで、ぜひともよろしく願いいたします。最後にもう一点だけ約束をお願いいたします。

○議長（佐野芳彦） 町長。

○町長（首藤正弘） 今、中島議員、和歌山とか、そういう必要なところの例を挙げられて質問されておりますが、今本当に太子町の消防関係で必要であるかどうか。やはり私は、たつの消防では消防署としては必要であろうと、このように思います。

太子町の消防団で本当に必要とするかどうか、そこらは十分、消防団とも連携を図りたいと、このように思いますが、しかし、いずれにいたしましても、ああしたものも耐用年数というのがあるんです。ずっと使えるものではございません。そうしたところも考え合わせて、今後は考えていきたいと、このように思います。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 ありがとうございます。

ライフジャケットについては、常に点検整備というか、それは必ずしなければいけないというふうにネットでも載っておりますし、数とか使い方等については、全員が全員というわけには当然いかないわけで、それぞれの部署に応じた、地域に応じた取り組みが必要かなと思いますので、またよろしく願いいたします。

引き続きまして、4点目は学校の交通安全教育についてお伺いをいたします。

近年、通学途中の交通事故や帰宅してから

の自転車事故など増加傾向にあります。小・中学校における交通安全教育の実施状況を伺います。

また、学校において図上教育を実施すべきではありませんか。子供たち同士で危険箇所等、地図をかいて確認し合ってはどうか。

次に、自転車事故で子供たちが加害者になり、数千万円の被害を与えたことを報道されましたが、自転車でも一歩誤ると凶器にもなるので、保険への加入を積極的に推進すべきと考えますが、当局の考えをお尋ねいたします。

○議長（佐野芳彦） 先ほどの首藤議員のとほぼ一緒なんで、その辺はよろしく願いします。

教育長。

○教育長（寺田寛文） 失礼いたします。

今も議長から言われましたように、複数の議員さんからご質問をいただいておりますので、簡単に説明させていただきます。

学校においては、カリキュラムによって年間行事を通じて交通安全に対する認識を深めているところでございます。例えば、警察等は必ず呼んで交通安全教室を開催しております。そして、学年に応じて対応をしているところでございます。

それから、ご指摘の図上教育の件ですが、危険箇所の確認など、具体的場合の設定は交通安全教育を行う上で、子供たちにとってわかりやすく効果的な方法と思われます。いずれにしても小学生においては道路における危険性を予測し、これを回避して安全に通行する意識及び能力を高めること。中学校においては、自己の安全ばかりでなく、他の人々の安全にも配慮できるようになることが重要であると考えております。

したがって、それぞれの発達段階に応じた指導を定期的、計画的に図上教育等も含めて工夫を凝らしながら実施することが大切であると考えております。

そして、3点目の保険の件ですが、子供た

ちを被害者にも加害者にもさせないを基本とし、交通事故防止のために、家庭、学校、地域の関係機関や団体等が一体となって、子供の指導監督や環境の整備を行う必要があると考えております。

学校においては、PTAの集会、保護者会等の際に、学校が行っている安全指導について理解と協力を求め、交通事故関係の報道等について日常の話題として家族で話し合う機会を設け、交通安全についてしつづけを徹底していただけるよう、保険加入なども含めて保護者への啓発に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 ありがとうございます。

特に太子町は交通安全推進に対して、顕彰、交通死亡事故の発生、一定期間抑止または交通事故死者数及び交通事故件数減少をさせた市町に対して、交通安全対策委員会会長、知事名で顕彰されました。しかも、本年は引き続き交通安全対策の重点地域の指定も、姫路市等と並んで受け、たつの市等一緒になって受けております。

そういう意味で、交通安全を町民運動盛り上げの中でやっていく。特に幼い小学校、中学校を中心にやるというのが大事なわけですけども、その中で、まず1点お伺いしたいのは、学校の中で子供たち同士で、例えば模造紙でも、画用紙でもいいですから、通学路等かいて、その中に危険箇所があるのかどうか。ここは危ないな、ここは安全な場所だというふうなところを、まずそういうことを実際に教育をやるべきではないかと思うんですが、その状況についてまずお伺いします。

○議長（佐野芳彦） 教育長。

○教育長（寺田寛文） 危険箇所等々は、小学校においては特別活動等々で地区別活動というのがございます。ですから、毎月1回は各地区の遊び場または交通道路等々で、危なかったところを集約して、それを夏休み等の前に保護者会等を出しまして、それについて

保護者の協力を得ながら、遊び場所または危険箇所等について検証し、より安全な生活を送るように指導しているところでございます。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 特に長期休暇になりますと危ない可能性があるんですけども、教育長もご存じかもしれませんが、これは、東京都が実施している新地域安全マップづくり作成指導マニュアルというものです。これは東京都のほうでそれぞれが学校の授業の中でマップをつくって、ここは安全、ここはちょっと危ないというのを、子供たち自身が作成する。子供たち自身が作成して地図をつくり上げると。いわゆる図上訓練になるわけです。

これには、地図をつくるんですけども、実際に子供たちで見に行き、実地検証をして、ここは危ないなと、ここは安全だなというふうにして、実地検証をしながら地域の安全マップをつくっていくわけで、大人がつくった大人目線でなしに、子供たちが見た子供目線での安全マップなわけです。

ですから、例えばこの中でも、入りやすい場所とか見えにくい場所、見られにくい場所というのが犯罪が起こりやすい場所で危険な場所。入りにくい場所で見えやすい場所は犯罪が起こりにくいというふうな、そういう設定をしながら、子供たちが考えながら、この公園は大丈夫だと、この公園はちょっと物影が多くてやばいなとかというふうなことを実際に検証していくわけです。そういうふうなことが東京を中心に行われているわけです。

ですから、それが子供たちの安全意識の高まりというか、それにもつながっていくと思うんで、今後こういう学校の中でマップづくりを進めていってはどうかと思うんですが、その点についてお考えをお伺いします。

○議長（佐野芳彦） 教育長。

○教育長（寺田寛文） まさにそのような教育は、総合的な教育の中に位置づけられると思います。子供たちがみずから判断し、みず

から行動し、みずから考えていくというような、みずから自分たちが進んでやっていくというようなものにかかわってくると思います。子供たちが、危険であるというようなところを、指導をされるんじゃないくて、みずからが行動していく、判断していく、考えていくというようなことが行われるんじゃないかなと思います。

どこの学年でも、いつかその時代に応じて、危険と思えば総合的な学習の時間に、その自分たちの住む地域の危険箇所、危険な場所を調べて、総合的な時間の中の総括として発表しているところがございます。

ですので、子供たちはその鋭い感性で危険な箇所は感知していると思い、そしてそれをみずからの判断で学習しているところがございます。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 ここに子供の意識が変わるマップづくりの効果というのが載っただけですけども、その中で、マップづくりを実践した先生に伺いましたと。自分のことは自分で守る意識が高まり、危険予測ができるようになったということを書いておられました。

そういう意味で、自分のことは自分で守る、そういう意識、それがやはり子供たちにとっても大事なことだろうかなというふうにして、非常に有効、効果があるというふうにして、地域安全マップのことが書いてありましたので、また検討をよろしくお願いいたします。

それから、保険のことなんですけれども、自転車の保険というのは案外見過ごされるということで、最近をよく報道等によりまして、自転車の保険に入ったほうがいいですよということが勧められております。

実際、大きな事故、たまにしか大きな事故はないんですけども、いざ事故が起きてみるとすごい被害金額になってしまう、加害者になってしまうということで、これは東京で起きた事件で、信号のない交差点で50代男性

の自転車が60歳の女性と衝突して、女性は左大腿骨骨折で賠償命令が567万円。それから、同じく東京で、信号を無視した37歳の男性の自転車が、横断歩道歩行中の55歳女性と衝突して女性が死んだ、5,438万円。大阪で歩道上で無灯火の15歳男性の自転車が歩行中の62歳男性と正面衝突して男性が死亡、3,000万円。神戸地裁、自転車が、信号のない交差点を歩いて横断中の54歳女性と衝突、女性は顔の骨や歯を折って1,239万円。

だから、自転車は危ないと思っても、いざ加害者になった場合にはすごい賠償金、これは裁判で賠償命令が実際出ているわけです。だから、えっ1,000万円も、2,000万円もという、我々庶民の感覚では当然とてつもない金額なわけです。それを補うのが自転車の保険なわけです。

保険の加入には民間で入る場合もありますし、地域にあります自転車安全整備店に、整備することによって、先ほども議論がありましたTSマークを申請することによって、これは自賠責、自動車という自賠責と一緒にですから、TSマークを張ることによって強制保険に入ることができるということで、実際そういう自転車安全整備店というのはどこにあるんかと。

余り聞きなれない言葉ですから、隣のたつの市では、一応古いデータですけども16軒ありました。太子町ではほんならあるのかなと、一番最後に載ってまして、名前を言うてもええんですが5軒ありました。桑田サイクル、かのうサイクル、ちゃりんこ館かげやま、佐々木自転車店、湯口サイクル、この5店が自転車安全整備店となっております。これは平成23年12月現在です。

そういう意味で、だからこういう自転車安全整備店で、常日ごろ自転車を安全整備しながら、1年1回、保険に入ることによって万が一の事故にも対応はできる。高額になる事故を起こすということは、よっぽど自転車運転者自身が悪いんでしょうけれども、多少のあれであれば、何とかこのTSマークの強制

保険で補うことができるということです。

ですから、T Sマークは2種類ありまして、第1種T Sマークが青色で保障が1,000万円、第2種T Sマークは赤色で2,000万円というふうに、入院とかいろいろほかあるんですけれども、そういうふうなことになっておりますので、特に小・中学校で自転車を買いかえとか乗리카えのときが一番多いのが、特に小学校から中学校に上がる段階のときの自転車を買いかえるときが一番、自転車通学する人ですね、が一番多いと思うんで、そういう時期なんかにはぜひとも啓発をしてはどうかと思います。

自転車整備は、別によそで買ったからといってここではしてくれないということはありません。ですから、あと姫路市内の大きな店でいきますと、イオン大津とか、姫路リバーシティーとか、それからムサシとか、そういうところでもちゃんとやってくれますんで、その辺、一度学校の中できちっとした保険教育といいますか、それをやってはどうかと思うんですけども、それについて考え方を伺います。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（山本修三） 自転車保険の加入でございますが、先ほど議員おっしゃられました自転車整備店、自転車安全整備士が自転車を点検整備して、道路交通法上も普通自転車として確認をしたときに張れるT Sマークでございます。

これにつきましては、保険の加入はあくまでも任意でありますので、自己責任の範囲の中で加入啓発に努めたいというふうに考えております。自転車を安全に利用してもらうためにも、知名度が低いT Sマーク制度、たつの警察と連携しながら、広報紙等に情報提供してまいる検討をしていきたいというふうに考えます。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 ありがとうございます。今後ともT Sマークの推進普及、よろしくお願い

いたします。

なお1点、T Sマークがついている自転車であれば、どなたが運転しても保障の対象になりますので、その点はすごいことかなと。車ではそういうわけにいきません。限定とかいろいろありますから。自転車は、どなたが運転してもT Sマークがついていたらそれで保険対象になります。その点だけは、大いに何かの機会でアピールしていただいて、ぜひとも啓発促進をよろしくお願いいたします。

以上で終わらせていただきますが、特に安全・安心のまち太子としては、交通安全、自転車等の交通安全等にも最善の注意を払っていただいて、これからもよろしくお願いいたします。

以上で終わります。

○議長（佐野芳彦） 以上で中島貞次議員の一般質問は終わりました。

この際、暫時休憩します。

再開は3時15分とします。

（休憩 午後3時02分）

（再開 午後3時15分）

○議長（佐野芳彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行します。

次、服部千秋議員。

○服部千秋議員 それでは、一般質問をさせていただきます。

1、図書館の電算システム導入の進捗状況は。

(1)現在の進捗状況は、(2)住民に親しまれる図書館とするため、図書館はどうあるべきだと考えておられるか。(3)今回のシステム化を(2)にどう生かすかについてお尋ねいたします。

○議長（佐野芳彦） 教育次長。

○教育次長（神南隆司） お答えいたします。

まず1問目、現在の進捗状況でございます。

町立図書館に図書館システムを導入するためには、図書館のデータベース化を行う必要が

ございます。平成24年度は一般開架室の図書を中心に約11万冊の図書をデータ化し、平成25年度に電算システムを導入し、同年10月から運用開始する予定でございます。

24年度に行うデータ化は、臨時職員を採用し図書にバーコードを添付し、それぞれの図書に付されている固有のISBNナンバー、国際標準図書番号というものですけれども、それと結びつける作業を行う予定でございます。

さらに、この作業が済んだ図書にデータ会社から購入したマークデータ、MARCデータ、これは書誌データを加えて図書のデータ化は完了します。したがって、現在はこの購入業者の選定に必要な仕様書の作成を行っているところです。10月から本格的に作業に入っております。

次、2番目です。

住民に親しまれる図書館とするためにということでございますけれども、住民の要望を反映した、長く読み継がれる図書を収集し、広く利用していただくために「広報たいし」、町のホームページ、図書館報「書窓」で、住民の皆さんがいち早く図書の情報を得られるよう体制を整えます。

また、太子町の将来を担う子供たちが本に親しんで育つよう、お話の時間、絵本の時間の開催、保育所、幼稚園、学校、児童館訪問などを積極的に行います。

さらに、ブックスタート事業への協力としましては、本年4月、5月には、生後7ないし8カ月の時点で実施される乳児相談のその日に出向き、児童図書や絵本の紹介、啓発を行っております。

問い3、今回のシステム化をどう生かすかでございますけれども、図書館システムの導入により、自宅から蔵書検索と予約ができるようになるため、今まで町立図書館に足を運ばなかった住民の皆さんが、図書館を利用する機会を増大させる効果がございます。

さらに、先行してシステム化がなされている大学や県立、市立の図書館を利用されてい

た方々が、本町の図書館を利用しようという機運が生じてくると思われます。

また、来館者との対話を大切にしてきた太子町図書館の特徴である暖かい雰囲気を保ちつつ、貸し出しや返却の迅速化で司書に生まれる時間等の余裕を生かし、利用者との対話に、従来に増して努めるとともに、サービス向上や図書館の質を高めていきたいと考えています。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 服部千秋議員。

○服部千秋議員 何点かお尋ねを続けていたしますが、他市町と太子町立図書館と外部とのデータのリンクの予定はあるかないか。町外の図書館との相互の情報交換ネットワークシステムの構築は考えておられるかをお尋ねいたします。

それから、カード目録はなくしてしまうのか、といいますのは、カードを順番に開くことによりまして調べるということが、従来の図書館ではよくなされていることであるわけですが、特にコンピューターを利用しづらい方への配慮はどのようにしようと考えておられるのかをお尋ねいたします。

それから、住基カードの図書館利用を図っているところも全国にはあるようでありますけれども、本町ではどのように貸し出しを行うか。住基カードの利用者が現在太子町では非常に少ない中、図書館の利用ですとか印鑑登録等も併用した方法等考えられないか、もしかすれば費用の点で難しいという面もあるのかもしれませんが、今後検討していただければどうかなと思うところでありますが、最後のところは教育長だけの分野ではないので、お答えにくいかもしれないんですが、ご検討いただけるか程度のところはお答えをいただきたいと思います。

○議長（佐野芳彦） 教育次長。

○教育次長（神南隆司） まず1点目です。

他市町と太子町図書館との外部とのデータのリンクでございますけれども、兵庫県の県立図書館がシステムを持っております、そ

れぞれ県内のシステム化の終わったところの図書館はそのシステムに入っています。

すると、最終的には全国のネットワークシステムにつながっているわけで、全国の国民から、それぞれから町立図書館の蔵書というものに対して予約等、蔵書の確認等ができるという全国システムに入ることができます。

2点目、カード目録、議員さんおっしゃったように、カード式で蔵書目録を見ていくわけですが、それは今後は廃止をしようと考えております。そのかわり、窓口で一応お客さんと対話しながら、コンピューターを活用して、今までと同様、窓口で蔵書の検索を、会話を続けながら、会話の中でする、窓口でするという方式でございます。ですから、カード目録と同じように、コンピューターを活用してお客様の要望にこたえていきたいと考えております。

3点目、住基カードのことですけれども、議員さんもよくご存じで、印鑑登録のカードとか、今回我々がつくりようとする図書館カードとか、そういったもの、住基カードの多目的利用という面があるんですけれども、それにつきましては、ネットワークのシステムを住基のほうのシステムを改善するということは大きな金額がかかりますので、今のところはそれは図書館カード独自のカードでやりたいと考えておりますけれども、多目的利用というのは、それぞれの自治体にとっては、やはり永遠の課題であるということで、引き続き検討していかなければならないと考えております。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 服部千秋議員。

○服部千秋議員 コンピューターを日ごろ使われない方、結構おられると思いますので、こういった方々に十分配慮していただいて、今後やっていただくようお願いいたします。

また、住基カードにつきましても、今お答えになるのは難しいと思いますが、ほかの部署の部長もおられますので、また当局として

ご検討を今後いただけたらなという、要望だけ言わせていただきます。

続きまして、2点目に行かせていただきます。

事業仕分けについて。

(1)本町では事業仕分けをどう行っているか。本町では経常的な経費を一定割合でカットするやり方をとってきました。そもそも事業仕分けはシンクタンク、「構想日本」が地方自治体を対象として、予算の無駄を明らかにすることを目的に行ったのが最初であります。

国や自治体が行っている事業を予算項目ごと（事務レベルごと）にそもそも必要かどうか。必要ならばどこがやるのか（官か民か、国か地方か）について、外部の視点で公開の場において担当職員と議論して、最終的に不要、民間、国、都道府県、市町村などに仕分けていく作業で、仕分け対象は一般会計、特別会計の事業であります。

いわゆる事業仕分けは、当町においては行っておりませんが、事業仕分けにかわるものを中・長期的に行っておられるかについてお尋ねをいたします。

○議長（佐野芳彦） 総務部長。

○総務部長（香田大然） 本町におきましては、公開の場において外部の視点も入れながら、それぞれの事業ごとに要否等を議論し、判定していくパフォーマンスのような事業仕分けは実施いたしておりません。予算の編成におきましては、各事業ごと、目的ごとにこれまでの実績、実施計画への登載等を踏まえて、個別に予算要求限度額を事前に定め、予算要求書を提出させ、総合的な観点から徹底的に査定を行い、予算案を決定しております。

また、行政評価において個々の事務事業の効果、内容、経費等について検証を行い、存続、廃止、拡大、縮小等を判断し、実施計画に反映しております。

また、中・長期的には、総合計画あるいは実施計画等の中で、財政面も考慮しながら各

課から意見を集約し、社会経済情勢の変化を勘案しつつ、取捨選択をしているところでございます。

○議長（佐野芳彦） 服部千秋議員。

○服部千秋議員 今部長のほうからは、パフォーマンスのようなものはやっていないというお答えであったわけでありますけれども、このことが国レベルでなされているときもニュースを見ていると、賛否両論がありました。項目によっては削減するという提案に、いや削減しないでくれといった意見がニュース報道でなされていたものもございました。

また、効率ということだけでは判断できない面もあると思います。しかし、限られた予算の中でやっていくために、事業によっては削減やカットをしていかなければならないものもあると思います。

今部長のほうから予算の査定を十分行いということを言われておりました。部長が財政課長のときもそのように厳しくされていたように、外部からではありますがお見受けはいたしており、そのことを否定するものではありません。すべての事業には大義名分があり、そのことが悪いと否定する人は少ないでしょう。しかし、その予算が実際に使われる際に、その目標達成にどうつながっているかどうか、この点に踏み込むことでお金の使われ方が有効であるかを判断しようとするのが事業仕分けであると思います。予算が硬直化しないように常に見直していくことも必要であります。

今パフォーマンスのようなこととおっしゃったわけですが、私はそれだけでは必ずしも言い切れない面があると思っております。外部の視点で公開の場において行うということは、役所が、または政治家が密室で何かを決めているのではないかと、疑問に思われることを防ぐという意味においても意味のあることであると私は思います。

本町で予算査定をされているときも、各課ごとに順番にされているということは私も知っておるわけですが、それでは、

実際にどのようにどういう視点でこれはカットするのか、次年度以降に回してほしいとされているのか、そういったことが私たち議員にもわかりません。

公開の場でやるということは、住民の皆様にもどのように予算が使われているのか、そういったことについて理解を深めていただくことにもつながりますし、また役所の公務員の方にしても、役所内だけでやっているのとは違って外部の方たちがどういうふうに見ておられるのかなということを見ることによって、考えさせられるということにつながると思います。ですので、公務員、住民ともに意識改革が図れることにつながる面があると思っております。

また、役所の立場にすれば、もしもしがらみによる補助金が仮にあったとした場合には、外部評価を受けることによって、それを行う際に有効なことになることもあると思います。したがって、私は必ずしもパフォーマンスだとは思っておりません。今後可能であれば、本町においても、有識者を含む形で一度実施されてみてはどうかと思っております。

予算編成のことですから、役所の側には踏み込まれたくないという思いがもしかしてあるかもしれませんが、役所は住民のためにその役割を果たしているのですから、住民に公開の場で、一度やってみられてはいかがかと思っておりますので、ご検討いただければありがたいと思います。

○議長（佐野芳彦） 総務部長。

（服部千秋議員「続きまして」の声あり）

手を挙げたから言うてもた。

引き続きお願いします。

○服部千秋議員 続きまして、3点目、地籍調査事業をもっと進めるべきではという点についてお尋ねをいたします。

地籍調査とは、国土調査法に基づき実施するもので、一つ一つの土地について、所有者、地番及び地目の調査並びに境界及び地籍

に関する測量を行い、その結果を地籍図と地籍簿に作成するものであります。

地籍図と地籍簿は認証を受けた後、法務局に送付され、不動産登記法第14条第1項地図として備えつけられ、地籍簿に従って土地登記簿が書き改められることになります。

まず、(1)地籍調査事業の現状について伺います。

(2)今後の見通しは。現在の1班体制から2班体制に増やし、速度を速めることはできないか、お尋ねをいたします。

○議長（佐野芳彦） 経済建設部長。

○経済建設部長（井手俊郎） それでは、地籍調査事業の現状についてご説明をいたします。

本町では、平成20年度から地籍調査事業に着手しておりまして、既に4年が経過しております。現在、米田の1地区また米田の2地区がたつの法務局に地籍図、地籍簿の備えつけが完了しております。

また、沖代1地区についての成果は法務局に提出し、現在備えつけ申請中でございまして、おおむね本年8月末までに登記を完了する予定でございます。

また、今年度の作業内容につきましては、沖代2地区の地籍図、地籍簿の作成並びに国土交通省への認証請求を行います。また、これと並行いたしまして、吉福1地区については、11月初旬から約300筆の1筆調査の立ち会いに入る予定でございます。

また、これまでのこの事業の進捗の状況でございしますが、23年度末現在の進捗率は全体で約3%でございします。今後につきましては、この事業を着実に推進するため、効率的な調査区の選定や、国、県の予算確保に取り組ましまして、地元の皆様のご協力をいただきながら、調査区域の拡大を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、2番の事業の速度を速めることはできないかというご質問ですが、現在1地区を3年行程で事業を推進しております。近年、新しい調査技術が導入されたり、職員

が業務に熟知してきたことなどによりまして、今後この事務事業の時間的な短縮がかなり図られるものではないかというふうに考えております。それにより、調査区域の拡大が可能と思われれます。

次に、現在の1班体制から2班体制に増やし、速度を速めることはできないかのご質問ですが、事業開始当初から、専任職員1名と兼任職員2名のこの3名による1班体制で事業を進めておりますが、余りにもこの事業は事業期間が長期にわたりますことから、今後2班体制に増やし、事業期間を短縮していくことも検討していかなければならないというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 服部千秋議員。

○服部千秋議員 既に全域の調査が完了した市町村がある一方で、太子町のように取りかかったばかりの地域、今ご答弁の中で、本町は3%というふうにおっしゃいました。これには山林とかは含まれていないわけでありまうので、当然太子町のすべての面積からいうともっともっと、非常に少ない場所になるわけでありまう。土地の有効利用、課税の適正化等のためにも、また実質的にはこの事業は町の負担の少ない事業でありますので、ぜひとも速度を速めて実施していただきたいと思っております。

先ほどの答弁の中にもありましたように、今のままで進めていると、これは本当にいつ終わるかわからないと。ここにいる私たちも、もし今の速度であればそのとき本当に生きているのかどうなのかというぐらい、今のままでいきますと進みません。ですので、もっと速度を速めていただいて、住民の土地を守るといふか、より正しいものにしていただいて、また課税においてもより正しいものになるよう精いっぱい頑張ってくださいようお願いをしておきます。

4点目ですけれども、近い将来、水道料金の値上げはあるかについてお尋ねをいたします。

(1) 水道事業経営の現状はどうでしょうか。厳しいのではないのでしょうか、お尋ねをいたします。

(2) 受給状況から、将来値上げはあるか。値上げ回避のための方策はあるかについてお尋ねをいたします。

○議長（佐野芳彦） 経済建設部長。

○経済建設部長（井手俊郎） まず、水道事業経営の現状でございますが、平成20年1月に約26年ぶりに料金改定をさせていただいております。

このときの純利益は、平成20年度約4,250万円、平成21年度約2,700万円、平成22年度は約27万円と、急激に落ち込んでおります。このような状況に至った要因といたしましては、一般使用者の使用水量におきましてはほぼ横ばいの状態でございますが、大口事業者の使用水量が、景気低迷等の影響と思われる激減したため、料金収入が大きく減少したことが最大の要因と思われます。よって、現在の事業経営の状況はこのようなことから、非常に厳しい状況でございます。

次に、将来の値上げについてでございますが、現在の景気、経済情勢等では、近い将来におきましても水道の大きな需要増は見込めない状況でございます。また、料金改定につきましては、昨年度より策定中でございます地域水道ビジョンの中で将来の需給予想、また安全・安心持続といった課題を整理いたしまして、中・長期にわたる経営指針をお示しする予定でございます。

このビジョンの中で、将来の料金改定または値上げ回避のための方策等をお示しさせていただく予定でございますので、どうかご理解のほう、よろしくお願いいたします。

○議長（佐野芳彦） 服部千秋議員。

○服部千秋議員 今のご答弁の中で、受水が減ったということがございました。現在受水計画等の実績はどの程度乖離しているか、本町の現状わかればお答えをお願いします。

○議長（佐野芳彦） 経済建設部長。

○経済建設部長（井手俊郎） 受水と申しま

すと、特に私ども原水から水をつくっているわけございまして、受水というような形で受け入れておりますが、まさに県水でございます。県水につきましては、日量契約をしております計画給水量は日3,200トンでございますが、現実、平均いたしまして日1,400トン、現実でいきますと44%程度に落ちているというのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 服部千秋議員。

○服部千秋議員 答弁の中にもありましたように、今後水の需要、大幅に増えるということ、現状においては期待できそうにないということでございますが、今26年ぶりに、前回上げたとおっしゃったと思うんですが、よそではもう少し早くいろいろ検討しているようであります。26年の経緯には町内の大手電機メーカーさんがたくさん水を使ってくれたということもあったため、そのようになっているものだと思いますけれども、今後は数年ごととか、この料金を上げる上げないは別としても、どのようにしていくかということを検討していく時期に来ているのではないかと思いますけれども、この点についてはいかがでしょうか。

○議長（佐野芳彦） 経済建設部長。

○経済建設部長（井手俊郎） 今現在、料金水準から申しますと、前回の改定によりまして、今本町の10トン当たりの料金、現在900円でございます。全国的な平均は現在1,500円というような数字でございまして、全国的に一番安いところが10トンで335円、最高で一番高いところが5,376円ということで、水道料金につきましては、高いところと低いところ、10倍以上の開きがあつてというような現状でございます。これは、すべてそれぞれの事情があつての開きでございまして、特にこの近隣におきまして、赤穂市は全国で2番目に安い357円というふうな料金設定になっております。

このようなことから、どうしても企業経営ということもございしますので、私どもの使命

でございます、町民にとって欠かすことのないこのライフラインでございます、災害や事故の際、供給できなくなった場合にはその影響が非常に甚大でございます。

そのため、通常はもちろん、渇水時や災害、事故時においても安定した水を供給する体制を整備しておき、いかなる場合にでも安全で良質な水を安定してお届けするということは、水道事業者に課せられた使命であるというふうに考えております。

また、水道事業につきましては、これ当然地方公営企業でございますので、安全で良質な水を安定的に供給するという公共性とともに経済的で効率的な事業運営により、できる限りコストを抑えまして、現行料金を維持していくことが当然求められております。

今後におきましても、費用の一層の節減を図りまして、水道事業の健全経営と、豊富で安心して飲める水の提供に努めるものでございます。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 服部千秋議員。

○服部千秋議員 水道事業は法律上、原則として市町村が経営することになっており、市町村以外の者が経営する場合は、水を供給する市町村の同意が必要であります。

水道事業者は、給水区域で独占的に水を供給しており、水道事業には競争原理が働きにくいと言われております。こうした中、事業者が経営の合理化を図る手段としては、外部への仕事の委託が考えられると思います。

平成14年4月施行の改正水道法により、外部委託をしやすい環境が生まれました。平成15年9月施行の地方自治法改正で指定管理者制度が導入され、民間事業者を含む指定管理者に水道の管理を行うことができることとなりました。

先ほど部長のご答弁の中には、今後節減に一層努めるということと言われたわけですが、予算書、決算書の中を見ても、なかなか節減、どこをこれしていくのかというのがなかなか難しいと思います。反対に言

いますと、かなりのところまでやれる節減はされているのではないかと私は思っております。もちろんそれは考え方にもよりますから、では人件費を削ったらどうかというようなことも、残っていると言われれば残っているわけでありますけれども、私はかなりの点までこの節減をされてきているので、今後これ以上どのようにしてされるのかと思う面がございます。

先ほど部長のほうから、黒字が少しずつ減っていったというお話がございました。ですので、もしかしたら昨年度においては赤字に、収支バランスの右辺と左辺を見ると赤字になることになるんじゃないかと思ひますし、今後そのことが進んでいくのではないかと思います。ですので、このたびはこういう質問をさせていただいております。

今後は外部委託をもっと進めることができるのか、また広域化を進めることができるのか等の検討が必要かもしれないと思ひます。水道事業の運営基盤強化のためには、本当は全国的な広域化を進めるべきであるとは思ひますけれども、現在、それぞれの自治体は近隣より高いとか安いとかで簡単には広域化を進められない面があると思ひますが、将来的には都道府県当たり数個の事業体にするのがいいのかなとは思ひたりもいたしますけれども、また流域単位での事業統合といったことも考えるべきだと思ひます。

一方、節水意識の高まりの中、節水行動の普及、トイレや洗濯機等の水利用機器の節水化、ボトル水などの商品の普及等、水道水を住民に使ってもらうことが今後も減っていくという面があると思ひます。来年できる水道ビジョンの策定においては、こういった点も十分検討いただいた上で策定をしていただきたいという思ひを持っておりますので、なかなかこれ大変なんですけれども、よろしくお願ひをいたします。

5点目に行かせていただきます。

小・中学校の課題をどう把握しておられるか。

(1)現場管理職は、小・中学校の課題を今年度どのように考えておられるか。

(2)新学習指導要領への対応を現場で行っておられるか。これにより、本町の小・中学校で以前と変わってきていることはあるか。

(3)幼・小・中連携の考え方と、現状及び今後の取り組みについて伺いをいたします。

○議長（佐野芳彦） 教育長。

○教育長（寺田寛文） 失礼いたします。

現場管理職は、小・中学校の課題を本年度はどう考えているかということにお答えさせていただきます。

本年度は、実施した育成面接において、各学校長は、学校経営上の課題として、信頼される学校づくりを教職員育成上の課題として、教師力や授業力等、指導力の向上が、児童・生徒への学習指導上の課題として、基礎基本の徹底が重要であると考えており、本年度の学校教育目標をそれらの課題ごとに設定し、取り組んでいるところでございます。

信頼される学校づくりでは、関係機関と連絡を密にし、教職員のチームワーク、フットワーク、ネットワークで学校づくりを推進していくこと。指導力の向上では、教師の授業力が児童・生徒の学力そのものになることから、わかる授業を展開するために、ベテラン教員の豊富な知識や経験を、若手教員に伝えていくことなどを、学校全体で授業の工夫、向上に努めること。

そして、基礎基本の徹底では、朝の学習タイムを有効活用し、ドリルや繰り返し学習の徹底、少人数指導、複数指導の実施など、確かな学力の育成に取り組んでまいっております。

また、不登校の課題としましては、児童・生徒一人一人への理解を深め、保護者との連携を密にし、カウンセラーや関係機関の協力を得ながら、子供の気持ちに寄り添い、個に応じた支援を進めてまいっております。

質問の2でございますが、新学習指導要領

への対応を現場はどうなっているかということと、どのように変わってきているかというようなご質問にお答えさせていただきたいと思えます。

新学習指導要領では、特色としまして、1、言語活動、理数教育の充実、2番としまして伝統文化に関する教育の充実、3番としまして外国語教育の充実、4番としまして道徳教育や体験活動の充実、5番として健やかな体の育成などが上げられていますが、実際面では、授業時間数の増加が大きな変更点であると考えております。

学校現場においては、学習内容の量的増加と質的進化に応じた対応が必要であるため、授業充実のための各学年や担当教科ごとの打ち合わせをきめ細かに行っております。

また、授業時間数の増加により、復習時間を多くとることができるようになり、基礎基本学力の定着に結びついてくると考えております。

質問3番目の、幼・小・中連携の考え方と、現状及び今後の取り組みということですが、幼・小・中の連携については、生活指導面や学習指導面において、いわゆる小1ギャップ、中1ギャップを克服すること、発達や学びの連続性を踏まえることにあります。

現状においては、家庭科学習の一環として、中学校3年生が幼稚園に出向いて、ダンスや遊びで交流を図ったり、同じく中学生が小学校へ出向き、自分たちが体験したマナー教室の内容を伝えたりしております。また、教師間交流として、中学校の教師が小学校の授業を参観に出かけていたりしております。

今後とも、教職員の交流懇談会や相互授業参観の回数を増やし、子供たち同士のつながり、教師同士のつながりを通して、幼・小・中の円滑な接続を目指してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 服部千秋議員。

○服部千秋議員 先ほど教育長のほうから、

信頼される学校、教師力、指導力を高めたいと、基礎基本の徹底が重要であるということをおっしゃいました。もちろんそのとおりなんですけれども、大切なことなんですけれども、教師力の向上、指導力の向上、そう簡単にはつかないと私は自分の経験でも思っております。考え方にもよると思いますけれども、10年ぐらいはかかるんじゃないかと思えます。ですので、よい上司に恵まれることが極めて重要で、教師を目指された方にとって本当に大切なことであると思っております。

私も、大学卒業後、2年間東京の私立の学校に勤務しておりましたけれども、そのときにいろいろと先輩の先生方が教えてくださいました。これは、後の私自身の基礎ともなっておりますし、今もお感謝をしております。ぜひとも若手の先生方に、学校を挙げて指導をしていただいて、よりよい教師になっていただいて、より子供たちに接していただきますようお願いをしておきます。

6点目に行かせていただきます。

本町の定住対策について。

(1)定住促進施策をどう進めているか、進めていないか、現状の施策について伺います。

(2)今後の定住促進策をどう考えておられるか、お尋ねをいたします。

○議長（佐野芳彦） 総務部長。

○総務部長（香田大然） 本町は、京阪神地域や姫路市へのアクセスの利便性、生活環境の整備状況等により、長年にわたり人口が増加し、平成22年国勢調査人口は3万3,438人と、県下12町で最も多く、また年少人口割合が県下第1、出生率も県下第3位であるなど、他市町とは傾向が異なっております。人口流出が続く過疎、農村部の限界集落対策や、農業を生かした都市部住民に対する定住促進策などの積極的な取り組みは行っておりません。

全国的な趨勢として、人口減少、少子・高齢化が進む中では、今後本町におきましても人口が減少するという新たな局面を迎えるこ

とは避けられないと予想しております。

このため、コンパクトでありながら多様に商業施設等が充実し、子育てしやすい環境整備などの少子化対策を進め、都市的な魅力と住みやすさを実感できる町を持続、発展させることにより、長期的な若い世代の人口の確保を図りたいと考えております。

○議長（佐野芳彦） 服部千秋議員。

○服部千秋議員 太子町内で人口減少が進んでいる地域はありますか、ありませんか。

○議長（佐野芳彦） 総務部長。

○総務部長（香田大然） 統計的には住基人口だとか国調人口の全体的な数字はありますが、個々の数字、例えば校区だとか自治会内だとか、そういう数字は統計上ございません。

○議長（佐野芳彦） 服部千秋議員。

○服部千秋議員 今のご答弁の中で、それぞれの地域の数字はないとおっしゃったわけがありますけれども、調べる気になれば調べることですので、今後調べていただいて、減っているところというのは、恐らくですけれども、あるのではないかと思います。太子町全体では今も、ほんの若干ですけれども増えていますけれども、減っている地域があると思います。

したがって、私は本町においてもこの施策について、これまでは考えてこなくても、先ほど部長が最初にお答えになったとおり、人口が増えてきたわけであります。また大手電機メーカーによって恩恵を受けてきたという面もあると思います。今後は、この定住対策、人口対策をすることは、私は重要なことだと思っております。

市町村の中には、定住促進ビジョンを制定し、具体的施策に取り組んでいるところもあります。空き家バンク制度、空き家改修事業補助金、持ち家住宅建築奨励金補助金、合併処理浄化槽設置補助、子育て医療制度として中学生以下の医療費の完全無料化など、いろいろな政策を、定住対策、人口増の施策としてとっておられる市町村があります。

今申しましたことをすべてできないとしても、今後は定住対策、人口増の対策を本町として検討していただきたいとは思っておりますので、ご検討をお願いいたします。

7点目でございますけれども、町長の再出馬について。資料に丸を入れてください。

(1)今年夏に町長選挙が執行されますが、町長は再出馬されるおつもりかについてお尋ねいたします。

先ほど不出馬と言われました。これ以上聞かないほうがいいのかもしれないんですけれども、町民から伝わってくるところでは、庁舎は自分で建てたいと言われているとか、支援者たちに出たいと言われたと、つい最近までそういうことが伝わっておりました。

庁舎を建設する準備をされ、またお見受けするところ、体調も健康のようにお見受けしますのに、なぜ出馬されないのかと。先ほど休憩のとき町民の方とお話ししましても、私たちは聞けないので、町民のかわりに聞いてくれということでありました。

庁舎建設の準備をされているのに、ご健康のようにお見受けするのに、なぜ出馬されないのですか、町民にかわってお尋ねいたします。

○議長（佐野芳彦） 町長。

○町長（首藤正弘） なぜ出馬されないのですかという、これ答えがなかなか難しゅうございますね。

私自身、一つの3期12年、区切りであるといえますか、一応目的は自分自身ぼつぼつ評価できるのではないだろうかという思いがし、また、先ほどおっしゃいました庁舎建設につきましても、これ仕事というのは、特に行政の特徴、どこで終わりというのはございません、ずっと続いていきます。そうした中で私はこの3期12年を一つの節目として、ここで退任させていただくという決断をしたところでございます。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 服部千秋議員。

○服部千秋議員 長らくお疲れさまでした。

これで終わります。

○議長（佐野芳彦） 以上で服部千秋議員の一般質問は終わりました。

次、井村淳子議員。

○井村淳子議員 それでは、失礼をいたします。12番公明党、井村淳子でございます。

通告に従いまして一般質問をいたします。

高齢者への聴覚検診体制の充実で認知症予防についてであります。

人はだれでも年を重ねるとさまざまな体の変化があらわれます。例えば、細かい字が読みにくくなる、筋力が落ちてくるといった変化は、体の老化現象のあらわれです。聴力も同様に、年齢とともに低下してまいります。

日本耳鼻咽喉科学会の専門医である田崎洋氏によれば、加齢性難聴の発症頻度は、65歳以上で30%、75歳以上で60%、85歳以上で80%を超えと言われております。

加齢による難聴は、老人性難聴とも呼ばれ、モスキート音という、蚊の羽の音のような高い音が聞こえにくくなるのが特徴であります。さらに小さい音の聞き取りが困難になり、連続した音が途切れて聞こえるため、単語や文章を脳で誤って認識するようになります。聞き違いが増えると会話もスムーズに進まなくなります。ただ低い音は比較的聞こえるため、年のせいかなと耳鼻科の受診を延ばしがちで、治療を困難にしております。

まず1点目、現在高齢者の聴力の検査方法はどうなっているのでしょうか。

次に、超高齢社会となり、医療や介護を必要とする高齢者が年々右肩上がりに増加しております。高齢者が生きがいのある生活を維持するためにはコミュニケーションの維持が欠かせません。聞こえはコミュニケーションの基本であり、難聴が認知症を引き起こす原因の一つであります。

周囲とのコミュニケーションがとれなくなると、外出がおっくうになるなど、社会とのかかわりが希薄になり、生きがいを失い、閉じこもりなどで孤立してしまいがちです。その結果、うつ状態になったり、認知症が進ん

だりしてしまうこともあると言われております。

ここで2点目、老人性聴覚障害が認知症の一因であることから、高齢者の特定健診に聴力検査の導入をしないかについて見解をお伺いします。

最後に、埼玉県の鶴ヶ島市では、簡易聴覚チェッカーを活用し、職員が要支援の方、介護認定には至らない二次予防高齢者、また高齢者が活動されているところなどに行き聴覚チェックをし、その結果で耳鼻科医に診察してもらうように勧奨しているそうです。

この簡易チェッカーは、音だけではなく、ペンギン、海岸などの言葉を発し、聞こえの確認をしたり、長谷川式の認知症チェックを考慮した、きょうは何年何月何日何曜日ですかとか、3つの言葉、例えば桜、猫、電車を覚えてもらって、記憶の確認などをするものですが、3点目といたしまして、高齢者が元気に生きがいのある生活を維持するために、介護予防の充実のためにもいきいき介護予防教室などの、高齢者が集まるところや高齢者宅へ訪問した際に、簡易チェッカー等を使つての聴力チェックを実施してはどうでしょうか。

以上、3点につきまして見解をお伺いいたします。よろしくお願いします。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（山本修三） 現在、太子町におきましては、高齢者の聴力検査は実施しておりませんが、認知症予防事業として認知症の早期発見、早期治療のため、心理士によるもの忘れ相談事業や、体や頭を使って認知症を予防する介護予防教室、「認知症にならないために」、をテーマにした出前講座、また訪問による相談等、さまざまな事業を実施しております。

各保険者によります特定健診についてでございますが、聴力検査を導入することにつきましては、聴力検査が実施できるような個室、また特定機器の確保ができるかどうかということでございます。難聴と検診結果が出

た方がその進行を抑える治療方法があるのか、難聴と認知症の因果関係も見きわめながら、近隣市町、県、国の動向も踏まえて検討してまいりたいというふうに考えております。

また、簡易チェッカーを使用した聴力検査でございますが、簡易チェッカーの制度や価格について調査しまして、効果を含めて検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 3点の質問をさせていただきましたが、聴力検査は今はいないということであります。ただ、この埼玉の鶴ヶ島市の耳鼻咽喉科の診療所の所長、小川先生なんですけれども、調査研究をしている中で、自分の父親が認知症になって、それをずっとたどっていくと、やっぱり耳が聞こえていなかったんか、コミュニケーションがとれていなかったんかということが自分の父親を通してわかりまして、それをもとにさまざまデータをとり研究をし、そしてこの難聴が認知症を引き起こす一つの原因であるということ調べられてまいりました。

それには、埼玉のほうの新聞なんですけれども、新聞というか、健康365っていう雑誌のほうにも投稿をされております、自身が、研究されたそういうことにつきまして。私も、簡易チェッカーの販売の回し者ではありませんが、小川先生がその簡易チェッカーを使って簡単に聴力検査ができる。

言われましたように、もの忘れ相談とか出前講座をしていらっしゃるし、また介護予防の関係で地域包括支援センターの方も回っておられるんですけども、会話を通しての聴力をどうかっていうのは、大体聞こえてないんかなっていうことはわかるかもしれませんが、はっきり、簡単にですけども、高い音が聞こえてないっていうのを測定するためには、そういうような機械に頼って聴力検査をして、早く耳鼻咽喉科につなげて、私たち目

が悪くなるとすぐに眼鏡を買いに走りますが、なかなか耳が悪いだけでは、補聴器まで買うってというのはできてないっていうようなことも、その小川先生が言われておりました。

ですので、今はしてないということですが、特定健診へのそういう聴覚検査の導入につきましても、当然医師会との調整も必要でありますし、さまざまなそういう部屋も、環境的にも整えていく必要がありますので、時間的には難しいかもしれないことは存じ上げております。

しかしながら、簡易チェッカーを使った聴力検査をしながら、やっぱり認知症の原因の一つが難聴であるということがわかっている、こういう結果が出ておりますので、ぜひ使っていただきたいなということが1点なんです。

その簡易チェッカーを使う前に簡単に、あなたの聴力が衰えていないかっていう、わかるチェックリストというものもあるんです。これは、聴力チェックを受ける人に向けて聞き取りをするわけですが、それはペンギンとか鶏とか、あと日比谷とか7時とか、佐藤さんとか、老人の方が聞き取りにくいような、言葉的に聞き取りにくい言葉をチェックをして、この人聞こえてないなっていう場合には、しっかりとそういうデータの、ここが聞こえてないよっていうふうに見せながら、本人に自覚していただくというふうな方法もありますので、ぜひ太子町におきましても、そのような聴覚検査をするような方向で取り入れていただきたいと思います。再度、研究調査をするという中で、どういう、特定健診は無理だとしても、簡易チェッカーとかそういうチェックリストを使っただけの検査ならすぐに取り組めるっていうふうに私思いますので、再度検討をお願いしたいんですけども、そのことにつきまして、再度答弁をお願いいたします。

○議長（佐野芳彦） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（山本修三） 今議員おっし

やられておるのは、このペンギンズボイスという、簡易チェッカーでございます。これにつきましては、ちょっと調査をしまして、制度について今検討していこうというふうに言っているところでございます。

老人性難聴、これ加齢に伴う身体機能の低下によるものでございますが、難聴になった場合でも、やはり高齢者を孤立させない取り組みが重要であるというふうに考えております。介護予防事業の充実をさらに取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 研究していただいて、取り入れられるものならやっていただきたいと思います。ともかく難聴を放置しないことが大事だと考えます。

難聴検査を行うことで認知症の予防にもつながりますし、今高齢化社会太子町もかなり100歳以上の方もおられますし、そういうふうに健康な生活を送るためには、世間とのコミュニケーションをとりながら、毎日をしっかりと生き生きと生きていくということの上においても、この耳鼻科に見てもらうことを勧奨していくというんか、そういうふうな取り組みをぜひお願いをしたいことを申しまして、次の質問に移らせていただきます。

2点目ですけれども、クールアース・デーの取り組みについてでございます。

クールアース・デーとは、平成20年7月7日に洞爺湖サミットが開催されたことを記念して、毎年七夕の日に天の川を見ながら地球環境の大切さを再確認し、年に1度、低炭素社会への歩みを実感することとともに、家庭や職場における取り組みを推進する日として設定されました。

主に七夕ライトダウンキャンペーンを全国各地に展開し、東京タワー、お台場、大阪城や神戸タワー、夜景スポットや公共施設、全国の店舗やオフィスの照明などが一斉に消灯をする取り組みでございます。

クールアース・デーの創設につきまして

は、平成20年に公明党成年局が約6万8,000人の署名を添えて、当時の福田首相に要望を提案し、洞爺湖サミットの開催初日となった7月7日をクールアース・デー、地球温暖化対策の日と制定されたものであります。

そこで質問をいたします。

1点目、太子町の温暖化防止対策としまして、庁内に必要な箇所をみの点灯をするなど、省エネルギーに向けた取り組み、成果については、既にほかの議員からの質問にも答えていただいておりますので、1点のみお聞きをいたしますが、太子町公共施設地球温暖化防止実行計画が、平成20年4月1日から平成25年3月31日までの5年間と決められて実施されておりますが、削減目標を今年度末、平成25年3月31日に基準排出量から2%以上削減するとありますが、進捗状況についてお伺いいたします。

それと、次に2点目ですけれども、環境省では、平成15年、2003年より地球温暖化防止のため、ライトアップ施設や家庭の照明を消していただくよう呼びかけるCO₂削減／ライトダウンキャンペーンが実施されております。10周年を迎える今年は、6月21日の木曜日から7月7日の土曜日までの間、ライトダウンジャパン2012と題し、「でんきを消して、未来をみつめよう」をスローガンに掲げ、6月21日の夏至の日と7月7日の七夕、クールアース・デーの夜8時から10時までの2時間を、特別実施日として一斉消灯と呼びかけます。

太子町もライトダウンジャパン2012に参加登録をしていただき、全庁的な取り組みを行うとともに、学校、各家庭での環境学習等、CO₂削減に向けた取り組みを、広報やホームページ等で呼びかけてはどうかと考えますが、いかがでしょうか。

また、先ほど総務部長の話の中でもありました、7月2日から9月7日までを、節電とかのそういう重点期間に決めていくということの話がありましたので、それも含めまし

て、今2点質問させていただきましたが、答弁をよろしく願いいたします。

○議長（佐野芳彦） 総務部長。

○総務部長（香田大然） 済みません、1点目のCO₂削減なんですけど、ちょっとこれ通告にCO₂削減のことが書いてなかったんで手持ち資料がございません。

2点目のライトダウンジャパンの関係でございますが、本町におきましては、公共施設でライトアップ施設は特に存在していないため、ライトダウンジャパン2012の趣旨には賛同いたしますが、登録までは考えておりません。

本来の趣旨である不必要な電灯を消すことについては、従前から節電対策として取り組んでいるところでございますので、今年度も引き続き節電していきたいというふうに考えております。

○議長（佐野芳彦） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 CO₂の削減については今資料がないということですが、地球温暖化対策防止ということで、今電気の消費電力の削減とか、20%削減したとかありましたが、これを毎年検証されて、計算式というんですか、二酸化炭素に換算した場合の総排出量を出すということがこの計画の中にも書いてありましたので、当然こういう関係の質問にはこういうことも答えていただけるんであろうということで、質問をさせていただいたわけなんですけども、資料がないということなんであれですけども、今までの、今回もう5年目で最後になるんですけども、今までの状況等、若干でも説明できるものがありましたらお願いをしたいんです。

削減目標が5年後には基準排出量から2%以上削減するとありますので、今年度が最後になりますし、進捗状況というのはこの19年以降ですか、ずっと経過も見られてきているはずですので、そういうことについて少しでも答えられることがありましたらお願いをいたします。

それと、クールアース・デーにつきまして

は、今回太子町内には該当する施設がないということでもありますけども、大きなところでは夜中も点灯している場所があり、太子町にはそういう施設が余りないかなと思うんですけども、やっぱりこれは啓発することもある程度主眼に置いてます、この地球温暖化対策について、各公共施設もそうですけれども、各家庭でも啓発をしようということで、昨年の12月でしたか、広報にも「広報たいし」で節電に取り組もうということで、家庭も節電対策チェックシートというのもございました。

私はせっかくこういう、日本じゅう的にそういうクールアース・デーがありますので、ぜひともオレンジリボン運動とか、また乳がん撲滅月間など、毎年同じ日を設定することによって、日常生活の中における省エネを再確認するという意味で、このクールアース・デー、ちょうど今から1カ月ほど先になるんですけども、そういう日も設定をしながら、啓発に努めることも大事なかなと思います。

ただ、この施設には該当施設がないということですけども、呼びかけ団体としても登録することができますので、いろいろな取り組みもあります。ただ、8時から10時までを電気消そうとかというだけではなくて、ある市役所のほうでは、6時以降は執務室を電気を消そうとか、細かいことですけども、その日を特に重点的にそういう節電、また地球温暖化対策に関連して位置づけた日にしていこうというのがクールアース・デーでございますので、そういうことを再度答弁お願いできますでしょうか。

○議長（佐野芳彦） 総務部長。

○総務部長（香田大然） CO_2 の削減につきましては、総務課所管で毎年、年度末には数字をまとめております。それ恐らくホームページにアップしてると思うんですけど、この間その決裁を見ましたんで、またそれを、私のほうも確認してみたいと思います。

それから、クールアース・デー、ライトダウンジャパンの関係では、先ほど答弁したと

ころでございますが、環境省、県から広報掲載等の依頼があればしたいというふうに思っております。

○議長（佐野芳彦） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 ぜひこの日をクールアース・デーとして、また本町も取り組んでいただきますようお願いをいたします。

先ほど節電対策の効果、その CO_2 の関係ですけども、ホームページを見ておりましたら、節電対策の効果ということで、前年比の電気の使用量については載ってたと思うんですけど、削減量については、私が見落としてたのかどうかかわからないですけども、そこを見ている中で、町公共施設地球温暖化防止実行計画に掲げてありますということもありましたので、それでまたクリックしてみましたけども、具体的には目標の2%以上削減することについては載っておりませんでしたので、ちょっとこの場で聞かせていただきました。

わからないということでもありますので、これ以上は聞きませんけれども、またよろしくをお願いをいたします。

これでクールアース・デーにつきましては以上で終了させていただきます。

次に、3点目に参ります。

太子町におけます学校、園の熱中症対策についてであります。

日本の夏は高温多湿のため、熱中症を起こす可能性が高くなります。それに加え、近年35度を超える日が記録されております。地球温暖化により、この猛暑傾向は続くと思われております。

今年の夏は、100年に一度と言われたおとしのような猛暑になるとも予想されております。全国の学校現場でも、暑さ対策をいろいろ工夫したり、全教室にクーラーを設置している自治体もあります。

姫路市は、小・中学校約2,000クラスに1教室2台ずつ、相生市は約120クラスに1教室、幼稚園は3台、小・中学校には4台ずつ、全教室に扇風機を設置されております。

私は過去3回にわたり、学校、園の紫外線対策、暑さ対策について一般質問で取り上げ、その結果、プールサイドに日陰用テントの設置、また照りつけカラー防止の着用、日焼け止めクリームの使用許可など、さまざま改善されてまいりましたが、日陰をつくるだけでは忍びがたいこの蒸し暑さに対し、保護者の皆さんからいろいろな意見をいただいておりますので、このたびも太子町の学校、園の現場では、良好な学習環境にするためにどのような予防対策がとられているのかをお聞きしていきたいと思います。

まず1点目、各学校、園では、小まめな水分補給のために、お茶の持参またはスポーツドリンク等の持参も認めるなど、対策は講じていただいておりますが、過去に学校、園の管理下における熱中症、病院、診察したり体調不良、保健室等で訴えてそういう事例はあったのかどうか。

次に、昨年の夏場の教室の温度、湿度は記録されているのでしょうか。また、最高は何度になりましたでしょうか、平均か最高。

それと、スポーツ活動中の熱中症は適切な予防措置を行えば未然に防ぐことができるわけですが、部活動における熱中症対策についてお伺いをいたします。

次に、幼稚園では扇風機が設置されております。また保健室とか特別教室には空調設備、クーラーとかが設置されておりますが、現在、小・中学校には扇風機は設置されておられません。仮に全教室に、全学級に扇風機を設置するとしたらどれぐらいの財源を見込まれるのでしょうか。これは2年前に一度質問をさせていただいておりますので、そういうことも合わせて、環境設備にはまた検討していくということだったので、ちょっとこのたび再度お伺いをいたします。

それと、新たな熱中症対策といたしまして、暑いところでは冷却用のクールスカーフの使用許可とか、施設に水とシャワーの設置もしているところもありますが、これについての考え方をお伺いいたします。

それと、次に、制服の衣がえについては、6月1日と10月1日を目安として行われておりますが、衣がえの移行期間の考えについてお伺いをさせていただきます。

それと、最後、東中、西中とも中学校では帽子がありませんが、登下校時や部活動の行き帰りの強い日差し対策として、帽子の着用を勧めるべきと考えますが、いかがでしょうか。

以上、何点かお伺いいたしますので、ご答弁よろしくお願いいたします。

○議長（佐野芳彦） 教育次長。

○教育次長（神南隆司） お答えいたします。

7点をいただいているわけですが、扇風機以外の6点につきましては、質問をいただきまして、各学校、園のほうへ照会をさせていただいて、まとめたものを答弁とさせていただきます。

まず最初の分です。体調不良の事例があったかということですが、22年、23年、24年の現在までの分につきまして照会したわけでございます。答弁いたします。

病院に搬送し熱中症と診断された事例は報告されておられません。しかし、体調不良を訴えて保健室に来室した児童・生徒は過去に何人かいたという報告が参りました。

2点目、温度、湿度の記録の関係でございますが、教室の温度や湿度を記録している学校、園はございませんでしたが、太田幼稚園及び龍田幼稚園において温度が35度を超え、湿度が60ないし65%であった日があったと、そういう報告は参っております。また、石海小学校のプレハブ教室等が35度ぐらいになる日があったという報告も来ております。

次、3点目です。部活動の熱中症対策。

水分、それは少量の塩分を含んだ飲料水やスポーツドリンクなどでございますが、この水分補給を十分に行うこと、休憩を小まめにとること、体調が悪い生徒がいないか、常に注意すること、部活に限らず、規則正しい生活を心がけることなどを、顧問や生徒自身に

指導いたしております。

4点目、扇風機の問題です。

これは相生市に聞かせていただきました。相生市での工事単価は、おおむね1クラス4台つけまして、ざっくりとした話で16万円ということでございます。

そして、普通教室それから特別支援教室合わせまして124クラスがございます。これは小学校、中学校でございます。6小・中学校で全部で124学級がございますので、124クラス掛ける16万円ということで、室内4機取りつけますと1,984万円になるということでございます。その程度の費用がかかるということでございます。ただし、学校、園、施設の整備につきましては、現在のところ耐震化を最優先に取り組んでおります。その他の環境改善になるわけですが、今後の検討課題であると考えております。

次、新たな熱中症対策としての冷却用クールスカーフの関係でございます。水とシャワーの関係でございます。

保健室には冷凍庫に冷やしたタオルやアイスノン、氷やスポーツドリンク等を常備して、体調不良の子供たちに備えております。現在のところ児童・生徒が常時クールスカーフをつけるということや、水とシャワーの設置は考えておりません。ただし、猛暑によって保護者から要望があれば、それはまた検討させていただきます。

次、制服の衣がえの移行期間の関係でございます。

各学校、園ともに基準日は設けております。しかし、気候や個人の体調に合わせて、2週間前後の幅を持たせております。ですから、臨機に対応できるよう配慮いたしております。

最後です。中学校の関係、登下校時や部活動の行き帰りの強い日差し対策としての帽子的着用の関係でございます。

自転車で登校している生徒はヘルメットの着用を指導しておりますが、徒歩で通学する生徒や徒歩での部活動の行き帰りの際に、部

活動で帽子を使用している部活の生徒は、その帽子を着用し通っている例が多く見受けられます。帽子の着用は任意でございます。体育大会の練習においても同様に任意でございますが、熱中症対策や紫外線対策に有効であると考えておりますので、これから暑くなる季節を迎えることもありますので、保健だより等も活用して情報発信に努めるよう指導していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 また何点かお伺いをいたします。

学校、園では特に病院とかに運ばれる子供がいなくて、保健室には何人かいたということで、ちゃんと健康管理をしていただいております。この夏場の教室の温度、湿度、これは記録するべきではないでしょうか。今後、2年前にも言うたんですけど、養護教諭また学級担任の先生が温度管理をしているということがありましたけども、ちゃんととはかる中で、文部科学省の学校環境衛生基準、教室等は30度以下であることが望ましいという話もありますから、そういうことからして、しっかりとデータを取りながら、まだ今の時期はそんなに暑くもなってませんが、今後夏休み前、また夏休みの後、かなり暑くなります。うちの孫も学校へ行ってますが、もう真っ赤っかな顔をして帰ってきますし、学校でも暑くて仕方がないと、この時期でも。遊んでますから、かなり休み時間も、ですからやっぱりちゃんと湿度、温度、しっかりとさせていただくような体制もっていただきたいと思います。

気温が高くなくても湿度が高ければ熱中症になる可能性が高いということで、よくご老人とかも家の中で熱中症になるということもありますので、そういうことも気をつけていただきたいということについての答弁と。

それと部活動につきましては、そういう飲料水のほうで対策をしているということもありますので、先生方がしっかりと注意してい

ただいて、気分が悪い子供にはすぐに休憩するように、また衣服を緩めたりするように指導をしていただきたいと思います。

扇風機の関係ですけども、先ほど124台というのは、この太子町の全学級のことを言われたんでしょうか、相生のことを言われたんでしょうか。

太子町、私がざあっと去年のデータ、23年5月1日現在で、クラスをちょっと計算してみました。そしたら、幼・中・小合わせて141クラス、これは特別教室も含みます、小学校も中学校も。それで幼稚園はほとんどのところが据え置き型ですか、床に置いてるのをつけておられますので、その141クラスから幼稚園を引き、特別教室はクーラーのほうがもう設置されているところがありますので、それを引きますと約107クラスほどで、相生の場合は1クラスが16万円ぐらいかかると言われましたけども、これはかなり高い扇風機をつけられていると思います、どんなかわかりませんが。姫路は1万円から3万円の幅で予算をとってますから、1万円もかかってないんじゃないかということを姫路のほうでもお聞きしました。

そういうことを考えると、4台仮につけたとしても、ざっと4万円掛ける107教室で428万円、124クラスとしても約500万円で扇風機がつけれるんじゃないかなという私の試算です。

やはり今後は、姫路のほうでもそうですけど、もう我慢の限界を過ぎているというような形で、答弁をされた中でこの扇風機がつけられていた経緯があります。私も2年前に聞いたときは、南風が入るから涼しいんだということも聞きましたけど、学校へ行きましてそんなに、熱風は入ってきます、暑いとき。全然無風状態ではありませんけど、かなり暑い風が入ってきますし、湿度が高ければ本当にうちわというか、下敷きであおいだり、何がしながら子供たちは対応しているという状況を見まして、もう最低限、この扇風機は取りつけていただきたいと思います、そうい

う環境的にも整備をしていただきたいなということは、父兄の方からも聞いております。

今県立高校ではすべてクーラーが設置をされております。小・中学校でも暑い都会のほうではつけているところがあります。この、地球温暖化傾向のことを考えますと、クーラー設置のほうがいいのかなというふうにも考えます。相生のほうにも聞いてみました、私も。扇風機が設置されるようになりましてから、子供たちは運動場でよく遊ぶようになった。それは教室に帰ってきたら扇風機を回してちょっと一息つけるからということで、教育的にクーラーよりも扇風機でよかったということとは相生のほうでは言われました。

これはクーラーにするといろいろ電気の節電の関係とかありますが、県立高校ではリースでされたり、ガスでされたり、また夜間電力を使って氷をつくりながら冷やすとか、ほんまに県は素早い対応でうらやましいなと思う限りですけども、太子町の場合は、町で措置をしなければいけませんので、今後しっかりとその空調設備というんですか、扇風機にするかクーラーにするか、そういうところ辺を導入とかを前提とした、実情調査をしていただきたいんですけども、そういう実情調査をしたことがあるのかということが一つと。

それと制服の衣がえにつきまして、目安があって、太田小学校の場合でしたら6月1日基準で2週間前後をその移行期間にしているということでした。5月18日からは夏服対応でもよろしいよと。小学校の場合はブレザーがあり、また半そで、長そでがあり、夏用のそういうスカートとかズボンもありますので、さまざまその子に合った、その日の暑さによって着がえをしていけるんですけども、私もびっくりしたのは中学校なんです。

5月28日からがこの制服の移行期間でした。保護者の方に聞きましたが、それまでに制服を夏用にしてもいいっていうようなことは一切学校からはなかったと。5月の連休のころからかなり暑かったですよね。所によってはもう5月1日からクールビズを始めら

れ、また太子町の庁舎におきましても5月14日からクールビズを始めました。

先生方においても、制服等はありませんからそれぞれ涼しい格好で授業は受けられますけど、小学校はいろいろ対応できますけど、中学校の詰め襟の学生服、それと女子の長そでのセーラー服、それも毛100%ですから、こんな暑いもんを5月28日からの移行期間というのは、どう考えてもおかしい。何で先生のほうからとか、教育関係のほうからそういう声が上がらなかったのかって、私は不思議で仕方ありませんでした。

かなり暑いのに、朝はまだ涼しいときもありますからよかったですけども、帰りはあんなに暑い中、しっかりと制服を着て帰ってきているまじめな子供がいたんです。これではもう体調が悪くなるでと言うて、学校の先生に言えば言うても、決まりやからそんなことはでけへんっていうふうに、しっかりと決まりを守られてました。

私は保護者と話中で、この移行期間、できるだけ緩和していただいて、5月に入ってそのときの気温とかを見ながら、男女ともに体操服は長そで、半そであるわけです。男子の場合は詰め襟の次がもう半そでシャツですから、長そでのシャツがないんです。ですからちょうど詰め襟を脱いで長そで、そういうのがありますから、ずっと詰め襟を着ながら5月28日の移行期間になったらやっと脱いで半そでのカッターシャツになるんです。ですから、ちょうど太子町の場合は合い服がありませんので、女子も男子も、ですから対策としましては、移行期間は体操服、長そでやったり半そでやったり、その子の体調、またその日の温度に応じて、もともとの冬の制服は脱いでもいいよっていうぐらいの器量の大きさというんですか、常識的な判断をしていただけないかなということで、今回このことを質問させていただきました。

それについての答弁と、あと帽子につきましても、今任意でオーケーしているという話がありました。当然テニス部とか野球部は帽

子がありますから、私はそれはそれで行き帰りがぶるほうがいいと思うんです。ただ、帽子自体が、体操帽自体がありませんので、買ってもらうしかないかな。それとも任意やから家庭にある帽子をかぶっていいというふうにされているのかなって、今質問しながら思ったんですけども。

去年、女子のお母さんから話を聞きました。夏歩いていってると髪の毛の分け目のところが皮がむけるんですよって、それぐらいの直射日光です。私たちも、何もしないで外は歩けません。やっぱり日傘を差したり帽子かぶったり、半そでやったらこういうふうに何かカバーしながら大人は行くんですけども、子供はもう頭、何にしてもそういうかぶる帽子がないから、何でもええやろというような指示をしとってないん違うかなと思いますよ。

任意でもいいって言うんやったら、その子かぶっていつてると思いますから。そこはしっかりと任意で、例えば学校教育上のそういう教育活動の中ですから、白やったらええとか、キャップやったらええとか、そういうふうなしっかりとした指示を出すべきではないでしょうか。今はもうだれもかぶっていつてないのが現状ではないでしょうか。それについてまた何点かお聞きしましたけれども、よろしくお願いします。

○議長（佐野芳彦） 井村議員、簡潔にお願いします。

教育次長。

○教育次長（神南隆司） 答弁いたします。

1番目のデータをきちんととったことがあるのかなということでございますけれども、先ほど答弁したように、取ったものがないということでございます。ですから、議員ご指摘のとおり、きちんとデータをとっておくべきだという意見に私も賛成でございます。そのように校園長会等で私のほうから通達を出したいと思います。

あと部活動での指導の面ですけれども、これにつきましては、顧問並びに生徒自身もそ

うですが、そういった水分の十分なる補充をとるように指導しておりますけれども、これも重ねて指導したいと思います。

あと扇風機の関係でございます。1万円幾らでというのは、私はちょっとわからないんですが、相生市さんの場合は天井に備えつけの型のもので、やはりそういう工賃等も含めたらそのようになるのかなと私は思います。

それで、今議員さんがおっしゃってたクラス数のことでございますけれども、私も普通クラスと特別支援学級含めまして124学級です、小学校と中学校合わせまして。ただし、特別支援学級はもう既にクーラーがついているところが十分ありますから、それ以外であるんですけども、とりあえず全クラス数が124クラス、それに4機つけて16万円として1,985万円と積算いたしております。ですから、124クラスに4つずつ天井に扇風機をつけた場合はどうなのかということでございます。

さらに、各クラス単位の実態調査をしたことがあるのかなということでございますが、教育委員会の職員が出向いていってのということはないんですけれども、やはり授業環境を整えてあげるといことは大切なことでございますから、そうした面での日常の授業において、各先生方、このクラスは暑いなとかというておっしゃっておると思いますし、また運動場のほうから暑い風が入ってくることもあると思います。ただし、涼しい風も入ってくるわけですが、そういった面で扇風機のこととも考えてみるべきだと思うんですが、相生市さんに聞いたんです、扇風機の効果はどうですかと。ほんなら、扇風機はこう回っているだけで部屋が涼しく、温度が下がるということはまずないんです。だけど、子供たちが体感で感じるのが、やはり気持ちの上で涼しくなって、そういう面での効果はあると思いますというふうに、相生市さんおっしゃってました。

それから、さらに4点目、制服の関係でございますが、東中のほうからも回答が来てい

る分で、個別のことなんですが、昼間は夏服を着ている生徒もいますよという形で、多分ブラウスとかカッターとか、そういった綿になっている生徒もいるということは、余り、それはいけないよという、やかましく言っているものじゃなくて、そういったことをやっぱり肝要に見ているものだと思います。

ただし、移行期間についての、もう少し早目にできないだとか、詰め襟を脱いでカッターシャツだけでどうかとかというご提案は、それはまた校園長会で相談しますし、また今年間に合わなくても、今後のまた秋に向けての場合も同様でございますので、検討させていただきます。

それから、帽子につきましては、任意でオーケーだと言ってますので、議員おっしゃるように、中学生らしいもの、白とかグレー、そういった変な格好のものじゃない限りは、私はいいと思いますので、これも校園長会で校長さん方に相談させていただきます。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 今答弁いただきました。今後も地球温暖化等もあつて、気温が上昇し続けております。生徒たちが安心・安全な学校生活ができるように対応をしていただきたいと思います。

また、扇風機とかクーラーの関係では、ちょっと一度試算を、もう一度研究をしていたいて、つけれるのであればつける方向で考えていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

最後となりましたが……。

○議長（佐野芳彦） 井村議員、ちょっと待ってくださいね。

暫時休憩いたします。

（休憩 午後4時50分）

（再開 午後4時51分）

○議長（佐野芳彦） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

間もなく定刻の5時が来ますが、会議規則第9条第2項の規定によって会議時間を延長

します。

井村淳子議員、引き続き一般質問をお願いします。

○井村淳子議員 4点目といたしまして、町長が就任されてから3期12年ということで、総括をお聞きするつもりでありましたが、もう先の議員でお答えをいただいております。

本当に今回不出馬ということでございます。少し早いですけれども、本当に3期12年間、お疲れさまでございました。そしてまた、公明党のさまざま提案してまいりましたが、いろいろと実現もしていただき、本当にありがとうございました。

また、任期満了まで2カ月余りありますけれども、しっかりと町政運営、皆さんを引っ張っていただきたいと思いますので、どうかよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○議長（佐野芳彦） 以上で井村淳子議員の一般質問は終わりました。

次、森田眞一議員。

○森田眞一議員 6番森田眞一でございます。よろしくお願いいたします。

通告の様式には番号を忘れまして申しわけなかったんですけども、1、2と、2点について質問をさせていただきます。

まず1点目、梅雨や台風時期を迎え、危険箇所の点検と今後の解消に向けた取り組みについてお尋ねを申し上げます。

平成19年に町が作成しました太子町防災マップは、自治会ごとに浸水やがけ崩れの危険がある箇所について、そこに暮らす者から経験や体験に基づき、現状を直接聞き取り調査して、その結果を詳しく地図に示されております。

例えば、宅地化が進む市街化区域のど真ん中で、少し強い雨が降ると広い範囲にわたり道路が20センチも30センチも冠水してしまう浸水地域や、道路側溝や暗渠部分の排水が悪いために水があふれ出る箇所、あるいは隣の市の堰の影響で水が逆流して浸水する区域など、規模も原因もさまざまですが、浸水する

箇所やがけ崩れの危険があるところなど、色分けと文字によって状況を説明しております。これは、調査に協力された地元自治会の方々の何とかしてほしいという思いが強くあらわれている結果だろうと思います。

その後もゲリラ的な大雨の頻度や、宅地開発によって遊水地の役目をしていた田んぼが減少するなど、年々その状況は厳しさを増しています。町はこの防災マップを作成し、配布しただけで終わるのではなく、これから梅雨や台風時期を迎え、マップで指摘している危険箇所の総点検と監視活動を、継続して行っていくべきだろうと思います、いかがでしょうか。

そして、同時にこれらの状況の根本的な解消に向けて、雨水幹線の未整備部分の解消や、もし計画を見直さなければならないところがあるんならば、早く見直しを行い、雨水排水対策に全力を向けて、一刻も早く取り組むべきだというふうに考えますが、いかがでございましょうか。よろしくお願いいたします。

○議長（佐野芳彦） 経済建設部長。

○経済建設部長（井手俊郎） まず最初に、平成21年の佐用町におけます集中豪雨など、地球環境の変化に伴いまして雨水計画の見直しを余儀なくされているところでございます。各自治会の調査によりまして作成いたしました防災マップ、これを参考にいたしまして、計画の見直しを行っているところでございます。

今後これをより一層、浸水状況を的確に把握をいたしまして、事業化の緊急性を判断した上で、財政面も考慮しながら、順次改修に向けて取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 森田眞一議員。

○森田眞一議員 町は、前回私、去年の6月でしたか、この雨水対策についてお聞かせいただいたことがございます。そのとき、多分現在の雨水幹線の整備計画に基づく整備の進捗率は約55%ぐらいだろうというふうに、当

時の部長さんからお答えいただいたと思うんですけども、この雨水幹線の整備計画というのは、町民に広く周知されているんでしょうか。そして、幹線整備は普通下からされていくものだろうというふうに、私素人は考えるんですけども、どの部分がまだ未整備なんでしょうか、その変をちょっとお聞かせ願えればありがたいです。

○議長（佐野芳彦） 経済建設部長。

○経済建設部長（井手俊郎） 先ほど議員さんおっしゃられましたとおり、排水区域の面積の約50%が整備済みでございますが、その他の区域につきましては、やはり未整備地区においては市街化の中の、どうしても工事に困難を要している場所、特にこのあたりが非常に多く残ってございます。

この既設の排水路の整備のほかに、その他の整備手法を含めまして、この雨水計画の見直しを、今後精査した上でこの事業の再評価、またこれ都市計画決定の変更というものも当然必要になってまいりますので、後々計画のほう、明らかにしたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 森田眞一議員。

○森田眞一議員 地元のほうでは、本当に困っておられる地域がございます。どうぞ、一刻も早い見直しと、また未整備等の地区は整備していただきたいというふうに思います。お願いをいたしまして、この分については終わらせていただきます。

次、2点目。

指定避難場所として町が定める施設は、地震災害に機能するのだろうかという疑問があります。避難所の安全性についてお尋ねをいたします。

東日本大震災の復旧がまだまだ進まない中、東南海・南海地震も危惧され、ましてやその連動型地震であれば規模も範囲もさらに大きく、おまけに山崎断層も刺激するんじゃないかというふうなことを言われる人がおられます。

そんな中で、当町が避難場所として指定する施設は、学校を初めとする重立った公共施設、先ほど総務部長の答弁で23施設というふうにおっしゃってございましたが、施設があります。今年度耐震化工事を終える学校関係を除き、その他の施設は予想される揺れに対して耐えられるのか、避難場所として機能するのか、甚だ疑問があるところであります。

もし明らかに機能しないと判断される施設があるなら、対策が完了するまで指定避難場所から外しておくのが賢明ではないかというふうに考えます、いかがでしょうか。

たまたまその施設が運よく本震に耐えたとして、もしその後住民がそこに避難した後、余震などによって二次災害に遭う可能性が大きいと考えられます。

また、ふだんの使用についても地震発生時の崩壊などに不安があります。早急に耐震化計画の作成を進め、対策を急ぐべきだと思いますが、いかがでしょうか、お願いします。

○議長（佐野芳彦） 経済建設部長。

○経済建設部長（井手俊郎） 私のほうからは避難施設の耐震化についてご答弁申し上げます。

災害時には学校や公民館など、公共施設は避難場所等として活用され、また応急活動の拠点としても活用されます。

このため、平常時の利用者の安全確保だけではなく、災害時の拠点施設としての機能確保の観点からも、公共建築物の耐震性確保が求められているとの認識のもとで耐震化の促進に現在も取り組んでおります。

本町では、平成20年3月に太子町耐震改修促進計画を策定いたしまして、平成27年度末での耐震化の目標を、県に準じて92%として、計画的かつ重点的な耐震化の促進に取り組んでおります。

先ほどの答弁と重複いたしますが、現在はその整備計画に基づきまして重要度の高い特定建築物から順次耐震改修を実施しております、小・中学校など、義務教育施設に関しましては、今年度で完了する予定でございます。

す。これによりまして、一定の安全性の確保と地震災害時の地区拠点施設は最低限の確保はできたものと考えております。

今後は、中央公民館、町民体育館、また特定建築物には該当していなくても、不特定多数の方々が利用され、避難所として指定しております地区公民館や幼稚園等につきましても、施設改修計画の中で順次耐震化を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 総務部長。

○総務部長（香田大然） 避難所につきましては、町内の公共施設を23カ所指定いたしておりますが、地震災害時には速やかに施設管理者等が施設の安全を確認した後に開設いたします。余震等により二次災害の危険性がある場合には、避難所として開設を行わないとしております。

○議長（佐野芳彦） 森田眞一議員。

○森田眞一議員 東北での地震等のテレビ映像等を見ておりますと、体育館等に避難された方々が、強い余震で非常に不安にされてる姿が映ります。当町におきましても、町民体育館等、大きな体育館施設が避難場所に指定されております。そういうことも考えますと、本当に、せっかくそこに避難して災害に遭うというようなことがありますと目も当てられない。泣くにも泣けない状況でありますので、その辺を十分に慎重な判断をされまして、もし今部長が答えられたように、避難所として使われるのであれば、慎重にも慎重を期した開設をお願いしたいというふうに思います。その辺、再度、もう一度答弁をお願いしますでしょうか。

○議長（佐野芳彦） 町長。

○町長（首藤正弘） この避難場所等々の問題でございますが、先ほど森田議員さんのほうのご質問では、震災関係の避難所という質問であろうと、このように思いますが、私は町民体育館、それから中央公民館、その2つの施設は、震災、地震の場合は開設できないというふうに当初から判断します。その2カ

所へ避難をするようになっている地域の皆さんは、他の場所に避難していただくというような手はずを整えていかなければいけないと、このように考えております。

しかし、水害また台風等の耐えられる災害については可能であろうと、このように思っております。そこらはしっかりとした対応をしていかなければいけないと考えるところでございますが、先般の佐用町さんでも裁判のほうにまで今進んでおります。これが本当に町の首長、また消防関係とだけで対応するんじゃないくして、地域の自治会長さんなり、そうした方も一緒になって開設できるかどうか、そこらも判断していかなければ大きな問題に発展するんじゃないかと、このように考えます。

そうした意味において、即対応しないといけない部分と、またそうして協議してお互いが納得して開設するというような二手の策でやっていかなければいけないなど、このように考えております。また今後ともご協力、よろしくお願いいたします。

○議長（佐野芳彦） 森田眞一議員。

○森田眞一議員 ありがとうございます。

ぜひそのようにお願いしたいと思います。慎重にも慎重を期して、皆さんの意見を取り入れて判断をお願いしておきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

終わります。

○議長（佐野芳彦） 以上で森田眞一議員の一般質問は終わりました。

これで一般質問を終わります。

～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第2 請願第2号 公的年金の改悪に反対する意見書提出を求める請願

○議長（佐野芳彦） 日程第2、請願第2号 公的年金の改悪に反対する意見書提出を求める請願を議題とします。

ただいま上程中の請願第2号は、会議規則第92条第1項の規定により、お手元に配付いたしました請願付託表のとおり福祉文教常任

委員会に審査を付託します。

～～～～～～～～～～～～～～～～

**日程第3 請願第3号 30人以下学級
実現、義務教育費国庫負担制
度拡充に係る意見書の採択要
請について**

○議長（佐野芳彦） 日程第3、請願第3号
30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度
拡充に係る意見書の採択要請についてを議題
とします。

ただいま上程中の請願第3号は、会議規則
第92条第1項の規定により、お手元に配付い
たしました請願付託表のとおり福祉文教常任
委員会に審査を付託します。

以上で本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は6月6日午前10時から再開し
ます。

本日はこれで散会します。

お疲れさまでした。

（散会 午後5時08分）